

平成22（2010）年版

環境白書

《環境に関する年次報告》



広島県

環境白書の刊行にあたって

広島県知事 湯崎英彦



地球温暖化をはじめとする環境問題は、現在、私たちが直面する喫緊の課題となっています。

このため、広島県では、環境基本計画において、「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」を基本理念として掲げ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を築き上げるため、低炭素社会や循環型社会の構築、地域環境や生物多様性の保全を推進するための取組を推進しているところです。

また、本県では、新たな活力を創出するため、「人づくり」「新たな経済成長」「安心な暮らしづくり」「豊かな地域づくり」へ重点的に挑戦していくこととしています。環境問題はこれら全般に係ることであり、継続的に、また変化に即応して取り組む必要があります。

一方、環境問題の解決のためには、県民、事業者、行政、それぞれが環境を意識し、主体的に行動を起こしていくことが必要です。県では、今年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として設定し、エコ生活の実践を繰り返し呼びかけることとしています。

この白書は、本県における環境の現状や課題及びそれに対する取組などを掲載しています。

本書を通じて、県民の皆様が、本県の環境についての理解を深めていただくとともに、皆様の環境保全活動の一助になることを期待しております。

平成22(2010)年9月



「広島発・ストップ地球温暖化 県民運動」ロゴマーク

Contents

目 次

第1部 広島県の環境政策	
1 環境問題の推移	1
2 環境政策の方向性	2
第2部 環境の現状と県の取組	
第1章 地球環境の保全に貢献する広島	
第1節 地球温暖化防止対策の展開	
1 二酸化炭素排出量削減対策の推進	5
2 新エネルギーの導入促進	11
3 吸收源対策の推進	13
第2節 地球環境保全への貢献	
1 オゾン層保護の推進	15
2 その他の地球環境問題への対応	16
3 國際的な環境保全活動の推進	17
第2章 環境への負荷が少ない循環型社会広島	
第1節 循環型社会の構築	
1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	18
2 廃棄物適正処理の推進	26
3 健全な水循環の確保	33
第2節 地域環境保全対策の推進	
1 大気環境の保全	35
2 水環境の保全	41
3 土壤環境の保全	51
4 騒音・振動、地盤の沈下、悪臭の防止	53
5 化学物質の環境リスク対策の推進	57
6 アスベスト対策の推進	61
7 地域環境の維持・向上	63
第3章 自然と人がふれあう潤いのある広島	
第1節 濑戸内海の環境保全と創造（横断的項目）	67
第2節 優れた自然環境と生物多様性の保全	
1 自然公園等の指定	70
2 自然とのふれあいの増進	71
3 豊かな森林の保全と再生	73
4 水辺の保全・再生	76
5 生物多様性の保全	78
第3節 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造	
1 身近な自然環境の保全	84
2 優れた景観、歴史的・文化的環境の保全と創造	87
第4章 環境の保全と創造のための基盤づくり	
第1節 自主的な環境配慮を実践する人づくり	
1 環境関連情報の総合的な提供、環境保全思想の普及啓発	91
2 環境学習の推進	93
3 県民の実践活動に対する支援	96
4 事業者等による環境配慮の促進	99
5 環境保全活動の顕彰	101
第2節 自主的な環境配慮を支える基盤づくり	
1 エコビジネスの育成・集積の促進	103
2 環境影響評価制度等の推進	105
3 県の率先行動の推進	106
4 調査・研究の充実	110
付1 環境基本計画における目標又は目指すべき推移の進捗状況	112
付2 環境関連事業費	117
付3 県・市町の環境行政組織	118
環境用語索引	120

※資料編は、「広島県環境データ集」として、県環境情報サイト「エコひろしま」
(アドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/>)に掲載しています。

白書の読み方

この白書は、本県における環境の状況や施策の実施状況等を、2部構成によりまとめたものです。

第1部では、本県の環境問題の動向や環境政策の方向性について記述しています。

第2部では、環境の現状と課題、それに対する取組等を記述しています。

なお、環境に関する各調査・測定結果や規制基準等をまとめた「広島県環境データ集」を、県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載していますので、ご参照ください。

(「エコひろしま」アドレス <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/>)

参考：第2部において、各テーマごとに記載している情報とその読み方について、第3章 第2節1の「自然公園等の指定」(P70)を例に説明します。

第3章 第2節 使れた自然環境と生物多様性の保全

第2節 使れた自然環境と生物多様性の保全

1. 自然公園等の指定

● 現状と課題

我が国を代表する使れた自然の風景地やそれに準ずる地域、都道府県を代表する使れた自然の風景地を「自然公園法」に基づき、それぞれ国立公園、国定公園、県立自然公園に指定し、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が策められています。

県内には、鹿児島県立公園、比婆瀬戸原市立公園、西中国山地国定公園及び5箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。また、県内の使れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。KB法公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照。

図表 3-2-1 自然公園の面積(平成22年4月1日現在)

区分	面所数	面積(ha)	特例地帯		普通地帯
			うち特別保護地区	一般	
国立公園	1	10,881	1,069	293	3,112
国定公園	2	20,131	20,131	0	-
県立自然公園	6	6,491	6,491	0	-
計	9	37,403	34,141	296	3,112

資料：県自然環境保全課

図表 3-2-2 県自然環境保全地域等の地図数及び面積(平成22年4月1日現在)

区分	地図(図)数	面積(ha)	地図(図)数	
			うち自然環境保全地域	普通地帯
県自然環境保全地域	21	2,061	(本体地区1,243、普通過地区806)	
特定地帯	25	818		
B活用地帯	19	11	(本体面積)	
計	65	2,992		

資料：県自然環境保全課

【政策の方向】

■「自然公園法」、「自然環境保全条例」等に基づく使れた自然や貴重な動植物が生息する地域の保全・管理。

● 施策の展開

□ 使れた自然の景観を有する地域や貴重な動植物の生息する地域を自然公園や県自然環境保全地域等として指定し、その保全・管理に努めます。

ア 自然公園等の保全と管理【自然環境課】

自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直しを行うとともに、保護と利用の調和を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】公園計画に基づいた適正な保全・管理を行い、自然公園指導員等による利用の適正化や事故の防止に努めるとともに、景観の維持や利用の促進を図る。

1 重点公園：自然公園に基づき、既存の施設を充実・整備することを目的として整備を主とする公園。園内公園、園外公園、駅前公園等立ち位置により種別。

2 自然環境保全地域：自然環境の維持と健全な発達に寄与するため、「自然環境を公衆や自然の利用等によりより良好にして活用・改良するため、自然等の特性を尊重・考慮などにより保全対象」として、これと一体となるべき地域で設置される地域性の高い地域。

70

●現状と課題

このテーマに関して、広島県内で問題になっていること（現状）、その解決のために必要なこと（課題）を示しています。

詳細なデータ等を「広島県環境データ集」に掲載している場合があります。

「広島県環境データ集」は県環境情報サイト「エコひろしま」をご覧ください。
(エコひろしま)

<http://www.npoef-hinoshima.lg.jp/acc/>

【施策の方向】

問題解決のため、どのように取組を実施するとよいのか、その方向性を示しています。

●施策の展開

課題解決のための、県の取組
(平成 21 年度に講じた施策・
平成 22 年度に講じようとする
施策) 等を示しています。

1 環境問題の推移

本県では、昭和30年～40年代の高度成長期において、瀬戸内海沿岸を中心に、大気汚染や水質汚濁などの産業公害や、開発に伴う自然環境の破壊が進行し、大きな社会問題となりました。こうした問題に対処するため、国による各種の公害関係法の制定とあいまって、本県においても、「公害防止条例」や「自然環境保全条例」などを制定し、これらに基づく施策を推進してきました。

その結果、事業者や県民、国、県及び市町の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全について、一定の成果をあげることができました。

この間、経済成長に伴う都市化の進展や、生活様式の変化による大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムが定着し、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害、廃棄物排出量の増大など、新たな環境問題が発生してきました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少、酸性雨など、地球的規模の環境問題も生じています。

こうした問題に対処するため、本県では環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「環境基本条例」を平成7年3月に制定するとともに、平成9年3月には、同条例に基づく「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、海砂利採取問題を契機とした瀬戸内海の総合的な環境保全対策や、びんごエコタウン構想の推進、一般廃棄物を利用したRDF発電事業などに取り組んできましたが、地球温暖化の進行、廃棄物最終処分場のひっ迫、ダイオキシン類等の有害化学物質問題やアスベスト問題、ツキノワグマなどの野生生物の保護・管理、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、グリーン購入や環境学習など、新たな取組を要する問題も多く、引き続き、社会状況の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

■ 国の動向

国では、『循環型社会』の構築に向け、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」の制定や、個別物品のリサイクルを進めるため、「容器包装リサイクル法」^{※1}、「家電リサイクル法」^{※2}、「グリーン購入法」^{※3}、「食品リサイクル法」^{※4}、「建設リサイクル法」^{※5}、「自動車リサイクル法」^{※6}等のリサイクル関係法の制定・改正が行われています。

また、「廃棄物処理法」の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」^{※7}、「P C B 廃棄物特別措置法」^{※8}が制定されています。アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、汚染土壤の適正処理の推進のための「土壤汚染対策法」の改正が行われたほか、瀬戸内海など3水域を対象とした「第6次水質総量規制」が実施されています。

地球温暖化問題に対しては、京都議定書の目標達成に向けて、国民の取組や業務部門・家庭部門の対策を強化するための「地球温暖化対策推進法」^{※9}の改正が順次行われるとともに、北海道洞爺湖サミットを契機とし、「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定されています。また、国際的枠組みの合意を前提として、2020年に我が国の温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減する中期目標が公表されています。

自然環境の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保を盛り込んだ「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」「自然公園法」「自然環境保全法」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「^{※10}外来生物法」、生物の多様性を守るための「生物多様性基本法」などが制定・改正されています。

また、持続可能な社会を構築するための基盤として、自主的な環境保全等の取組を促す「環境保全活動・環境教育推進法」^{※11}が制定され、各主体が連携して環境保全意欲の増進や環境保全活動の推進に努めることが求められています。

※1 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ※2 家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法 ※3 グリーン購入法：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ※4 食品リサイクル法：食品循環資源の再利用等の促進に関する法律 ※5 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ※6 自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律 ※7 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※8 PCB廃棄物特別措置法：ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ※9 地球温暖化対策推進法：地球温暖化対策の推進に関する法律 ※10 外来生物法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ※11 環境保全活動・環境教育推進法：環境のための意欲の喚起及び環境教育の推進に関する法律

2 環境政策の方向性

今日の環境問題の多くは、私たちの日常の生活や通常の事業活動に起因しています。その背景として、私たちは、科学技術の飛躍的な進歩や経済の発展により、資源やエネルギーを大量に消費しながら、便利で豊かな生活を享受してきました。こうした生活様式や、これを支える社会経済システムが、廃棄物問題、地球温暖化などの様々な環境問題の原因となっていることを理解しなければなりません。

これらの問題は、対策を講じないまま放置すれば、問題がさらに深刻化するとともに、解決が一層困難となり、ひいては人類の生存基盤を脅かすことになります。

今、私たちがなすべきことは、私たちの社会を持続可能なものに変えていくことです。地球環境への負荷を減らし、電気、ガスなどのエネルギーの節約やごみの減量化・再資源化に取り組むなど、私たち一人ひとりのライフスタイルや事業活動のあり方を見直すとともに、本県の優れた自然環境や生物多様性を保全し、次代に継承していく必要があります。

■ 環境政策の新たな展開

本県では、持続可能な社会の実現を目指して、県民・事業者・行政のすべての主体が協働して、「環境にやさしい広島づくり」と「次代への継承」に取り組んでいます。このため、本県の環境政策の基盤となる「環境基本計画」の改定（平成14年度）や、「第2次廃棄物処理計画」（平成19年度）を策定しています。

環境問題の変化に適切に対応して持続可能な社会づくりを進めるためには、新たな政策手段の導入や、環境配慮のしくみづくり、環境学習の支援や、環境情報の提供など、あらゆる政策を組み合わせて、相乗的な効果を発揮させることが重要になっています。

このため、廃棄物の排出抑制やリサイクルを誘導する経済的な手法（インセンティブ）として「産業廃棄物埋立税」を導入（平成 15 年度）し、その収税を「リサイクルの推進」「廃棄物対策」「自主的な環境活動の支援」の事業に充てています。（平成 20 年度から 5 年間延長）

また、新たな環境問題に広範に取り組むため「公害防止条例」を全面改正し、産業公害に対応した規制的手法に加え、県民・事業者の自主的な取組を促す仕組みを盛り込んだ「生活環境保全条例」を制定（平成15年度）しました。

さらに、県民総ぐるみで地球温暖化防止に取り組むため、日常の生活や事業活動等における省エネルギー対策や新エネルギー導入等の施策を盛り込んだ「地球温暖化防止地域計画」（平成 15 年度）、「地域新エネルギービジョン」を策定（平成 16 年度）し、平成 20 年 7 月から「広島発・ストップ地球温暖化 県民運動」を展開するとともに、平成 22 年 6 月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と定め、実践行動を繰り返し呼びかけていくこととしています。また、平成 21 年からは、広島県グリーンニューディール基金事業により、太陽光発電の導入など効果的な二酸化炭素削減対策を推進しています。

「環境基本計画」や「生活環境保全条例」などを踏まえ、

- ・持続可能な社会の構築
 - ・環境と経済・社会の調和的発展
 - ・各主体による自主的取組の推進や連携・協働体制の構築

の3つの視点に基づき、「みんなで進める次代のための環境づくり」を施策方針として、「地球環境保全対策」「循環型社会の構築」「自然環境保全対策」を重点的に推進するほかこうした施策の共通的な基盤として、「自主的な環境配慮を実践する人づくり」や「自主的な環境配慮を支える基盤づくり」などを進めいくこととしています。

また、平成22年度には、「環境基本計画」、「地球温暖化防止地域計画」及び「第3次廃棄物処理計画」を策定・改定し、新たな方向性を打ち出こととしています。

*12 生活環境保全条例：生活環境の保全等に関する条例

環境行政の変遷と今後の方向

年代	経済状況	時代のキーワード	GDP 経済成長率	環境問題 の推移	国の環境行政の変遷					広島県の環境行政の変遷	【社会経済システム】
					環境保全	自然との共生	廃棄物・リサイクル	地球環境保全	有害化学物質等		
1965 (S40)	いざなぎ景気	神武景氣 岩戸景氣 初全総	経済的自立 完全雇用 所得倍増	産業公害 都市生活型公害 地球環境問題	33兆円	自然公園法(S32)	化製場法(S23)			県立自然公園条例(S34.10公布・S34.11施行)	大量生産・大量消費・大量廃棄型社会
		新全総 日本列島改造 第1次石油ショック	公害問題 均衡ある日本建設 国民福祉の充実 環境庁発足 国際協調の推進		15.4%	公害対策基本法(S42)⇒廃止(H5) 大気汚染防止法(S43) 騒音規制法(S43) 水質汚濁防止法(S45) 公害罪法(S45) 公害紛争処理法(S45) 悪臭防止法(S46) 公害防止組織整備法(S46) 公害健康被害補償法(S48)	公害防止事業者負担法(S45) 公害財特法(H46) 自然環境保全法(S47) 瀬戸内海環境保全臨時措置法(S48)	廃棄物処理法(H45) 海洋汚染防止法(H45)		※PCB問題	公害防止条例(S44制定, S46全部改正)⇒廃止(H15) 公害紛争処理条例(S45.10公布・H45.11施行)
		148兆円	9.0%			振動規制法(S51)	瀬戸内海環境保全特別措置法(S53) ※瀬戸内海環境保全基本計画(S53) ※第1次水質総量削減基本方針(S54)	合特法(S50)	省エネルギー法(S54)	自然公園施設設置管理条例(S51.3公布・S51.4施行)	
1975 (S50)	3全総 第2次石油ショック 相次ぐ経済対策	安定成長への移行 国民生活の質的向上		湖沼水質保全特措法(S59)	320兆円	浄化槽法(S58)				自然海浜保全条例(S55.3公布・S55.5施行) ※第1次水質総量削減計画(S55.3) ※瀬戸内海環境保全県計画(S56.7)	意識・システム改革
		多極分散 豊かさ実感			6.3%	自動車NOX特措法(H4)	野生生物種保存法(H4)	資源有効利用促進法(H3) 有害廃棄物輸出入規制法(H4)	オゾン層保護法(S63) 気候変動枠組み条約(H6)	化製場法施行条例(S59.6公布・S59.10施行)	
		安心できる社会 地球サミット			483兆円	環境基本法(H5.11公布・施行)				浄化槽保守点検業者登録条例(S60.7公布・S60.10施行)	
1985 (S60)	プラザ合意 バブル景気 4全総 消費税(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	世界人口60億人突破	0.4%	容器包装リサイクル法(H7) 環境影響評価法(H9) 家電リサイクル法(H10)	※酸性雨問題 ※京都議定書締結(H9)	※有害大気汚染物質対策 ※ダイオキシン類対策 ※環境ホルモン調査	※不法投棄パトロール・110番 ※第1次環境基本計画(H9.3) ※海砂採取禁止(H10.2) ※一般廃棄物広域処理計画(H10.7) 環境影響評価条例(H10.10公布・H11.6施行) ※びんごエコタウン構想(H12.3)	※京都議定書締結(H9)	※京都議定書締結(H9)	環境保全基金条例(H2.3公布・施行) みどり景観基金条例(H3.3公布・H3.4施行) ふるさと広島景観保全創造条例(H3.3公布・施行)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
		携帯電話普及 規制緩和 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモン			自動車NOX特措法(H4)	野生生物種保存法(H4)	資源有効利用促進法(H3) 有害廃棄物輸出入規制法(H4)	オゾン層保護法(S63) 気候変動枠組み条約(H6)	環境基本法(H6.11公布・施行)	野生生物種保護条例(H6.3公布・H7.1施行) 環境審議会条例(H6.7公布・H6.8施行)	
		世界人口60億人突破	513兆円		483兆円	※第1次環境基本計画(H6)				環境基本条例(H7.3公布・施行)	
1995 (H7)	消費税率5% 5全総 相次ぐ経済対策	世界人口60億人突破	0.4%	容器包装リサイクル法(H7) 環境影響評価法(H9) 家電リサイクル法(H10)	自然再生推進法(H14)	自然再生推進法(H14) 鳥獣保護法(H14, 全部改正) 外来生物法(H16) 景観法(H16)	グリーン購入法(H12) 食品リサイクル法(H12) 建設リサイクル法(H12) 循環型社会形成推進基本法(H12) 自動車リサイクル法(H14)	フロン回収破壊法(H13) RPS法(H14)	PCB特措法(H13) ※京都議定書発効(H17)	※不法投棄パトロール・110番 ※第1次環境基本計画(H9.3) ※海砂採取禁止(H10.2) ※一般廃棄物広域処理計画(H10.7) 環境影響評価条例(H10.10公布・H11.6施行) ※びんごエコタウン構想(H12.3)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
		携帯電話普及 規制緩和 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモン			土壤汚染対策法(H14)		グリーン購入法(H12) 食品リサイクル法(H12) 建設リサイクル法(H12) 循環型社会形成推進基本法(H12) 自動車リサイクル法(H14)	※京都議定書発効(H17)	※京都議定書締結(H9)	※京都議定書締結(H9)	
		世界人口60億人突破	513兆円		環境保全活動・環境教育推進法(H15)					※京都議定書締結(H9)	
2000 (H12)	物価下落継続 日本郵政公社発足	中央省庁再編	1.2%	※第2次環境基本計画(H12) 土壤汚染対策法(H14) 環境保全活動・環境教育推進法(H15)	※第2次環境基本計画改定(H12)	自然再生推進法(H14)	グリーン購入法(H12) 食品リサイクル法(H12) 建設リサイクル法(H12) 循環型社会形成推進基本法(H12) 自動車リサイクル法(H14)	フロン回収破壊法(H13)	PCB特措法(H13)	※瀬戸内海環境保全・創造プラン(H13.3) ※びんごエコタウン実行計画(H14.3)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
		米国同時多発テロ			土壤汚染対策法(H14)	自然再生推進法(H14)	グリーン購入法(H12) 食品リサイクル法(H12) 建設リサイクル法(H12) 循環型社会形成推進基本法(H12) 自動車リサイクル法(H14)	RPS法(H14)		※瀬戸内海環境保全・創造プラン(H13.3) ※びんごエコタウン実行計画(H14.3)	
		就職氷河期			環境保全活動・環境教育推進法(H15)	鳥獣保護法(H14, 全部改正) 外来生物法(H16) 景観法(H16)				※瀬戸内海環境保全・創造プラン(H13.3) ※びんごエコタウン実行計画(H14.3)	
2005 (H17)	日本郵政グループ発足 原油価格上昇 経済危機対策	少子高齢化 人口減少 北海道洞爺湖サミット	2.4%	※第3次環境基本計画(H18) 土壤汚染対策法(H21)	※第3次環境基本計画(H18)	※第6次水質総量削減基本方針(H18)	容器包装リサイクル法改正(H18)	※京都議定書約束期間(H20~) 地球温暖化対策推進法改正(H20)	PCB特措法(H13)	※不法投棄パトロール・110番 ※第1次環境基本計画(H9.3) ※海砂採取禁止(H10.2) ※一般廃棄物広域処理計画(H10.7) 環境影響評価条例(H10.10公布・H11.6施行) ※びんごエコタウン構想(H12.3)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
		リーマンショック			大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正(H22)	生物多様性基本法(H20)	食品リサイクル法改正(H19)	※低炭素社会づくり行動計画(H20)	※京都議定書締結(H9)	※京都議定書締結(H9)	
		世界人口60億人突破	503兆円		自然公園法・自然環境保全法改正(H22)	※瀬戸内海の再生に向けた新規立法	※廃棄物のエネルギー利用(熱回収) ※最終処分場の計画の確保	※CO2削減 ※再生可能エネルギーの導入促進 ※地球温暖化適応策の検討	※保管PCBの処理 ※アスベスト対策	※不法投棄パトロール・110番 ※第1次環境基本計画(H9.3) ※海砂採取禁止(H10.2) ※一般廃棄物広域処理計画(H10.7) 環境影響評価条例(H10.10公布・H11.6施行) ※びんごエコタウン構想(H12.3)	
2010 (H22)	世界人口60億人突破	少子高齢化 人口減少 北海道洞爺湖サミット	2.4%	【今後の課題等】	【今後の課題等】	※瀬戸内海の再生に向けた新規立法	※廃棄物のエネルギー利用(熱回収) ※最終処分場の計画の確保	※CO2削減 ※再生可能エネルギーの導入促進 ※地球温暖化適応策の検討	※保管PCBの処理 ※アスベスト対策	※不法投棄パトロール・110番 ※第1次環境基本計画(H9.3) ※海砂採取禁止(H10.2) ※一般廃棄物広域処理計画(H10.7) 環境影響評価条例(H10.10公布・H11.6施行) ※びんごエコタウン構想(H12.3)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
		リーマンショック									
		世界人口60億人突破	503兆円								

【今後の方向】

- I 地球環境保全への貢献
 - 地球温暖化防止対策及び適応策の推進
(二酸化炭素排出削減、新エネルギー導入、温暖化適応策等)
 - 地球環境保全への貢献
(オゾン層保護、酸性雨対策等)
 - 國際的な環境保全活動(環境国際協力、環境技術移転等)の推進
- II 循環型社会の構築
 - 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
 - 廃棄物の適正処理(不法投棄防止、最終処分場確保等)の推進
 - 健全な水循環(流域水循環、水源林造成等)の確保
 - 地域環境保全対策の推進
(大気、水質、土壤、騒音・振動・悪臭、化学物質、地域環境等)
- III 自然環境の保全
 - 優れた自然環境と生物多様性の保全
(森林、自然公園、水辺、生物多様性の保全等)
 - 身近な自然と快適環境の保全・創造
(自然環境、自然とのふれあい、景観・歴史的環境等)
- IV 環境保全・創造の基盤づくり
 - 自主的な環境配慮を実践する人づくり
(環境学習、実践活動支援、環境配慮等)
 - 自主的な環境配慮を支える基盤づくり
(エコビジネス、環境影響評価、率先行動等)

【基本理念】

環境にやさしい広島づくりと次代への継承

第1章 地球環境の保全に貢献する広島

今日の環境問題の中でも、世界的かつ人類共通の課題となっている地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの問題に適切に対応し、地球環境の保全に貢献するため、地域からの取組を積極的に推進します。

第1節 地球温暖化防止対策の展開

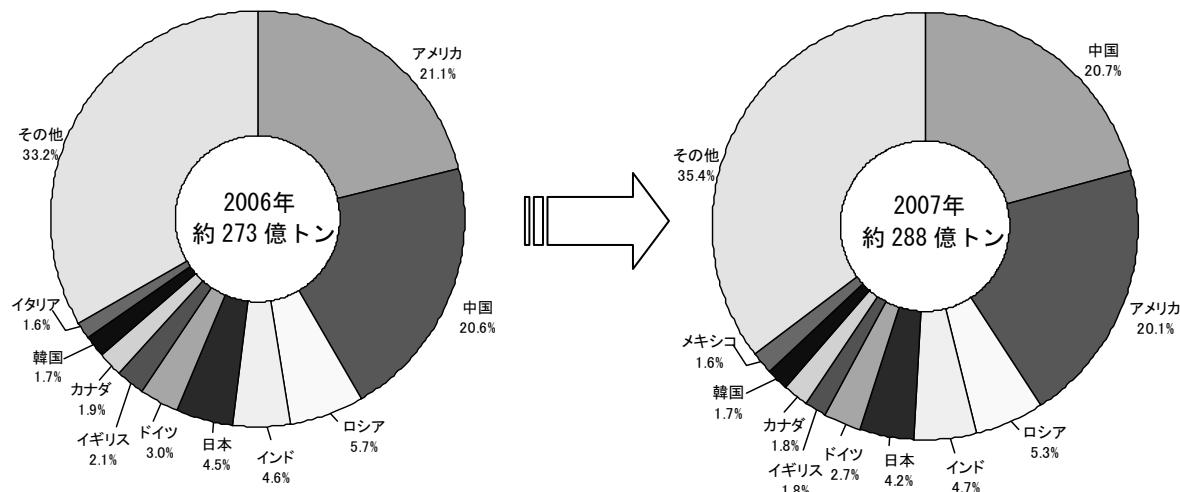
1 二酸化炭素排出量削減対策の推進

●現状と課題

(1) 世界の二酸化炭素排出状況

世界各国における平成19年(2007年)の二酸化炭素排出量は、年間約288億トンで、平成18年(2006年)と比較して約15億トン増加しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、ロシア、インドに次いで世界第5位です。中国、インドなど新興国の排出量が増加しており、平成19年、中国の排出量がアメリカを上回り世界第1位となりました。

図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合（二酸化炭素換算）



資料：エネルギー・経済統計要覧

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の平成19年度の二酸化炭素排出量は平成2(1990)年度に比べて34.6%増加、平成18年度に比べて1.6%増加しています。

平成19年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は、4,195万トンで、県全体の71.4%と最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合(46.5%)と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

運輸部門からの排出量は、平成19年度696万トンで、県全体の11.9%と二番目に大きな割合を占めています。

民生(家庭)部門からの排出量は、平成19年度では467万トンで、県全体の8.0%と三番目に大きな割合を占めています。平成2年度以降の民生(家庭)部門の排出量は、世帯数が増加したこと等により、増加しており、家庭における省エネルギー対策や新エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生（業務）部門からの排出量は、平成19年度では465万トンで、県全体の7.9%を占めています。平成2年度以降の民生（業務）部門の排出量は、事務所や小売等の延床面積が増加したこと等により、増加しています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と伸び率（平成19年度）

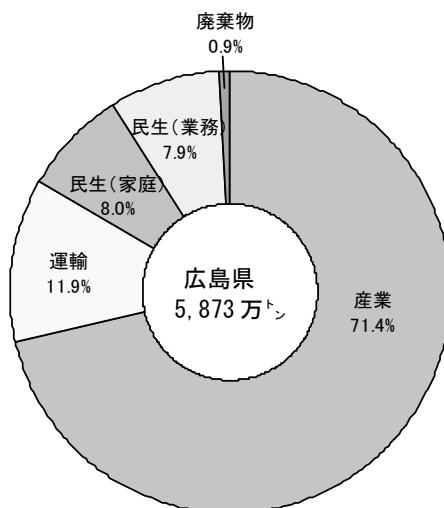
区分	H2基準年		H19実績		H2~H19伸び率		備考
	国 (万t)	県 (万t)	国 (万t)	県 (万t)	国 (%)	県 (%)	
産業	61,330	3,088	60,460	4,195	▲1.4	35.8	県目標 H22年度に、H2排出量比 ▲2%※
運輸	21,700	599	24,500	696	12.9	16.2	国目標 H20~24年度の間で、H2 年度排出量比 ▲6%※
民生(家庭)	12,700	326	18,000	467	41.7	43.3	※温室効果ガス全体の 削減率
民生(業務)	16,400	300	24,300	465	48.2	55.0	
廃棄物	2,270	48	2,840	50	25.1	4.2	
合計	114,400	4,362	130,100	5,873	13.7	34.6	

※県内の二酸化炭素排出量は、推計方法を見直したことから、再度計算し直した値である。

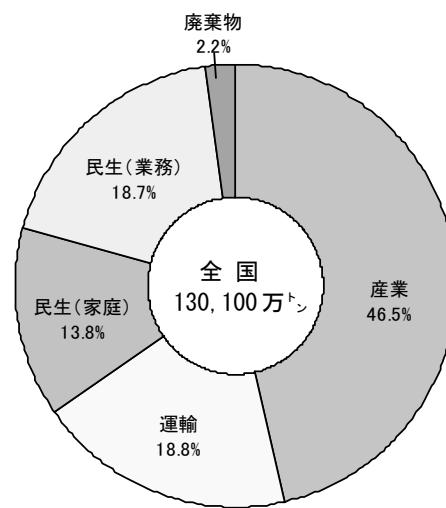
※産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 広島県と全国の二酸化炭素排出量の部門別割合（平成19年度）



資料：県環境政策課



出典：環境省『日本の温室効果ガス排出量』

【施策の方向】

- 産業・運輸・民生の各部門の状況を踏まえた実効性ある二酸化炭素排出量削減対策の推進

●施策の展開

（1）総合的・計画的な施策の推進

- 「京都議定書」による温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、平成15年度に策定した「地球温暖化防止地域計画」に基づく取組を推進します。
- 温室効果ガスの排出削減に向けた国や他の都道府県の動向、本県の産業・運輸・民生の各部門の特徴などを踏まえた実効性ある二酸化炭素排出量削減対策を推進します。

ア 「広島県環境基本計画」・「広島県地球温暖化防止地域計画」の策定 [環境政策課]

本県の環境に関する総合計画である「広島県環境基本計画」及び地球温暖化対策に係る個別計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」の計画期間が、平成22年度で終了するため、平成23年度を初年度とする次期計画を策定します。

【平成21年度実績】次期計画策定に向けて、新たな算定方法による温室効果ガス排出量調査や、環境に関する意識調査等を実施。

【平成22年度内容】次期環境基本計画・地球温暖化防止地域計画を策定。

(2) 産業・民生(業務)部門

- 温室効果ガスの排出量が多い事業者に対し、自主的な削減に向けた計画的な取組の促進を図ります。
- 化石燃料¹の利用等に伴う二酸化炭素の排出を抑制するため、新エネルギー²や省エネルギーに資する設備投資に対する支援を行うとともに、新・省エネルギー機器等の開発、ライフサイクルアセスメント(LCA)³手法の普及等を推進します。
- 排熱エネルギー等を効率的に利用できるコージェネレーションシステム、地域冷暖房システム等の利用促進、ESCO事業⁴の普及促進等を図ります。
- 都市化によるヒートアイランド現象⁵を緩和し、人の健康や生活環境を保全するため、人工排熱の削減、不透水化された地表面被覆の改善、都市緑化や水辺空間の創出等を促進します。

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「生活環境保全条例」に基づき、第1種エネルギー管理指定工場⁶に対し、温室効果ガス削減計画書の作成・公表、県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、中小企業による対策を検討するなど、産業部門の取組を促進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】計画の進捗状況等を把握するとともに、国の制度を活用して県内の第1種及び第2種エネルギー管理指定工場⁷等から排出された温室効果ガス排出量を把握し、事業者の地球温暖化防止対策に向けた取組を支援。また、中小企業における省エネルギー対策についての調査・研究を実施。

※ **関連事業**：広島県グリーンニューディール基金事業(P12)、緑地環境保全地域の指定等(P86)、都市公園事業(P86)、港湾環境整備事業(P87)、エコアクション21導入促進(P100)、エコアクション21取得支援(P100)

1 化石燃料：動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のこと。主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。

2 新エネルギー：「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面における制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。具体的には、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電・熱利用、中小水力発電、地熱発電、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造をいう。

3 ライフサイクルアセスメント(LCA)：Life Cycle Assessment の略。特定の製品が生産から消費・使用、廃棄までのライフサイクルを通じて環境に与える影響を評価する方法。

4 ESCO事業：ESCO(Energy Service Company)事業の略。ESCO事業者が、施設の照明や空調などエネルギー設備を省エネルギー型に改良転換することを提案し、設計・施工・運転管理まで包括的に提供することにより省エネルギー化を実現し、かつ、その効果を保証する事業。設備の改修費等初期投資を、省エネルギー化による光热水費削減分で回収する。

5 ヒートアイランド現象：都市化の進展に伴い、コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加や緑地の減少とともに、空調機器や自動車からの排熱が増加することにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

6 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算3,000kL以上の工場・事業場

7 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算1,500kL以上3,000kL未満の工場・事業場

(3) 運輸部門

- 低公害車等の普及促進を図ります。
- 鉄道、路線バス等の公共交通機関の利便性の向上、パークアンドライド⁸等の交通需要マネジメント（TDM）⁹の推進等により、自家用自動車の交通量の低減を推進します。
- 不要なアイドリングや急発進・急加速の自粛など、エコドライブ¹⁰の推進を図ります。
- 道路交通流の円滑化を図るため、路上工事の施工方法等に留意しつつ基盤整備を推進します。

ア ひろしまEVタウン推進事業 [環境政策課]【新規】

走行中にCO₂を排出しない電気自動車（EV）の導入を促進するため、電気自動車の貸出及び充電設備の整備を行うレンタカー事業者等への支援を実施し、購入の動機付けとなるよう県民が気軽に電気自動車の性能を実感できる機会を提供します。また、観光ともタイアップすることで、本県の自然美のPRと環境意識の啓発を図ります。

【平成22年度内容】レンタカー事業者等による電気自動車の導入（18台）及び充電設備の整備（11台）に対して助成。10月から県民、観光客等へ貸出。

イ 環境にやさしい水素自動車導入事業 [環境保全課]

次世代低公害車を県が率先して導入し、地球温暖化防止や新エネルギー導入促進の普及啓発を図り、イベントや環境学習等に活用します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】「環境にやさしい水素自動車」として、21年8月までマツダRX-8ハイドロジェンREを導入し、21年9月からはプレマシーハイドロジェンREハイブリッドを導入。

※ 関連事業:生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進(P36)、都市交通円滑化の推進(P37)、環状道路・バイパスの整備(P38)、街路事業(P38)、交通管制システムの高度化(P38)

(4) 民生（家庭）部門

- 各種媒体を通じた広報や地球環境問題をテーマとした講演会の開催等により、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立に向けた普及・啓発を行います。
- 省エネルギー機器や環境共生建造物¹¹の普及を促進するしくみづくりを行います。
- 市町や「広島県地球温暖化防止活動推進センター」¹²、「地球温暖化対策地域協議会」¹³、「地球温暖化防止活動推進員」¹⁴、「ひろしま地球環境フォーラム」等と連携を図り、地域における効率的な地球温暖化防止対策を推進します。

8 パークアンドライド：都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

9 交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management）：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

10 エコドライブ（環境に配慮した運転）：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどがあげられます。（参照URL：県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/f/f1/aidring/aidrin.pdf>）

11 環境共生建造物：住宅の高気密性・高断熱化や冷暖房・給湯・照明機器の改善などを図るとともに、太陽光・太陽熱の利用、雨水の再利用、生ごみの堆肥化や屋上植栽などにより、エネルギー消費や二酸化炭素排出量の削減をはじめ環境保全に総合的に配慮することを目標とした住宅等の建造物。

12 広島県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日に（財）広島県環境保健協会を指定している。

13 地球温暖化対策地域協議会：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行ふために設置するもの。

14 地球温暖化防止活動推進員：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱するもの。

ア 県民運動の支援（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

(ア) 「ひろしま環境の日」の設定【新規】

「広島発・ストップ地球温暖化県民運動」を加速させるため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、本年6月より毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と定め、広報及び普及啓発に積極的に取り組むとともに、様々な環境関連行事や実践事例等について情報を発信していきます。

【平成22年度内容】県民だよりやテレビ広報番組による広報を実施。

(イ) マイバッグ運動の推進

「広島発・ストップ地球温暖化県民運動」の重点取組として、市町・事業者及び消費者団体等の協力を得てレジ袋無料配布中止に関する協定を締結し、平成21年10月1日から取組を開始した。

【平成21年度実績】26事業者（400店舗）と協定を締結。

【平成22年度内容】マイバッグ運動の趣旨を啓発し、定着・拡大を図るとともに、取組参加事業者の新規参画を促進。

(ウ) 家庭における取組支援

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援します。

【平成21年度実績】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベントの開催や家庭での環境家計簿の普及を目的にエコカレンダーを2万部作成し、市町等を通じて配布。

また、学校における環境学習の推進を図るため、小学生が取り組める項目を日記形式でまとめた「エコチャレンジ日記」を3万部作成し、県内の小学校に配布。

【平成22年度内容】引き続き、県民への地球温暖化防止に関するイベントの開催、エコカレンダーやエコチャレンジ日記を作成・配布。

(エ) 地域における取組支援

広島県地球温暖化防止活動推進センター（(財)広島県環境保健協会）等と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】地球温暖化対策地域協議会が各市町で1団体以上設立されるよう、新規協議会の設立を支援。（平成21年度：3市町で4地域協議会が新規設立）

(オ) 環境学習講師派遣

学校、自治会、公民館等が実施する環境学習会に、県が登録した専門的知識や経験を有する講師を派遣します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】21年度は、37人を派遣。22年度も引き続き実施する。

イ CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの推進 [環境政策課]

キャンペーン期間中（6月20日～7月7日）、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム会員企業へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯（ライトダウン）を実施するとともに、地球温暖化問題を考える機会として広く広報します。

【平成21年度実績】事前に新聞広告やマスコミへの情報提供のほか、街頭でのPR活動を実施。ライトダウンの取組を周知。県内で468箇所が参加登録。

【平成22年度内容】テレビスポットCMや「七タライトダウンコンサート」を実施。県内で452箇所が参加登録。

ウ 長期優良住宅の普及促進 [住宅課]¹⁵

広報や講習会の開催等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿命化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図ります。

【平成 21 年度実績】県ホームページ等による広報を実施。制度周知・技術普及のための講習会を開催。

【平成 22 年度内容】県ホームページ等による広報を実施。技術普及のための講習会を開催。

(5) その他

ア 地球温暖化適応策検討事業 [環境政策課]

地球温暖化の進行に伴う影響に対する適応策について、国の検討成果等も踏まえながら、地域に対する影響を把握し、軽減するための調査等を実施します。

【平成 21 年度実績】平成 20 年度の調査結果を踏まえ、県内への影響を継続的に把握するモニタリング指標等を検討。(事業終了)

イ カーボン・オフセット普及促進事業 [環境政策課]¹⁶

低炭素社会の構築に向けた自主的なCO₂排出量を削減・吸収する取組の手法である「カーボン・オフセット」について、本県における県民・事業者の取組を促進します。

【平成 21 年度実績】県民や事業者が積極的にカーボン・オフセットに取り組むことができるよう、制度の趣旨や取組事例等を掲載したガイドブックを作成するとともに、カーボン・オフセット制度を活用した事業創出の検討を実施。(事業終了)

ウ 森林によるカーボン・オフセット推進事業 [環境政策課] 【新規】

森林整備による森林吸収量の増大、木質バイオマスのボイラーエネルギー利用によるCO₂排出量の削減を推進するため、カーボン・オフセット制度の活用について、その実現可能性を調査・研究します。

【平成 22 年度内容】森林事業者や木質資源利用事業者等のカーボン・オフセット手法導入に関するニーズ調査等を実施し、実現可能性を調査・研究。

エ 信号機の改良（LED化）[交通規制課]¹⁷

信号機の白熱電球を、消費電力が少ないLED灯器・LED電球に交換し、二酸化炭素排出量の低減を図ります。

(ア) LED灯器

【平成 21 年度実績】車両用灯器 788 灯、歩行者用灯器 801 灯

【平成 22 年度内容】車両用灯器 30 交差点、歩行者用灯器 30 交差点

(イ) LED電球

【平成 22 年度内容】車両用灯器 4,589 灯、歩行者用灯器 3,850 灯

15 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

16 カーボン・オフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合せ（相殺）する考え方。

17 LED (Light Emitting Diode)：発光ダイオード、電気を流すと発光する半導体。

2 新エネルギーの導入促進

●現状と課題

「京都議定書」の目標達成に向け、エネルギー供給面においても温室効果ガスの削減効果の高い対策を実施する必要があります。

本県では、R D F¹による高効率発電を行う「福山リサイクル発電施設」を整備しており、平成21年度発電量は約104百万kWh（実績）となっています。

また、日照時間が長いという本県の地域特性及び国の補助制度の復活、余剰電力買取制度の創設、市町補助制度の創設等により、太陽光発電の導入が進んでいます。このうち、住宅用太陽光発電システムの設置件数は、平成6年度から平成21年度（12月末）までの累計で導入件数は約18,000件となっています。（太陽光発電普及拡大センター等調べ）

更に、本県は豊富な農林水産資源を有しております、バイオマス²を活用した発電・熱利用も進められています。

県内のクリーンエネルギー自動車の普及については、ハイブリッド車を中心に15,696台の登録があります。（平成21年9月末現在、中国運輸局調べ）

【施策の方向】 ■ 新エネルギーの一層の導入促進

●施策の展開

- 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」³を踏まえつつ、平成17年3月に策定した「地域新エネルギービジョン」の具現化を図るため、「自然活用の視点」、「資源循環の視点」及び「新産業育成の視点」の3つの視点に基づき、化石燃料によらない環境負荷の少ない新エネルギーの導入促進を図ります。
- 経済性、安定性、効率性等の諸特性を考慮しながら、国等の補助・融資制度を活用し、公共施設などへの太陽光・太陽熱及びバイオマスなど新エネルギーの導入を加速させます。

ア 大規模太陽光発電導入促進検討事業 [環境政策課]

降雨量が少なく、日射量が多いという本県の地域特性を生かし、大規模太陽光発電（1,000kW以上の発電能力のある太陽光発電。メガソーラー発電）の本県への導入を促進します。

【平成21年度実績】有識者等による「大規模太陽光発電導入促進研究会」の開催（3回）及び県内公共関係適地の調査、メガソーラー発電事業に対する事業者意向調査を実施。適地調査により10箇所をリストアップ。（事業終了）

1 R D F : Refuse Derived Fuel の略でごみ固形燃料と訳す。ごみを破碎・選別後に乾燥、圧縮、成型し、減容・固化して燃料化したもの。
2 バイオマス：もともと生物（bio）の量（mass）のことだが、再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいう。

3 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（R P S法）：電気事業者による新エネルギーの利用に関する措置が規定された法律。新エネルギーの種類を規定し、それぞれの利用目標を定めることとなっており、電気事業者に一定割合以上の新エネルギー電気の利用が義務づけられた。

イ 広島県グリーンニューディール基金事業（地球温暖化対策関係事業）【環境政策課】

地球温暖化対策等の喫緊の環境問題を解決し、持続可能な地域社会を構築するため、国の「地域グリーンニューディール基金」補助金により上積みした環境保全基金を活用し、多様な取組を推進します。

県民・事業者の二酸化炭素削減の一層の取組を促進するため、太陽光発電等の導入を支援するとともに、啓発効果の高い公共施設へ太陽光発電等を率先導入します。

区分	事業内容	実績及び内容
地球温暖化対策関係事業	①住宅用太陽光発電システム等普及促進事業 住宅用太陽光発電システム及び省エネ設備(LED照明器具等)を複合的に設置する住民に補助する市町を支援 補助単価：7万円/件 (市町への補助率10/10)	【平成21年度実績】 9市町(竹原市、尾道市、大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、神石高原町)合計82件補助 【平成22年度内容】 広島市を除く全22市町に対し補助
	②事業者等省エネ改修支援事業 民間事業者の複合的又は一体的な省エネ改修費を助成 補助率：1/3、補助上限額：200万円/件	【平成21年度実績】 補助件数：1件 (高効率空調機への更新) 【平成22年度内容】 補助予定件数：8件
公共施設省エネ・グリーン化推進事業	①市町施設省エネ・グリーン化支援事業 市町施設における太陽光発電システム、LED照明等の複合的又は一体的な設備整備を支援 補助率：10/10	【平成21年度実績】 5市町(尾道市、大竹市、東広島市、府中町、北広島町)に対し補助、平成22年度中に完成予定 【平成22年度内容】 7市町(呉市、竹原市、福山市、三次市、庄原市、廿日市市、海田町)に対し補助
	②県有施設省エネ・グリーン化推進事業 県有施設における太陽光発電システム、LED照明等の複合的又は一体的な設備整備	【平成21年度実績】 中央森林公園、福山青少年自然の家及び宮島公園で実施し、平成22年度中に完成予定 【平成22年度内容】 びんご運動公園、みよし公園、県立総合体育館で実施

ウ 「緑の分権改革」推進事業 【環境政策課】 【新規】

総務省の「緑の分権改革」推進事業を受託して、県内2市において地域のクリーンエネルギー資源の賦存量の調査及び実証調査を行います。

【平成22年度内容】三次市、庄原市で実施。

エ 県立学校施設設備整備事業（太陽光発電導入）【施設課】

県立学校において、校舎屋上等に太陽光パネルを設置し、地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】県立学校10校に太陽光発電を導入（平成21年度・22年度の2か年事業）。

※ 関連事業：環境に優しい水素自動車導入事業(P8)、福山リサイクル発電事業の運用(P25)、工業用水道事業・水道用水供給事業(P109)

3 吸収源対策の推進

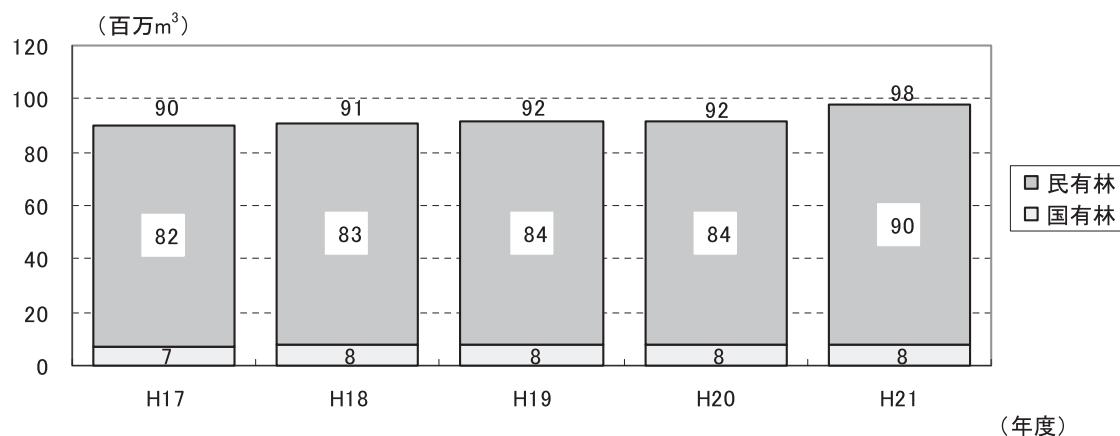
● 現状と課題

木材価格の低迷による林業生産活動の減退やライフスタイルの変化などにより、間伐等未実施林など手入れ不十分な森林が存在しています。

このような状況のなか、現状程度の水準で森林整備等が推移した場合、確保できる森林の吸収量は「京都議定書」で認められた我が国の森林吸収源対策による上限値3.8%を大幅に下回るおそれがあります。

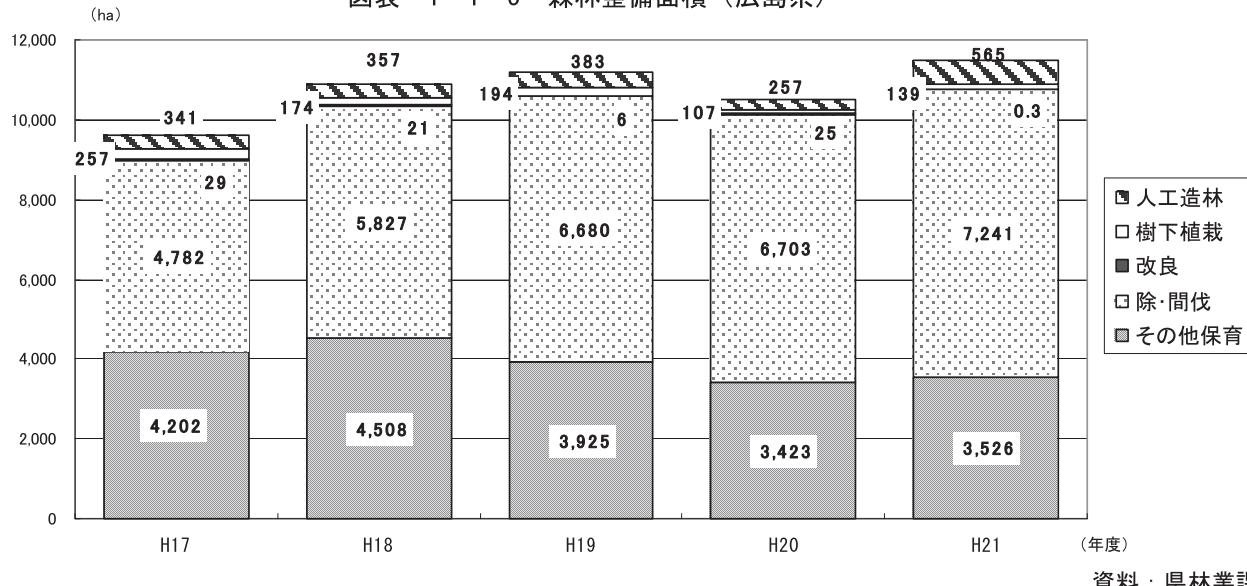
このため、適切な森林経営により温室効果ガスの吸収量を確保し、地球温暖化防止に積極的に貢献していく必要があります。

図表 1-1-4 森林蓄積量（広島県）



資料：県林業課

図表 1-1-5 森林整備面積 (広島県)



資料：県林業課

【施策の方向】

- 「京都議定書」で認められた我が国の森林吸収源対策による吸収量の上限値3.8%の確保に向けた森林の整備・保全等の推進

●施策の展開

- 森林の特性に応じて、複層林化、広葉樹の導入等を含む多様な森林整備の展開や、緊急に間伐等の保育が必要な森林における施業の推進、荒廃林や病害虫被害森林の復旧等により、健全な森林の整備を推進します。
- 保安林の保全に努めるとともに、「自然公園法」や「自然環境保全条例」に基づく優れた自然の風景地と森林や自然環境の保全を図ります。
- 森林ボランティアや NPO、団体、企業など、広く県民参加による森林の整備や保全活動の推進を図ります。
- 県内一円の木材を対象とした県産材の流通体制を構築するとともに、県産材消費拡大緊急支援事業を通じて、県産材の利用拡大を図ります。
- 国の「緑の政策大綱」等に基づき、都市公園、道路、河川等の公共公益施設等において高木を植栽するなど、都市部の計画的な緑化を推進します。

ア 森林整備加速化・林業再生事業 [林業課]

間伐の促進と間伐材等の森林資源の安定的な利用による林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることにより、森林の整備を促進します。

【平成 21 年度実績】間伐(645ha)、林内路網整備(25 路線)、高性能林業機械導入(8 台)等

【平成 22 年度内容】間伐、林内路網整備、高性能林業機械導入等を予定

イ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

県産材の消費拡大を図るため、県産材を使用した一戸建て住宅を新築又は購入する場合に、その金額の一部を助成します。

【平成 21 年度実績】一戸あたり 40 万円 117 戸、50 万円 94 戸を助成。

【平成 22 年度内容】一戸あたり 40 万円を助成。

※ 関連事業 : 水源林造成事業 (P34)、森林整備地域活動支援事業 (P75)、森林整備事業 (造林事業) (P75)、森林病害虫駆除事業 (P75)、緑化活動推進事業 (P75)、地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 (P75)、都市公園事業 (P86)、街路事業 (P86)

第2節 地球環境保全への貢献

1 オゾン層保護の推進¹

●現状と課題

フロン²、ハロン³、四塩化炭素などが大気中に排出されて成層圏に達すると、オゾン層を破壊するといわれています。オゾン層が破壊され、地上に有害な紫外線が降り注ぐようになると、皮膚ガンや白内障などの健康被害や植物などの生育障害を生じ、地球の生態系に大きな影響を与えることになります。

平成12年に南極において過去最大規模のオゾンホール⁴が観測され、平成15年及び平成18年にも最大級のオゾンホールが観測されています。

このため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の各法律に基づき、フロン類の回収・破壊の徹底を図る必要があります。

【施策の方向】 ■ フロン類の回収・破壊の徹底

●施策の展開

- フロン類の大気中への放出を抑制するため、「フロン回収破壊法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」に基づく業務用冷凍空調機器、カーエアコン等からのフロン類の回収・破壊を促進します。

ア フロン回収破壊法に基づくフロン類の回収 [環境保全課]

「フロン回収破壊法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収を業として行う者の登録及び立入検査等を実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】回収業者の登録を行うとともに、適正にフロン類の回収・引渡しが行われるよう立入検査等を実施。行程管理制度の導入等について適正な執行を図る。

(平成21年度：第一種フロン類回収業者32件を新規に登録し、平成21年度末で568業者を登録。第一種フロン類回収業者等34件の立入検査を実施。)

1 オゾン層：オゾン層は地上10～50kmの大気圏にあり、約20km付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子3個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて2個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

2 フロン：炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）をいう。このうち、フッ素、炭素及び塩素だけで構成されているものをCFC（クロロフルオロカーボン）といい、特にオゾン層を破壊する力の強いCFC-11などの5つを特定フロンという。CFCは1995年末の生産全廃がモントリオール議定書によって取り決められている。CFCがオゾン層を破壊するため、その代替物として開発されたフロン系の物質を代替フロンといい、大きく分けてHFC（ハイドロクロロフルオロカーボン、2020年生産全廃）とHFO（ハイドロフルオロカーボン、塩素を含まないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つ）の2種類がある。

3 ハロン：臭素を含むハログエン化炭化水素化合物の国際的な総称。フロンと似た化学的性質を持ち、消火剤などに利用されてきたが、オゾン層を破壊する原因となっていることが明らかになつたため、国際的な取り決めにより生産が中止されている。

4 オゾンホール：南極の成層圏で春季に見られる、オゾン層が著しく少なくなる現象。1970年代末から毎年見られている。

2 その他の地球環境問題への対応

●現状と課題

地球規模の環境問題には、地球温暖化やオゾン層の破壊以外にも、酸性雨¹や黄砂²といった問題があります。酸性雨は、大気、降水、陸水など環境全体が酸性化する問題です。全国調査の結果では、国外（中国大陸）からの影響も示唆されています。

本県においても、経年的な推移は横ばいではありますが、全国の状況と同様に、年平均値 pH4 台の降雨が観測されています。

図表 1-2-1 降雨 pH 値

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
広島市	4.6	4.6	4.1	4.4	4.7	4.6	4.7	4.6*	4.5	4.7
三次市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.7
庄原市	4.7	5.0	4.1	4.7	4.9	4.8	4.8	4.8	4.8	—
呉市	4.4	4.4	4.5	4.4	4.7	4.4	4.5	4.4	4.5	4.3
福山市	5.3	5.3	5.1	4.8	5.1	5.2	5.2	4.9	5.2	5.0

*11月は欠測、また7月13日～17日は欠測

資料：県環境保全課、呉市、福山市

(注) 調査地点により、算出方法が異なる。

近年、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因で、中国、モンゴルからの黄砂の飛来が大規模化しており、その対策が関係国間で共通の関心事となっています。黄砂粒子の分析から土壤起源ではないと考えられるアンモニウムイオン、硫酸イオン、硝酸イオンなども検出され、飛来途中で人為起源の大気汚染物質を取り込んでいる可能性も示唆されています。

広島県でも、黄砂の影響により、浮遊粒子状物質が高濃度になる日が毎年観測されています。(平成21年度黄砂飛来日数：3日)

【施策の方向】 ■ 酸性雨や黄砂等その他の地球環境問題への対応

●施策の展開

○「大気汚染防止法」などの関係法令に基づく固定発生源に対する規制措置の徹底を図るほか、自動車排出ガス等対策の強化により、酸性雨の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制を推進するとともに、酸性雨のモニタリング調査を継続して実施します。

ア 酸性雨モニタリング調査 [環境保全課]

地域環境への酸性物質の蓄積動向に着目し、県内4地点における降雨のモニタリングを継続して実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】モニタリングを実施。(平成21年度は、4地点の降雨調査の結果、経年的には横ばいの傾向。)

1 酸性雨：石油、石炭等の化石燃料の燃焼や金属精錬などにより大気中に放出される二酸化硫黄(SO₂)や窒素酸化物(NO_x)などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象。

2 黄砂：主として乾燥地帯(ゴビ砂漠、タクラマカン砂漠など)や黄土地帯で強風により吹き上げられた多量の砂塵が上空の偏西風に運ばれて日本、韓国、中国などで降下する現象

3 國際的な環境保全活動の推進

●現状と課題

開発途上国等では、急速な経済発展、工業化、都市化、開発の進展等に伴って、公害などの環境問題が深刻化しています。こうした国々は、環境対策を進めるための人材、技術、資金の不足などもあり、各国の環境国際協力を求めていきます。

県では、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、平成元年度から環境分野の研修員の受入等を行っています

また、友好提携を結んでいる中国四川省との環境保護合作事業として、研修員受入、技術協力員派遣などの取組を行っています。

【施策の方向】 ■ 國際的な環境保全活動への貢献

●施策の展開

- 開発途上国等の公害問題や地球環境問題の解決に向け、JICA研修による研修員受入や中国四川省との環境保護合作事業など環境国際協力の推進を図るとともに、国、JICA、その他の国内・県内の環境国際協力推進団体との連携強化を図ります。

ア JICA研修員の受入 [環境政策課]

開発途上国等での環境問題に貢献するため、集団研修を実施します。

【平成21年度実績】「廃棄物管理総合技術コース」：参加者7名（バングラデシュ、ドミニカ共和国、インド、フィジー、ソロモン、ウルグアイ、バヌアツ）

【平成22年度内容】「廃棄物管理総合技術コース」の集団研修を実施。

イ 中国四川省との環境保護合作事業 [環境政策課]

県が友好提携を結んでいる四川省と平成3年度に交わした「環境保護合作事業」に関する覚書に基づき、研修等を実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】研修員3名を受入れ、3か月間の研修を実施。また、技術協力員1名を四川省へ派遣し、現地での技術協力を実施。

第2章 環境への負荷が少ない循環型社会広島

環境の復元能力や有限性を認識して、生態系の微妙な均衡を保持し、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、県民の日常生活や事業活動から生じる環境への負荷を低減するとともに、資源の効率的利用、水資源、廃棄物などの循環利用を推進し、将来にわたって持続可能な社会システムを構築します。

第1節 循環型社会の構築

1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

●現状と課題

（1）排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に沿って処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量はともに、平成13年度までは増加傾向にありました、平成14年度から、減少に転じています。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、概ね年間1,400万トン前後で推移しています。

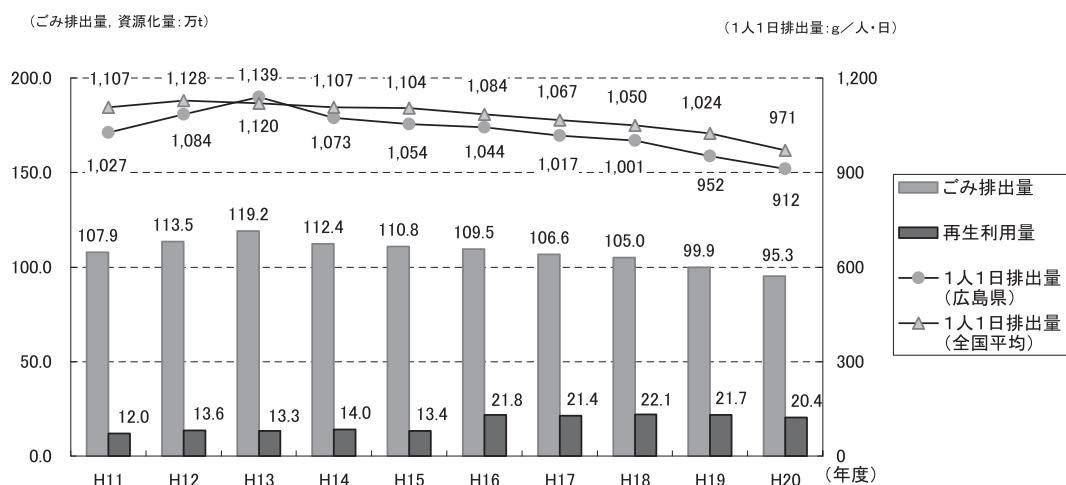
（2）再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

一般廃棄物、産業廃棄物とともに、各種リサイクル法の整備などを背景にしたリサイクルへの着実な取組により、一般廃棄物再生利用量、産業廃棄物再生利用量ともに増加傾向にあります。

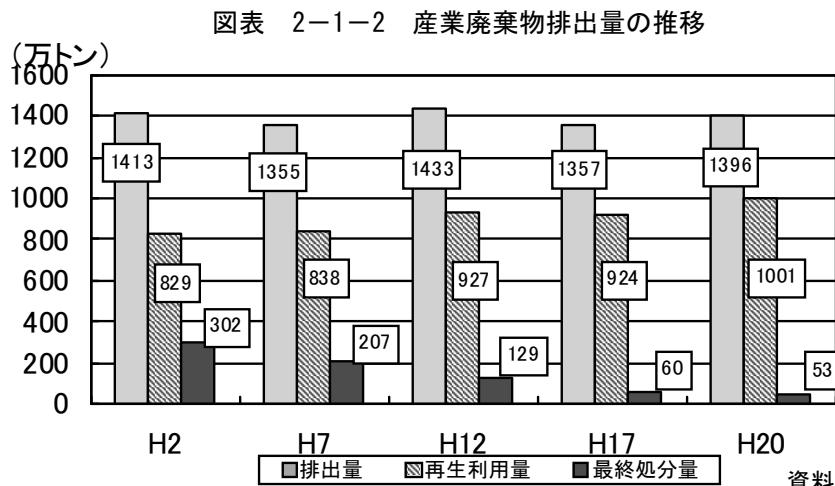
一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



資料：県循環型社会課



資料：県産業廃棄物対策課

【施策の方向】 ■ 循環型社会の構築を目指した3Rの推進

● 施策の展開

(1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 広島県廃棄物処理計画に基づく施策の推進

- 平成19年12月に策定した第2次廃棄物処理計画に基づき、生産・流通・消費・廃棄に関わるすべての主体が適切な役割分担と責任のもと、協働・連携して廃棄物問題に取り組むことにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから循環型社会への転換を図ります。

(ア) 廃棄物処理計画策定事業 [循環型社会課] 【新規】

【平成22年度内容】「第2次廃棄物処理計画」の計画期間が平成22年度で終了するため、「第3次廃棄物処理計画」を策定し、循環型社会の実現に向けた更なる取組を推進。

(イ) 産業廃棄物処理実態調査事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5年毎に産業廃棄物処理実態調査を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図ります。

【平成21年度実績】実態調査を行い、平成20年度の実態を把握。

【平成22年度内容】補完調査を行い、平成21年度の実態を把握。

(2) 排出抑制(リデュース)の推進

ア 県民による取組の促進

- 廃棄物の発生が少ないライフスタイルの確立に向け、新聞・テレビ・パンフレット等を活用した幅広い広報・啓発活動を実施し、使用済み製品の再使用、使い捨て製品の使用自粛、過剰包装の辞退、資源ごみの分別収集、生ごみなど有機性廃棄物の資源化等の取組を促進します。
- 市町が行う家庭・事業所の生ごみのコンポスト化¹、デポジット機の設置²、マイバッグ持参運動などの取組に関する啓発等の必要な支援を行います。

1 コンポスト：生ごみなどの有機性廃棄物からできた堆肥、又は堆肥化手法のこと。

2 デポジット：予め一定の金額を預かり金として商品価格に上乗せし、使用後に販売店等に容器を返却すれば預かり金が払い戻されるシステム。現在、ビール業界において独自に実施されており、資源回収や資源ごみの散乱防止に有効な制度とされている。

(ア) 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】10月の「3R推進月間」³から12月の「温暖化防止月間」にかけて、テレビ等を通じて、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進（P9）、環境月間行事の実施（P91）

イ 事業者による取組の促進

- 「拡大生産者責任」⁴の考え方に基づき、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、リサイクルしやすい製品の開発、再生資源の利用について働きかけを行うなど、事業者の取組を促進します。
- 「廃棄物処理法」及び「生活環境保全条例」で義務付けられている多量排出事業者を中心に「産業廃棄物処理計画」の策定などを促進します。
- 「産業廃棄物埋立税」（平成 15 年 4 月導入）により、産業廃棄物の継続的な排出抑制を促すとともに、その収税により、リサイクルの推進や産業廃棄物の抑制などの幅広い施策を推進します。

(ア) 事業所内廃棄物排出抑制支援事業 [循環型社会課] 【新規】

産業廃棄物の排出を抑制するため、産業廃棄物の排出事業者自らが行う「事業所から排出される産業廃棄物の排出抑制を目的とする機器整備」に要する費用の一部を助成します。

【平成 22 年度内容】

項目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制
対象者	県内に事業所を有する中小企業者
対象経費	事業所外に排出する産業廃棄物の重量を 10%以上削減、または、再生利用のために容量を 30%以上減少できる機器の整備費
補助率	1/3 以内
補助額	500 千円以上 10,000 千円以内/件

(イ) 廃棄物再生事業者登録制度の推進 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図ります。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】平成 21 年度末時点で、87 事業者を登録。引き続き、事業者の申請に基づき登録を実施。

(ウ) 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 [産業廃棄物対策課]

多量排出事業者等へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導します。

〈対象事業者〉①前年度の産業廃棄物発生量が 1,000 トン以上の事業者【廃棄物処理法】

②前年度の産業廃棄物発生量が 500 トン以上 1,000 トン未満の事業者【生活環境保全条例】

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】対象事業者へ産業廃棄物処理計画の策定を指導。

3 3R 推進月間：平成 3 年 10 月に施行された「再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）」の中で 1R（リサイクル）の取組促進が講じられたことにより、リサイクル推進月間として始まる。その後、再生資源利用促進法の改正法である「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」において 3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の具体的枠組が示されたことなどにより、平成 14 年からは 3R 推進月間と名称を変更し、広く普及啓発活動が行われている。

4 拡大生産者責任：生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、①製品の設計を工夫すること、②一定の製品について、それが廃棄された後、生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが挙げられる。

(エ) 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成20年度から排出事業者にマニフェスト交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 排出事業者にマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。また、排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

(オ) 産業廃棄物に対する課税と税充当事業の実施 [環境政策課・環境保全課・循環型社会課・産業廃棄物対策課]

平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、リサイクルや廃棄物対策、自主的環境保全活動を推進します。

【平成21年度実績】 税収を活用して次の事業を実施。

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| ①環境保全活動支援事業(P9, 20, 100) | ⑫産業廃棄物処理情報管理推進事業(P30) |
| ②カーボン・オフセット普及促進事業(P10) | ⑬産業廃棄物行政情報管理システム整備事業
(P30) |
| ③産業廃棄物処理実態調査事業(P19) | ⑭地域廃棄物対策支援事業(P31) |
| ④廃棄物排出事業者責任強化対策事業(P21) | ⑮不法投棄防止パトロール事業(緊急雇用対策)
(P31) |
| ⑤リサイクル製品使用促進事業(P22) | ⑯不法投棄監視体制強化事業(P32) |
| ⑥産業廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発
費助成事業(P23) | ⑰廃棄物処分場緑化等環境整備事業(P33) |
| ⑦産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助
成事業(P23) | ⑱新たな技術を用いた排水処理対策の検討(P45) |
| ⑧循環型社会形成推進機能強化事業(P23) | ⑲環境学習モデルタウン事業(P94) |
| ⑨海域環境改善調査事業(P23) | ⑳びんごエコタウン推進事業(P103) |
| ⑩産業廃棄物最終処分場高度監視事業(P29) | ㉑リサイクル産業進出可能性調査事業(P103) |
| ⑪P C B廃棄物処理促進事業(P29) | |

【平成22年度内容】 税収を活用して次の事業を実施。

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| ①環境保全活動支援事業(P9, 20, 100) | ⑨循環型社会形成推進機能強化事業(P23) |
| ②廃棄物処理計画策定事業(P19) | ⑩海域環境改善調査事業(P23) |
| ③産業廃棄物処理実態調査事業(P19) | ⑪P C B廃棄物処理促進事業(P29) |
| ④事業所内廃棄物排出抑制支援事業(P20) | ⑫産業廃棄物処理情報管理推進事業(P30) |
| ⑤廃棄物排出事業者責任強化対策事業(P21) | ⑬地域廃棄物対策支援事業(P31) |
| ⑥リサイクル製品使用促進事業(P22) | ⑭不法投棄監視体制強化事業(P32) |
| ⑦産業廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発
費助成事業(P23) | ⑮公共閑与廃棄物処分整備事業(P33) |
| ⑧産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助
成事業(P23) | ⑯廃棄物処分場緑化等環境整備事業(P33) |
| | ⑰新たな技術を用いた排水処理対策の検討(P45) |
| | ㉑びんごエコタウン推進事業(P103) |

(3) 再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)・熱回収の推進

ア リサイクル資源の利用拡大

- ごみのリサイクルを推進するためには、適切な分別が必要であり、市町が実施する多種分別収集や資源化などの取組に対し助言・支援を行います。
- 焼却灰の溶融スラグ⁵については、土木資材等への活用を推進します。
- リサイクル製品登録制度の運用、環境関連イベント等におけるリサイクル製品の展示など、県民、事業者等への関連情報等の積極的な提供によりリサイクル製品の利用拡大を図ります。

(ア) リサイクル製品使用促進事業 [循環型社会課]

県内産リサイクル製品の使用促進を図るため、「生活環境保全条例」に基づき、要件・基準に適合した県内産リサイクル製品の登録を行います。登録製品は県の事務・事業で率先使用するとともに、県ホームページ等で製品情報を積極的に提供します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 平成21年度末時点で471製品の登録を行っており、引き続き登録を実施。

图表 2-1-3 平成21年度 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用実績(平成22年7月末集計)

種別	品目名	平成21年度使用量	単位
第一種	改良土	4,715	m ³
	鉄製人孔鉄蓋	0	組
	鉄鉢を用いた根固・沈床工	0	枚
	積みブロック	7,365	個
	自由勾配側溝	0	個
	環境保全型ブロック	168	個
	堆肥原材料	24.656	m ³
	歩道境界ブロック(疑石タイプ)	56	本
	木材チップ	0	m ³
	再生密粒度改質II型アスファルト混合物(A)	4,699	t
	再生粗粒度改質II型アスファルト混合物(A)	1,295.5	t
	再生アスファルト安定処理混合物 (最大粒径20mm突固め回数50回)	882	t
第二種	再生碎石	67,640	m ³
	再生粒度調整碎石	7,213	m ³
	再生砂	760	m ³
	インターロッキングブロック	0	m ²
	緑化基盤材・吹付材	3,834	kℓ
	パーク堆肥	9,700	k g
	再生加熱アスファルト混合物	110,641	t

資料：県循環型社会課

イ 実用的な技術開発に対する支援と積極的な導入

- 実用的な技術開発の促進には、コスト・リスクの軽減を図ることが重要であり、県内事業者のリサイクル技術等の開発や実用化・事業化等の各段階における助成制度の充実等を図ります。
- 産学官の連携や、同業種・異業種などの多面的な事業者間連携を促進し、環境関連の技術開発を促進します。

⁵ 溶融スラグ：燃料や電気から得られた熱エネルギー等により、焼却残渣等の廃棄物を概ね1200℃以上の高温条件で無機物を溶融した後、冷却したガラス質の固形物。砂や砂利の代用として、コンクリートやアスファルトへの利用が可能。

(ア) 産業廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業 [循環型社会課]

事業者の実施する廃棄物のリサイクル等に関する研究開発を支援することにより、その成果の事業化を通して、資源循環・廃棄物の削減を積極的に推進します。

項目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル
対象者	・県内に本社を置く中小企業者 ・構成員の1/2以上が県内に本社を置く中小企業者である2者以上の共同研究グループ ・県内に主たる事務所を置く組合等
対象経費	即効性が高いと見込まれる研究開発
補助率	2/3以内
補助額	10,000千円以上 20,000千円以内/件

【平成21年度実績】2事業、総額37,447千円を支援。

【平成22年度内容】2事業について支援。

(イ) 産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 [循環型社会課]

循環型社会への転換を進める上において、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備に要する費用の一部を助成します。

項目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル
対象者	新設施設（国庫補助対象を除く。）の設置者
対象経費	技術の先進性、県内への波及効果、県内埋立量の減量効果が高い設備の整備費
補助率	1/3以内（平成21、22年度、廃石膏ボードをリサイクルする施設にあっては、1/2以内）
補助額	10,000千円以上1億円以内/件

【平成21年度実績】4事業、総額278,888千円を支援。

【平成22年度内容】1事業について支援。

(ウ) 循環型社会形成推進機能強化事業 [循環型社会課]

産業廃棄物処理分野での循環型社会形成への取組を強化・加速させるため、産業廃棄物処理業界と大学による体系的な研究開発等に取り組む产学連携の推進母体に対し研究開発活動経費を助成します。

【平成21年度実績】19テーマ、総額82,780千円を支援。

【平成22年度内容】14テーマについて支援。

(エ) かき筏処理システム事業化調査事業（海域環境改善調査事業）[産業廃棄物対策課]

海域環境を改善するため、廃かき筏の処理システムの事業化を検討します。

【平成21年度実績】中規模な発電所におけるかき筏破碎チップと木材チップの混焼実証試験、ペーティクルボードの原材料としての利用検討を実施。

【平成22年度内容】小規模な発電所におけるかき筏破碎チップと木材チップの混焼実証試験を実施。

(オ) 廃棄物リサイクル品を用いた底質改善手法検討事業（海域環境改善調査事業）[産業廃棄物対策課]

海域環境を改善するため、廃棄物リサイクル品を用いた底質改善の手法を検討します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】干潟の底質改善のための実証試験（モニタリング調査）を実施し、底質改善効果を把握、評価。

※ 関連事業：環境・新エネルギー関連産業創出支援事業（P104）

ウ 各種リサイクル法の円滑な運用

- 各種リサイクル法の周知等を徹底するとともに、関係機関、県民等が連携した取組への助言・支援等を推進します。

(ア) 資源有効利用促進法の推進 [循環型社会課]

3R対策や分別回収のための識別表示、製造事業者による自主回収システム等について、県民に周知します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 製造事業者による廃パソコンコンピュータの自主回収・リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及・啓発活動を実施。

(イ) 容器包装リサイクル法の推進 [循環型社会課]

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 平成20年4月を始期とする第5期広島県分別収集促進計画の推進。

区分	21年度実績(t)	22年度計画(t)
無色ガラス	6,799	7,846
茶色ガラス	7,191	7,421
その他のガラス	2,570	2,783
その他の紙	0	736
ペットボトル	4,979	5,115
その他のプラスチック	27,400	30,455.5
(うち白色トレイ)	15	19.5
スチール	5,040	6,739
アルミ	2,899	3,026
飲料用紙パック	100	211.4
段ボール	9,696	13,388
計	66,674	77,720.9

資料：県循環型社会課

(ウ) 家電リサイクル法の推進 [循環型社会課]

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

(エ) 自動車リサイクル法の推進 [産業廃棄物対策課]

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

(オ) 建設リサイクル法の推進 [技術企画課]

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進します。

また、「建設リサイクル法」に係る広島県実施方針の目標値達成のため、建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を定め、建設副産物に対する総合的な対策を推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

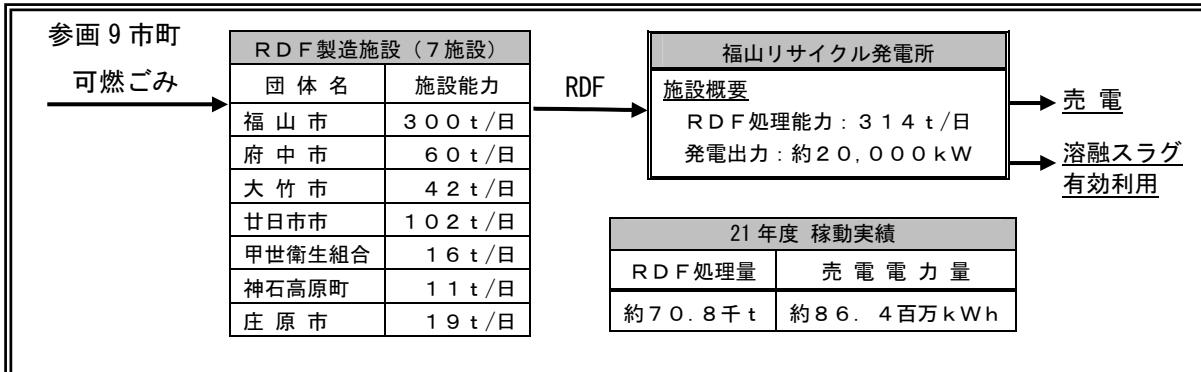
エ サーマルリサイクル・廃棄物発電の促進⁶

- 再生利用が困難な可燃性廃棄物について、エネルギーとして活用することにより、化石燃料の使用量の抑制を推進します。
- ごみ焼却施設の整備に当たっては、廃棄物発電や新技術の導入により、可能な限り電気や熱などのエネルギーとして熱回収を促進します。

(ア) 福山リサイクル発電事業の運用 [循環型社会課]⁸

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じて、ダイオキシン類、二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を進め、併せて市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、福山リサイクル発電⁹によるRDF¹⁰発電・灰溶融事業を実施します。(平成16年4月操業開始)

【平成21年度実績・平成22年度内容】搬入された RDF を処理し、発電・灰溶融を実施。



6 サーマルリサイクル：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。例えば、ごみの焼却時に発生する熱は、発電や冷暖房、温水などの熱源として利用できる。また、ごみを固形燃料化（RDF）したり、油化すれば、燃料として利用できる。

7 化石燃料：動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のこと。主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。

8 福山リサイクル発電事業：広域リサイクルシステムの中核として、福山市箕沖地区において、RDF を利用し、発電や灰溶融を行う事業。

9 RDF : Refuse Derived Fuel の略でごみ固形燃料と訳す。ごみを破碎・選別後に乾燥、圧縮、成型し、減容・固化して燃料化したもの。

2 廃棄物適正処理の推進

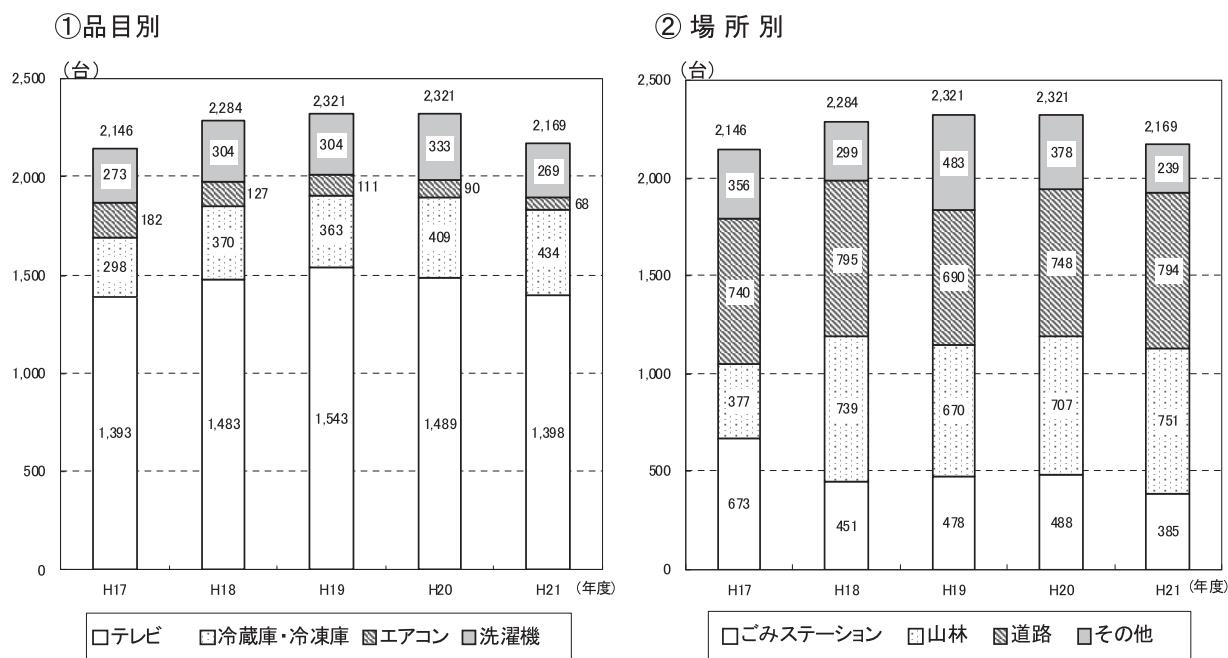
●現状と課題

(1) 適正処理の状況

廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

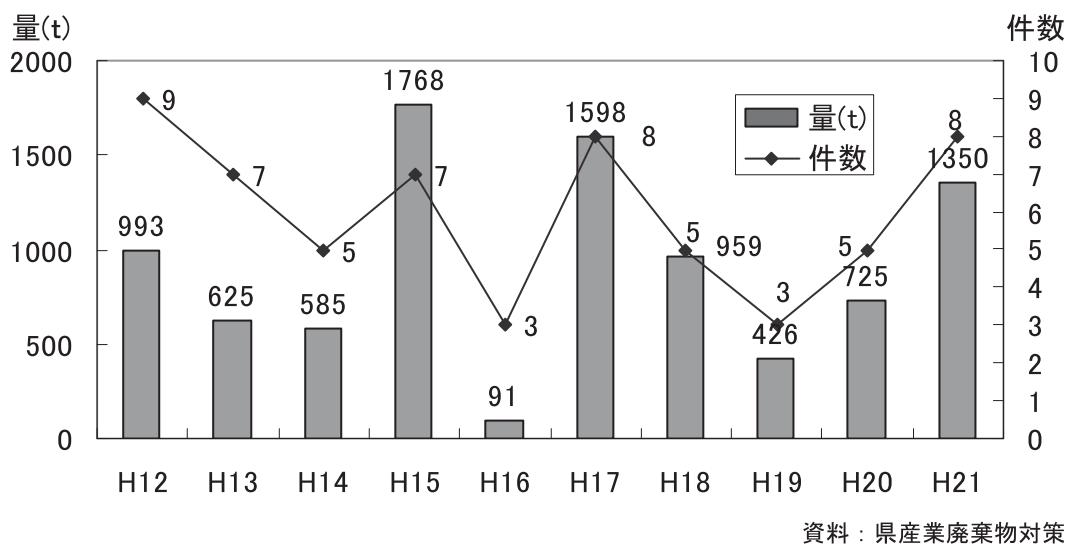
図表 2-1-4 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数



資料：県循環型社会課

資料：県循環型社会課

図表 2-1-5 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）



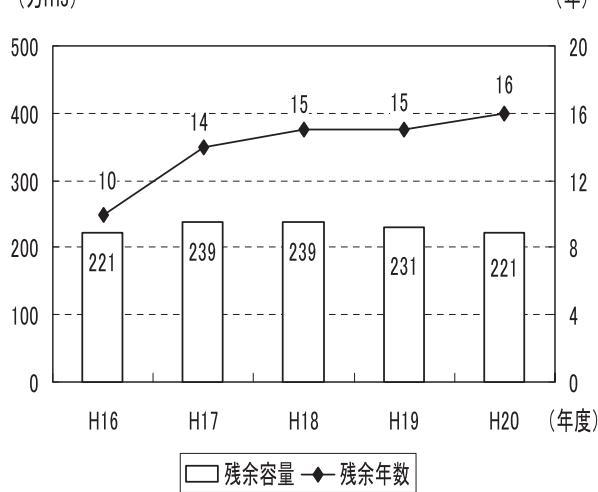
資料：県産業廃棄物対策課

(2) 最終処分場の状況

一般廃棄物、産業廃棄物とともに、最終処分場の残余容量はひつ迫した状況にあることから、新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要があります。

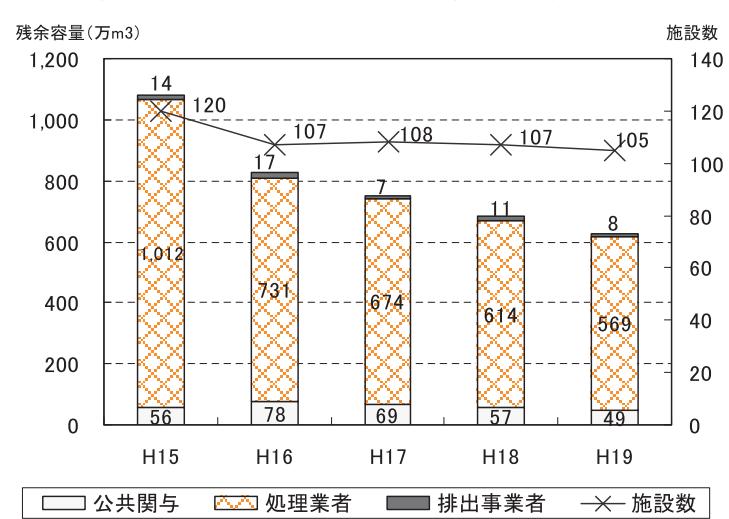
特に、産業廃棄物の最終処分場の残余年数は、約7年しかなく、公共関与による新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要があります。

図表 2-1-6 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数
(万m³)



資料：県循環型社会課

図表 2-1-7 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-1-8 産業廃棄物最終処分場の設置等状況（平成19年度末現在）

区分	施設数				残余容量(万m ³)				残余年数
	排出事業者	処理業者	公 共	計	排出事業者	処理業者	公 共	計	
安定型最終処分場	5	67	1	73	3	365	12	380	6.5
管理型最終処分場	7	23	2	32	5	204	37	245	8.1
計	12	90	3	105	8	569	49	625	7.0

(注1) 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設です。

資料：県産業廃棄物対策課

(注2) 残余年数は、平成19年度の埋立量の実績（安定型58万m³、管理型30万m³）から試算したものです。

(注3) 端数処理のため、合計値があわない場合があります。

図表 2-1-9 公共関与による埋立処分事業の実施状況（平成20年度末）

名称	埋立面積(ha)	埋立容量(千m ³)	進捗率(%)	事業期間	事業主体
箕島地区	35	1,937	82.0	昭和63年10月～	(財)広島県環境保全公社

資料：県産業廃棄物対策課

【施策の方向】

- 不法投棄の防止など適正処理の推進、優良な処理業者の育成
- 最終処分場の確保

1 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等）の最終処分場をいう。

2 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、遮水工、集水設備、浸出液処理設備等が設けられている。

●施策の展開

(1) 廃棄物処理の安全性の向上

ア 市町に対する支援

- 一般廃棄物の適正処理を推進するため、市町や一部事務組合のし尿・ごみ処理施設等の適正な運営や環境保全に関する助言を行うとともに、施設整備に対する適切な支援を行います。

(ア) 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-1-10 一般廃棄物処理施設整備状況

区分	19年度		20年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	36	77	36	77
施設能力	2,777kℓ /日	4,732 t /日	2,777 kℓ /日	4,575 t /日

資料：県循環型社会課

(イ) 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-1-11 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（平成21年度）

区分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	52
ごみ処理施設	95
埋立処分地	38
淨化槽	8,603
計	8,788

資料：県循環型社会課

イ 産業廃棄物排出事業者・処理業者に対する指導

- 排出事業者責任の原則のもと、「廃棄物処理法」に基づき計画的な立入検査を実施するとともに、マニフェスト制度³の徹底や排出事業者による産業廃棄物の処理を委託する際に処理能力等の確認を徹底するなど、排出事業者・処理業者等に対して適正処理を指導します。
- ダイオキシン類の発生源である産業廃棄物焼却施設の設置管理者に、構造基準、維持管理基準の遵守を徹底させるとともに、ダイオキシン類恒久基準への適合状況を継続的に監視します。
- 「広島県ポリ塩化ビフェニル（PCB）⁴廃棄物処理計画」に基づく県内で保管されている PCB 廃棄物の適正処理、「感染性廃棄物処理マニュアル」⁵に基づく医療機関及び処理業者に対する指導など、有害産業廃棄物の適正処理を推進します。
- 産業廃棄物の処理に関する情報の開示を推進し、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るとともに、産業廃棄物処理業者で構成する団体の活動を支援し、業界全体の健全な発展を促進します。

3 マニフェスト制度：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。従来は医療系廃棄物などの特別管理産業廃棄物に限って義務付けられていたが、平成10年12月1日からすべての産業廃棄物に適用された。

4 ポリ塩化ビフェニル（PCB）：絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かつたため、長期にわたりほとんど処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

5 感染性廃棄物：医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、または感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物をいう。

(ア) 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るために、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所及び処理施設の立入検査を実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-1-12 事業所立入検査件数(平成21年度)

区分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	1,059	115
産業廃棄物処理業者	2,006	96
計	3,065	211

(イ) 産業廃棄物最終処分場高度監視事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物最終処分場の不法拡張埋立や残余容量を把握するため、小型ヘリコプターにレーザー測量機器を搭載し、約300メートル上空から処分場の現況の地形を計測します。

【平成21年度実績】稼働中の処分場の現況の地形を計測。(事業終了)

(ウ) ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガスの行政検査を実施し基準の適合状況を監視します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】排出ガスの行政検査を実施。(平成21年度:7施設)

(エ) PCB廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導します。

また、中小企業者の処理費用負担額の軽減を図るため、国及び他の都道府県と協調して、(独)環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金へ拠出します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。

図表 2-1-13 PCB廃棄物保管等届出状況(平成22年3月31日)

種類(単位)	保管中	使用中
高圧トランス(台)	867	616
高圧コンデンサ(台)	9,710	944
低圧トランス(台)	2,054	19
低圧コンデンサ(台)	19,280	231
柱上トランス(台)	367,332	186,001
安定器(台)	158,444	7,523
PCB(kg)	3,657	—
PCBを含む油(kg)	268,770	—
感圧複写紙(ノーカーボン紙)(kg)	26,164	—
ウエス(kg)	23,711	—
その他機器(台)	174,837	191
届出事業所数	1,591	—

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

資料:県産業廃棄物対策課、広島市、呉市、福山市

(才) 広島県グリーンニューディール基金事業（廃棄物対策関係事業）【産業廃棄物対策課】

国の「地域グリーンニューディール基金」補助金により上積みした環境保全基金を活用し、有害廃棄物（アスベスト・PCB）の処理施設整備等を支援し、県内の適正処理体制を確保します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】

区分		平成22年度事業内容
廃棄物対策関係事業	アスベスト廃棄物処理施設整備事業【新規】	国の認定を受けて整備するアスベスト廃棄物処理施設の整備費を助成 補助率：1／2
	微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業	事業者が所有する電気機器のPCB混入調査に係る経費を助成 補助率：1／2，補助上限額：1.5万円/台（平成21年度実績：28台）
	微量PCB廃棄物処理施設整備事業【新規】	国の認定を受けて整備する微量PCB処理施設の整備費を助成 補助率：1／2

(力) 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業）【産業廃棄物対策課】

産業廃棄物処理業者等における電子マニフェストの導入、情報公開や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】産業廃棄物処理業者等の電子マニフェストの導入、情報公開、社会貢献の活動を支援。

事業名	情報登録支援システム導入事業	社会活動支援事業
実施主体	(社)広島県産業廃棄物協会	
事業内容	協会が独自開発したシステムにより電子マニフェストの導入を支援	協会が地域社会へ貢献し県民理解を深める事業を支援
補助率	1/2	1/2
補助金額	2,000千円	1,000千円

(キ) 産業廃棄物行政情報管理システムの整備【産業廃棄物対策課】

産業廃棄物に関する情報を統合管理するシステムを整備し、産業廃棄物の立入検査に活用するとともに、適正処理に関する情報を公開し、適正処理を推進します。

【平成21年度実績】産業廃棄物処理業者の許可、処理施設等に関する情報のシステムを整備。（平成22年4月1日～稼動開始。）（整備事業は終了）

(2) 不法投棄防止対策の推進

- 廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄の多発が懸念されるため、県の組織体制の充実を図るとともに、「不法投棄110番・ファックス」⁶による情報収集や、車両、ヘリコプター及び船舶を使用したパトロールの実施など、市町、警察署、郵便局、地域の各種団体、地域住民等との連携により監視体制の強化を図り、不法投棄の未然防止に努めます。
- 市町が行う不法投棄防止対策の取組に対し必要な支援を行います。

⁶ 不法投棄110番・ファックス：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用電話・ファクシミリのこと。（TEL,FAX：082-211-5374）

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]

(ア) 不法投棄防止対策事業

市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援し、不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図ります。

項目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄監視事業 住民団体・民間警備会社への監視パトロール委託、監視カメラ、防止ネット・防止柵等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 不法投棄防止パンフレット・看板、講習会、広報活動、不法投棄防止大会、住民参加による不法投棄廃棄物及び海ごみの回収・撤去の作業委託等 ③ その他関連事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等
補 助 率	1/2 以内
補助限度額	4,500 千円～15,000 千円/市町

【平成 21 年度実績】

実施市町数	主な事業内容						補助金 交付額
	監視 パトロール	監視 カメラ	防止ネット、 防止柵	パンフレット、 看板等	廃棄物等の回収 処理(住民参加)	海ごみの回収 処理(住民参加)	
21 市町	15 市町	7 市町	4 市町	17 市町	12 市町	3 市町	47,917 千円

【平成 22 年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

(イ)瀬戸内海クリーン化支援事業

海ごみの実態を把握するため、市町が漁協と連携して実施する海ごみの回収処理等を支援。（事業終了）

項目	内 容
実施主体	沿岸市町
対象事業	① 市町から漁協に対する補助金 海ごみの処理手数料、ごみステーション設置費、海ごみの分別・運搬費 ② 市町のごみ処理委託費 市町の処理施設では処理不能な海ごみの処理業者への委託費 ③ その他知事が必要と認めるもの 海ごみの運搬に伴うフェリー・橋の料金等
補 助 率	10/10
実施期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 1 年間

【平成 21 年度実績】

実施市町数	実施漁協数	補助金交付額			
		市町から漁協へ の補助金	市町のごみ処理 委託費	その他	合計
2 市	7 漁協	1,601 千円	308 千円	196 千円	2,105 千円

イ 不法投棄防止パトロール事業（緊急雇用対策） [循環型社会課]

緊急雇用対策として、不法投棄防止パトロールを実施する市町を支援。（事業終了）

項目	内 容
実施主体	市町
雇用対象者	解雇等により離職を余儀なくされた者
対象事業	① 不法投棄防止パトロール（人件費） ② その他不法投棄防止パトロールに付随した事業 車両レンタル、車両表示ワッペン等
補 助 率	10/10
実施期間	平成 21 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 ヶ月間

【平成 21 年度実績】

実施市町数	雇用人数	補助金交付額		
		人件費	付随費	合計
2 市町	8 人	1,951 千円	921 千円	2,872 千円

ウ 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄 110 番」による情報収集、車両、ヘリコプター及び船舶を使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めます。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】平成 21 年度の実施状況は下表のとおり。平成 22 年度も引き続き不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。

項目	実施件数
車両によるパトロール	198
ヘリコプターによるパトロール	33
船舶によるパトロール	26
産業廃棄物運搬車両検査	49

エ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官 OB 及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図ります。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】不法投棄 110 番、関係機関の要請等を受けて、平成 21 年度は延べ 673 回出動。平成 22 年度も不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。

オ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入して、不法投棄等の監視体制を強化します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】7 市 4 町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。（平成 21 年度立入検査実績：66 件）

カ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】平成 21 年度は協議会を延べ 7 回開催。平成 22 年度も引き続き協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。

キ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化します。

【平成 21 年度実績】県産業廃棄物協会、建設業団体等の 5 団体と協定を締結。

【平成 22 年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

(3) 最終処分場の確保

- 最終処分場設置者と地域住民とのコミュニケーションが円滑に図られるよう調整を行います。
- 最終処分場の設置の円滑化を図るため、周辺の環境保全整備に対する支援方策を検討します。
- 廃棄物処理施設の設置をめぐる紛争や「廃棄物処理法」の規制強化などにより廃棄物最終処分場の確保が困難になっていることから、広島市出島地区及び福山市箕沖地区の2地区において公共関与による新規廃棄物処分場の整備を推進しています。

ア 公共関与廃棄物処分場整備事業 [産業廃棄物対策課]

【平成21年度実績・平成22年度内容】五日市地区及び箕島地区処分場の後継処分場として、広島地域（出島地区）及び備後地域（箕沖地区）において新たな最終処分場を計画的に整備します。

イ 廃棄物処分場緑化等環境整備事業 [産業廃棄物対策課]

【平成21年度実績・平成22年度内容】環境に優しい跡地利用をめざして、産業廃棄物処分場跡地の環境整備等（処分場跡地の覆土、簡易緑化、植栽等）を実施。

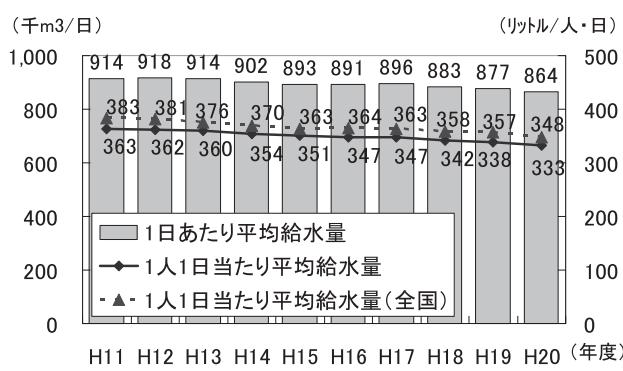
3 健全な水循環の確保

●現状と課題

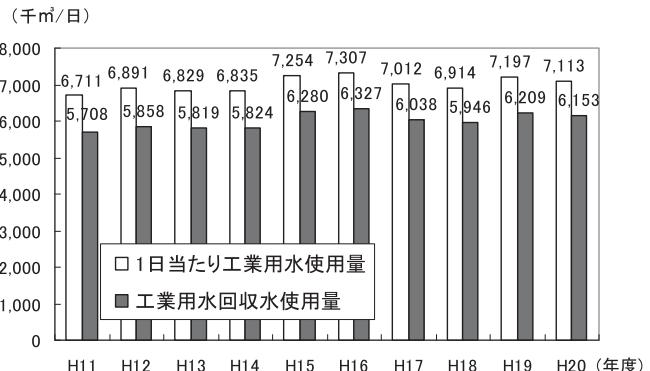
水は、蒸発・降水・浸透・貯留・流下・海への流入という過程を繰り返す中で浄化されますが、都市への急速な人口・産業の集中と過疎化の進行、産業構造やライフスタイルなどの社会変化を背景として水循環が急激に変化したことにより、河川流量や雨水浸透量の減少、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系への影響などの諸問題が生じています。

こうした問題の解決を図るために、それぞれの地点で環境の質を判断し、汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」による取組とあわせ、水源となる森林から海に至る河川の流域を一体的な水循環系として捉える「流れの視点」に基づいて、河川流量や地下浸透量の保全等を図る取組が不可欠です。併せて、家庭や工場・事業場における水の合理的・循環的な利用をさらに進めていく必要があります。

図表 2-1-14 1日及び1人当たり平均給水量（上水道事業のみ）



図表 2-1-15 1日当たり工業用水及び回収水使用量



資料：食品生活衛生課

資料：工業統計調査結果報告

【施策の方向】

- 河川の流域を一体的な水循環系として捉えた保全・再生の推進
- 水源林造成の整備推進

●施策の展開

(1) 河川の流域における水循環の一体的な保全・再生

- 都市への急速な人口や産業の集中、過疎化の進行、産業構造などの社会変化を背景とする水循環の急激な変化により、生態系への影響、河川流量の減少、都市における水害や渇水、水質汚濁、親水空間の減少などの問題が生じている状況を踏まえ、河川の流域を一体的な水循環系として捉え、これを保全・再生する取組を推進します。

ア 治水ダム建設事業 [河川課]

水害防除と既得取水の安定化及び河川環境の保全などを目的にダムを建設しています。

【平成21年度実績・平成22年度内容】仁賀ダム建設事業を実施。

イ 多目的ダム建設事業 [河川課]

水害防除や既得取水の安定化及び河川環境の保全、都市用水などの補給を目的にダムを建設しています。

【平成21年度実績】福富ダム、野間川ダム、庄原ダム建設事業を実施。

【平成22年度内容】引き続き、野間川ダム、庄原ダムの建設事業を実施。

(2) 水源林造成の推進

- これまで「¹水源の森」に指定したダム上流域等の森林を対象に、市町や企業等の協力を得て、上下流域が一体となった水源林の造成を推進します。
- 水資源の確保を図るため、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させる上で重要な役割を果たす水源かん養保安林等について、適切な保全・管理を推進します。

ア 水源林造成事業 [森林保全課]

都市部における水不足の解消に寄与する水源林の造成・充実を目的として、上下流の住民が一体となり、流域ぐるみで水源かん養機能の高い森林づくりを実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】「¹水源の森」に指定した森林に対して、機能の維持・増進を図るため、個別事業、農林振興センター事業により、下刈り、除伐、枝打ち及び間伐等を計画的かつ着実に実施。

イ 水源地域整備事業 [森林保全課]

水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と県土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地の復旧整備及び荒廃森林の整備を総合的に実施します。

【平成21年度実績】特に重要な水源地域において、荒廃した森林等4地区の整備を実施。

【平成22年度内容】引き続き、5地区において整備。

1 水源の森：太田川流域及び芦田川・沼田川流域において、県、市町等が負担金を拠出し、(財)広島県農林振興センター(水源の森会計)を事業主体として、植栽や間伐・下刈等の森林整備に対して助成を行い、森林を長伐期化へ誘導するなど、水源かん養機能の維持増進に資する水源林の整備を実施している。

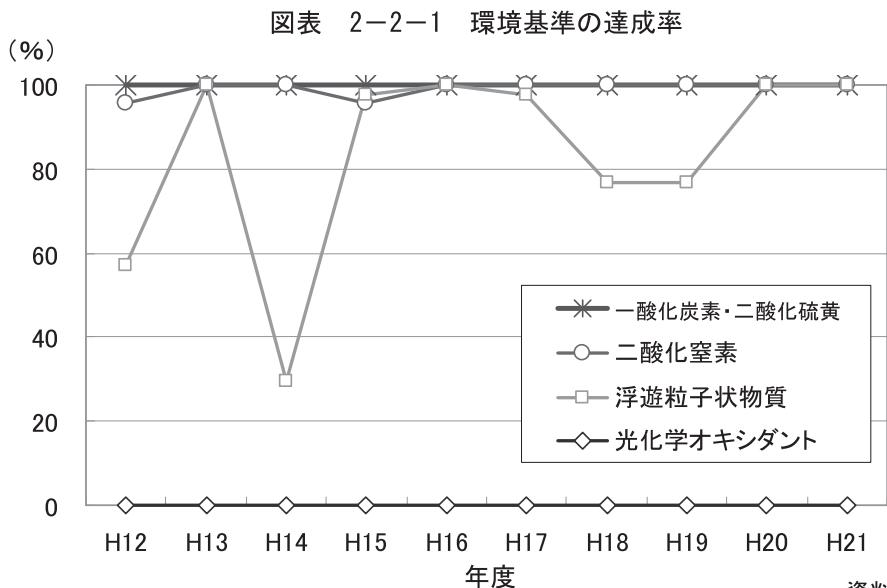
第2節 地域環境保全対策の推進

1 大気環境の保全

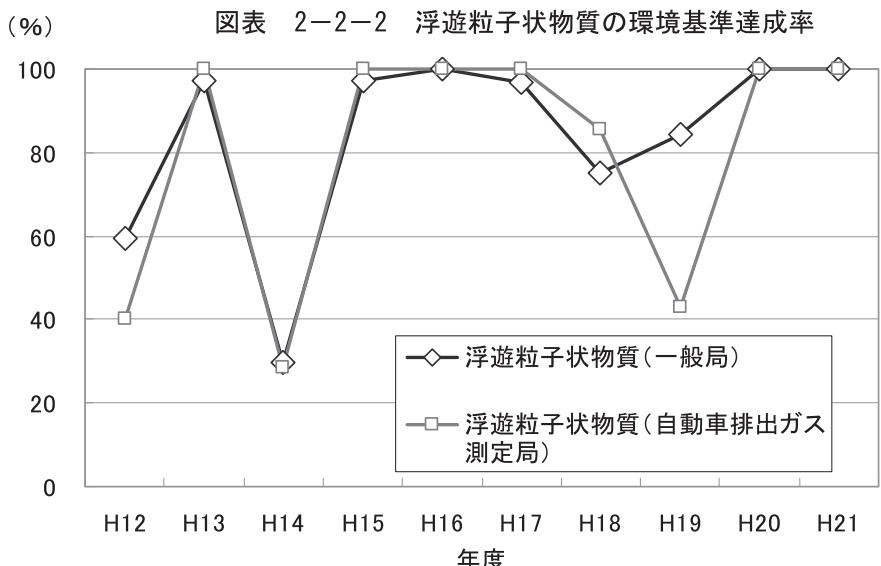
● 現状と課題

大気汚染は、主に工場・事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスによって引き起こされます。

高度経済成長期に著しく進行した大気汚染は、工場・事業場などに対する規制措置等により全般的に改善されてきました。その結果、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質¹については、すべての測定局で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダント²はすべての測定局で環境基準を達成していません。³



資料：県環境保全課



資料：県環境保全課

1 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

2 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物 (NO_x) や炭化水素類 (HC) を中心とする一次汚染物質から太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン、ペーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、植物などへも影響を与える。

3 環境基準：環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が定める環境の基準。大気汚染にかかるものは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について定められている。(基準値は、「広島県環境データ集」を参照)

【施策の方向】

- 環境負荷の少ない自動車の普及促進や公共交通機関の利便性の向上等による交通量削減対策など、総合的な自動車排出ガス対策の推進
- 工場・事業場などの固定発生源対策の着実な実施

●施策の展開

(1) 自動車排出ガス対策の推進

ア 低公害車等環境負荷の少ない自動車の普及促進

- 「生活環境保全条例」で規定している低公害車等の購入・使用努力規定について、周知を図ります。
- 県が保有する公用車について、率先して低公害車等への切り替えを行います。

(ア) 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」(平成21年3月改定)⁴の達成に向け、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】低公害車の導入促進(平成21年度当初低公害車導入率が約60%)及びエコドライブ研修・LANパソコン起動画面へのエコドライブ喚起情報の掲載等を通じた職員への周知。

図表 2-2-3 県自動車使用合理化計画における実績及び目標

項目	平成21年度実績		改定計画目標(平成25年度末)
低公害車等 ^(注) の導入率	60%		60%
自動車による排出比 (平成20年度比)	二酸化炭素	14%	削減に努める
	窒素酸化物	△28%	削減に努める
	粒子状物質	△35%	

資料：県環境保全課

(注) 低公害車等には、国土交通省が、省エネ法に基づく燃料基準（トップランナー基準）早期達成車で、かつ「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、低排出ガス車として認定している自動車[国土交通省認定車]のほか、軽自動車を含む。

図表 2-2-4 県及び市町の低公害車保有台数(平成22年3月31日現在)

区分	天然ガス車	メタノール車	ハイブリット車	H17規制 75%低減車	H17規制 50%低減車	H12規制 75%低減車	H12規制 50%低減車	H12規制 25%低減車	水素自動車	電気自動車	低公害車保有台数合計	全自動車保有台数
県	7	0	37	571	232	26	101	108	1	0	1,083	1,951
市町合計	37	1	29	374	404	53	167	131	0	1	1,197	4,884
総計	44	1	66	945	636	79	268	239	1	1	2,280	6,985

資料：県環境保全課

(注1) 低減車とは、図表2-2-4(注)の国土交通省認定車をいう。

(注2) 市町合計には、広島市分を含めていない。

4 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。
 5 エコドライブ(環境に配慮した運転)：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどがあげられます。(参照 URL:県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/f1/aidring/aidrin.pdf>)

(イ) 自動車排出ガス規制 [環境保全課]

大気汚染防止法により、自動車排出ガスについて窒素酸化物、炭化水素、一酸化炭素等の規制がされており、段階的に強化されています。

また、平成18年4月から、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制を定めた特定特殊自動車排出ガスの規則等に関する法律が施行されています。《規制の概要は、「広島県環境データ集」参照（県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載）》

【平成21年度実績・平成22年度内容】エコドライブの推進等の広報・啓発を実施。

(ウ) 環境保全融資制度 [循環型社会課]

中小企業者等に対する低公害車の購入及び DPF装置⁶の装着費用等に要する資金の融資。（詳細はP100）

イ 生活環境保全条例に基づく県民・事業者等の取組の推進

- 「生活環境保全条例」に基づき、駐車時のアイドリング・ストップなど取組を推進します。

(ア) 駐車時のアイドリング・ストップ [環境保全課]

【平成21年度実績・平成22年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、ラジオを始めとした各種媒体による広報活動を実施。

(イ) 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【平成21年度実績・平成22年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、広報活動を実施。

(ウ) 自動車使用合理化計画書の作成 [環境保全課]

【平成21年度実績・平成22年度内容】一定規模以上の自動車を使用する事業者に対して、事業者等が加盟している各種団体等を通じて、自動車使用合理化計画書の作成等の啓発・広報活動等を実施。

ウ 自動車交通量削減対策の推進

- 鉄道、路線バス等の公共交通機関の利便性の向上、パークアンドライド⁷等の交通需要マネジメント(TDM)⁸の推進等により、自家用自動車の交通量の低減を推進します。

(ア) 都市交通円滑化の推進 [都市政策課]

広島・福山都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パークアンドライドを始めとした交通需要マネジメント施策など都市交通円滑化施策を推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】広島都市圏においては、パークアンドライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等で利用の呼びかけを実施。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクルなどの取組を実施。

⁶ DPF (Diesel Particulate Filter) 装置：自動車排気ガス中の粒子状物質を除去する装置。

⁷ パークアンドライド：都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

⁸ 交通需要マネジメント (TDM : Transportation Demand Management)：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

エ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

- 道路交通流の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ基盤整備を推進します。

(ア) 環状道路・バイパスの整備 [道路企画課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等について整備。

(イ) 街路事業 [都市整備課]

道路交通流の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、環状道路・バイパス等の道路網の整備、道路の立体交差化、交差点の改良等の道路構造の改善といった基盤整備を推進します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】神辺水呑線他 35 路線（平成 22 年度：37 路線）について整備。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]

交通管制システムの整備充実を図り、信号制御による自動車交通の円滑化、交通情報提供による分散化を推進します。

a 信号制御方式の高度化

交通流の変動に即応し、かつ適正な信号制御等を可能とする高度な交通管制システムの整備を推進します。

【平成 21 年度実績】広島市内の集中制御機や車両感知器及び中央線変移システムを更新。

【平成 22 年度内容】広島市内の集中制御機や車両感知器及び交通情報版を更新予定。

b 道路交通情報等の充実

光ビーコン⁹や交通情報板等の効果的な運用により、ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報、事故情報などの道路交通情報をタイムリーに提供します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】交通情報版の高度化更新を図るとともに、渋滞や規制情報を積極的に提供し、交通の分散化を実施。

(2) 固定発生源対策の推進

- 「大気汚染防止法」などの関係法令に基づき、ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場の立入検査・指導等を行い、施設の適正な稼動や維持管理を徹底することにより大気汚染物質の排出抑制対策を推進します。
- 有害大気汚染物質を排出している主な工場等に対して排出抑制を指導するとともに、周辺でのモニタリングを実施します。
- 県内の主要汚染地域における光化学オキシダント等の大気汚染予報及び注意報等の発令を行うとともに、注意報等の発令時には、主要発生源に対し排出ガス量の削減要請を行うなど、環境濃度の悪化防止と健康被害の未然防止を図ります。

⁹ 光ビーコン：光（目には見えない近赤外線）を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

¹⁰ ばい煙発生施設：ばい煙（硫黄酸化物など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質）を発生・排出する施設で、大気汚染防止法により大気の汚染の原因となるものとして定められている施設。

ア 排出規制の実施 [環境保全課]

工場・事業場からのはい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）及び粉じん等について、大気汚染防止法及び生活環境保全条例による規制を実施します。また、大気汚染事故が発生した場合には、「広島県危機対策運営要領（大気汚染事故）」（平成21年度策定）に基づき、関係機関と連携して速やかな対応を実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、立入指導を実施。（平成21年度は、全工場(3,386工場)のうち、1,211工場に立入検査を実施し、1工場に対し、行政指導。）《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

イ 挥発性有機化合物（VOC¹¹）の排出抑制 [環境保全課]

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を目的として、原因物質の一つであるVOCの排出量を削減するため、工場の立入検査を実施し、平成22年4月から排出基準が適用された既存施設について指導を強化します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 排出濃度検査等を実施し、必要な改善等の指導を行うとともに、ガイドラインを活用し、自主的な取組を支援。また、平成22年度は、既存の排出基準適用施設に対する指導を強化。（平成21年度：立入調査45件）

ウ 有害大気汚染物質のモニタリング [環境保全課]

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に曝露された場合に、発ガン性など健康への影響が懸念される有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するため、ベンゼン等の環境基準設定物質を含む19の優先取組物質について月1回のモニタリングを実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 県内16箇所でモニタリングを実施。（平成21年度は、環境基準値又は国の指針値がある項目について基準値等を超過するものはなし。）《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

エ 大気汚染の常時監視等 [環境保全課]

県内の大気汚染の状況を常時監視するため、11市3町に設置した39局の大気測定局と中央監視局で構成する監視システムにより、大気汚染物質や気象状況を常時測定しており、大気汚染による人の健康被害等を未然に防止するため、緊急時に工場等にはい煙の排出削減を要請する措置や、県民への周知及び大気汚染予報等の対策を実施します。また、主要発生源の企業11社に発生源測定局を設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物の排出状況を監視します。

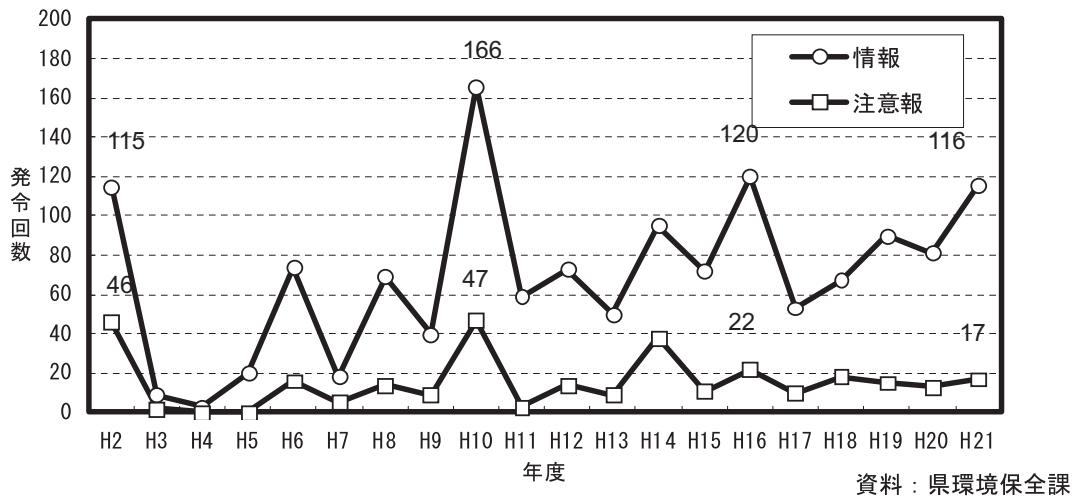
【平成21年度実績】 監視システムにより、大気汚染物質や気象状況の常時測定を行い、ばい煙の排出削減等必要な措置や県民への周知等を実施。光化学オキシダントに係る緊急時発令については、情報を116回、注意報を17回発令。毎時データや発令情報はホームページ、携帯電話サイトに公開し、迅速な情報提供を図った。

また、光化学オキシダント汚染の広域化に対応するため、大気常時監視網再編整備計画に基づき、測定局の統合及び新設を実施。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成22年度内容】 引き続き、監視システムにより常時測定を行い、必要な措置や県民への周知等を実施。また、光化学オキシダント緊急時発令地区を県全域に拡大。

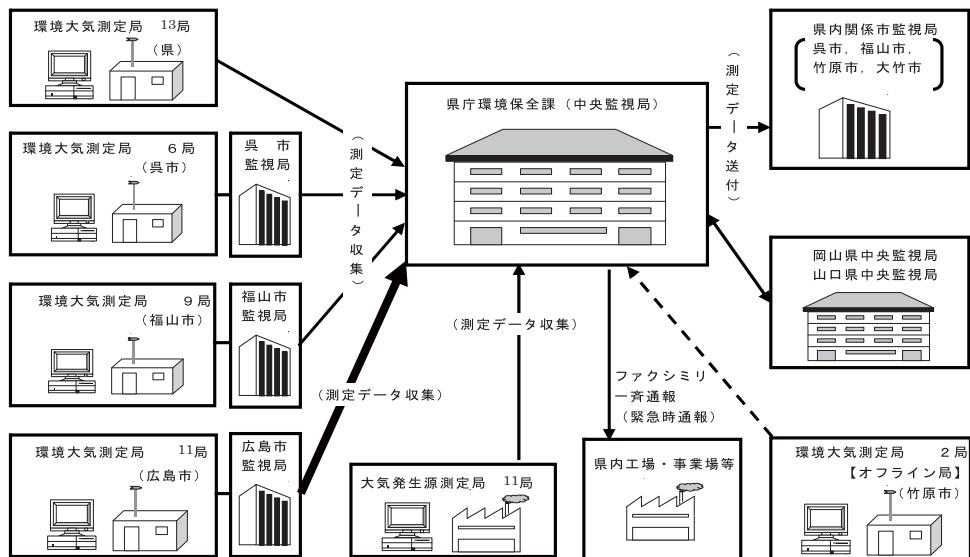
11 VOC : Volatile Organic Compounds の略称で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化合物の総称。

図表 2-2-5 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況



資料：県環境保全課

図表 2-2-6 大気汚染常時監視システム系統図



資料：県環境保全課

2 水環境の保全

●現状と課題

(1) 公共用水域¹の環境基準達成状況

ア 健康項目²

人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）については、延べ145の全地点で環境基準を達成しています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

イ 生活環境項目³

環境基準の類型が指定されている河川24水系82水域、海域14水域、湖沼8水域におけるBOD⁴（河川）・COD⁵（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去5か年（平成16年から20年度）の平均と比べて、河川及び海域はほぼ横ばい、湖沼は低下傾向となっています。

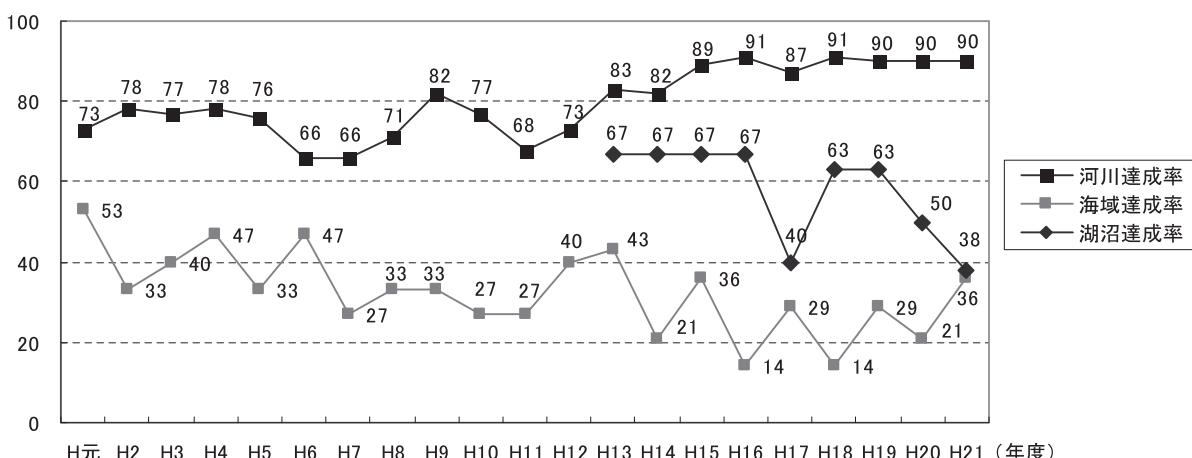
河川のBODの環境基準達成率は高い状況ですが、都市部の小河川等では、都市周辺の宅地開発に伴う生活排水による汚濁がみられ、環境基準が達成されていません。

また、県内で排出されるCOD汚濁負荷量⁶は減少傾向ですが、内部生産⁷や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しており、富栄養化⁸に伴う赤潮⁹も依然として発生していることから、引き続き、海域に流入する汚濁負荷量の更なる削減が必要となっています。《類型指定状況と測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

また、全窒素及び全りんの環境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の環境基準の達成状況は、全窒素及び全りんともにほぼ横ばいの傾向です。

(%)

図表 2-2-7 河川・海域・湖沼環境基準達成率

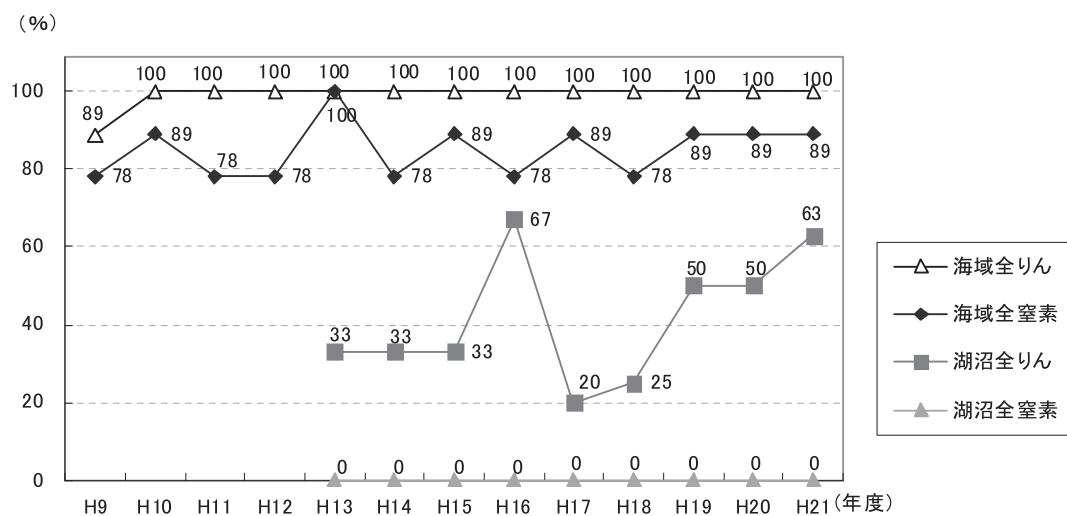


※1 (環境基準達成水域数／環境基準類型指定水域数) × 100 ※2 河川はBOD、海域・湖沼はCODの環境基準達成率

資料：県環境保全課

- 1 公共用水域：河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。
- 2 健康項目：カドミウムなど27物質について、全公共用水域及び地下水につき一律に環境基準が定められている。
- 3 生活環境項目：BODやCODなど10項目について、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、各類型ごとに環境基準が定められている。
- 4 BOD（生物化学的酸素要求量）：微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。
- 5 COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。
- 6 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。
- 7 内部生産：湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素や燐が不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。
- 8 富栄養化：水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素や燐などが増え、プランクトン等が増殖しやすい状態になること。
- 9 赤潮：窒素やりんの増加に伴う水域の富栄養化により、水中の植物プランクトンが異常に増殖して水の色が赤褐色や茶褐色に変色すること。

図表 2-2-8 全窒素及び全りん環境基準達成率（海域・湖沼）



ウ 地下水

県内 60 地点で地下水の水質調査を実施しており、環境基準達成率は、近年、8割前後（平成 21 年度 87%）で推移し、ほぼ横ばい傾向です。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 発生汚濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的にはやや減少傾向です。

図表 2-2-9 県内で排出される汚濁負荷量（平成 20 年度末現在）

区分		産業排水 (t/日)	生活排水 (t/日)	その他 (t/日)	計 (t/日)
瀬戸内海	COD	30	21	6	57
	窒素	12	14	17	43
	りん	0.7	1.1	0.7	2.5
その他 (江の川)	COD	2	2	2	6
	窒素	0	1	7	8
	りん	0.1	0.1	0.2	0.5
県計	COD	31	22	9	62
	窒素	12	15	23	50
	りん	0.8	1.2	0.8	2.9

※端数処理の関係で、計が合わない場合があります。

資料：県環境保全課

産業排水の発生汚濁負荷量のうち、COD の約 4 割、りんの約 5 割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。

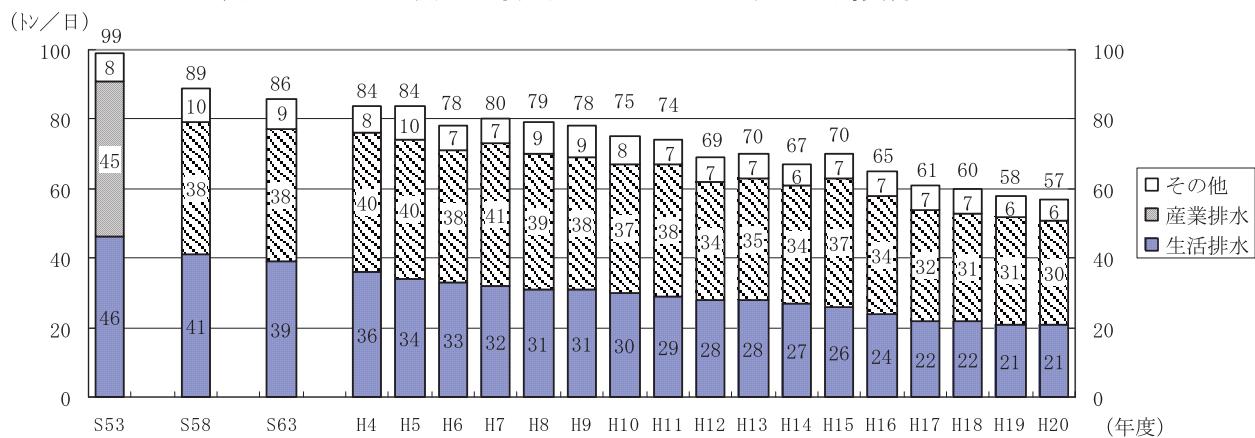
窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約 8 割を占めています。

なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD 及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約 6 ~ 7 割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。りんは、食料品製造業の割合が約 1 割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約 6 割と多くなっています。

また、生活排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約5割、りんの約2割が未処理のまま放流される生活雑排水によるものであり、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。窒素については、下水道終末処理場からの負荷量が約5割を占めていますが、これは下水道整備の進展により、生活雑排水の処理が進んだ結果です。

なお、汚水処理人口普及率（し尿と生活排水の処理率）を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。《産業排水、生活排水ごとの発生源別汚濁負荷量の割合等は、「広島県環境データ集」参照》

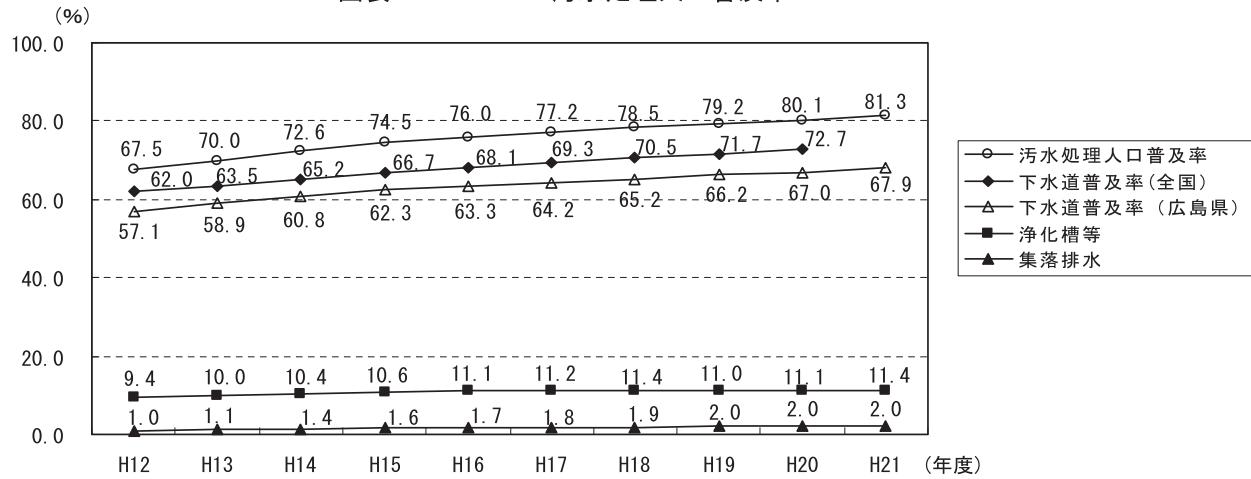
図表 2-2-10 瀬戸内海流域におけるCOD発生汚濁負荷量



※窒素、りんはデータが少ないため未掲載

資料：県環境保全課

図表 2-2-11 汚水処理人口普及率



資料：県循環型社会課、県農業基盤課、県水産課、県都市環境課

(3) 富栄養化の状況

県内の湖沼や海域においては、生活排水等の流入による窒素・りん濃度の上昇（富栄養化）が原因となり、植物プランクトンが繁殖して赤潮や水道水源の利水障害が発生しています。

椋梨ダムでは、過去10年来、水の華・アオコが発生しており（平成21年度は65日確認）、特に、平成8年には下流の宮浦・坊土浄水場の濾過障害の遠因と考えられ、平成12年には貯水池内のアオコの大量発生による異臭及び景観阻害が生じているため、水質保全対策が必要とされています。《赤潮発生海域概要及び椋梨ダムのアオコ確認日数は、「広島県環境データ集」参照》

図表 2-2-12 赤潮発生状況

年	発生件数		発生継続日数別件数 (広島県)				発生日数 (広島県)		漁業被害を伴 った件数	
	広 島 県	瀬 戸 内 海	5 日 以 内	6 ～ 10 日	11 ～ 30 日	31 日 以 上	発 生 日 数	平 均 日 数	広 島 県	瀬 戸 内 海
H13	10	134	2	1	6	1	87	15	0	7
H14	4	119	0	0	2	2	101	40	1	8
H15	4	127	0	0	2	2	95	37	0	8
H16	5	118	1	2	2	0	54	15	2	13
H17	8	115	0	1	5	2	200	28	0	7
H18	9	94	0	2	4	3	282	41	1	11
H19	3	99	0	1	1	1	143	47	0	9
H20	2	162	0	0	1	1	50	25	0	23
H21	4	133	0	0	0	4	233	58	0	10

資料：水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、県水産課

【施策の方向】

- 第7次水質総量削減計画に向けての施策の検討、規制対象外の小規模事業場等に対する指導を通じた産業排水対策の推進
- 下水道や浄化槽など、地域特性を考慮した合理的な処理施設の整備等による生活排水処理対策の推進
- 地下水汚染防止対策の推進
- 富栄養化対策の推進

●施策の展開**(1) 工場・事業場の排水対策の推進**

- 「水質汚濁防止法」などの関係法令に基づき、工場・事業場における水質汚濁物質の排水基準の遵守・徹底を図ります。
- 法令等の規制を受けない小規模の事業場に対しても、水質汚濁負荷量の削減等に関する事業者が努力すべき事項の明確化を図るとともに、「小規模事業場排水浄化対策推進要領」に基づき、排水処理施設の整備などについて指導を行います。
- 新たな技術を用いた排水処理対策を検討し、COD排出負荷量等が大きい排出事業者の取組を支援します。

ア 排水規制等の実施 [環境保全課]

特定事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法や生活環境保全条例等により排水基準や総量規制基準を設定し排水規制を実施します。また、排水規制を受けない小規模の事業場に対しては、排水処理施設の整備などについて指導を行います。《特定事業場の届出状況は、「広島県環境データ集」参照》

【平成21年度実績・平成22年度内容】立入検査や排水検査を実施し、処理施設、排水方法の改善等が必要な事業場については、適切な排水等を行うよう指導。さらに、行政処分による措置が必要と認めた場合は、改善命令等の行政処分を実施。《立入検査数は、「広島県環境データ集」参照》

イ 新たな技術を用いた排水処理対策の検討 [環境保全課]

工場排水や有機性汚泥などに対して、バイオマス¹⁰技術などを活用した新たな排水処理技術を検討し、COD排出負荷量等が大きい排出事業者の取組を支援します。

【平成21年度実績】学識者・事業者等からなる検討委員会により、新たな排水処理技術について検討。

【平成22年度内容】平成21年度の検討結果をもとに、COD排出負荷量や有機性汚泥を削減するための実証試験を実施。

(2) 生活排水対策の推進

- COD汚濁負荷量の約4割が家庭から排出されている現状を踏まえ、公共用水域の水質保全のための県民の責務の明確化を図るとともに、広報媒体による普及啓発を行います。
- 生活環境の改善と生活排水等による公共用水域への汚濁負荷の低減を図るため、地域特性を考慮した合理的な生活排水処理施設(下水道、農業・漁業集落排水施設、浄化槽等)の整備を推進します。
- 下水道等の適切な維持・管理を徹底するとともに、浄化槽の保守点検や清掃、法定検査の周知を図るなど、生活排水処理施設の維持・管理の徹底を指導します。
- 汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式下水道では、大雨時に一部未処理のまま放流されることによる水質汚濁が懸念されるため、改善を推進します。
- 生活排水による汚濁が著しく、特に対策の必要な地域については、「水質汚濁防止法」に基づく生活排水対策重点地域に指定し、「生活排水対策推進計画」の策定及びその実施により、計画的な削減対策を実施します。

ア 排水処理施設の整備推進**(ア) 下水道の整備促進 [都市環境課]****a 公共下水道の整備**

公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、市町の下水道整備を推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】14市8町で、下水道整備を実施。

b 流域下水道の整備

市街化の進展が著しい河川流域について、流域を一体とした効果的な下水道処理を行うため、各浄化センターの建設を推進するとともに、維持管理を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】太田川流域下水道については、東部浄化センターの建設及び維持管理を実施(平成21年度末現在、115,060m³/日で稼働)。また、窒素・りんの除去を目的に高度処理を実施。芦田川流域下水道については、芦田川浄化センターの建設及び維持管理を実施(平成21年度末現在、168,000m³/日で稼働)。沼田川流域下水道については、沼田川幹線の建設及び沼田川浄化センターの維持管理を実施(平成21年度末現在、23,800m³/日で稼働)。

(イ) 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進**a 農業集落排水事業 [農業基盤課]**

農業振興地域内の農業集落において、農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備を推進します。

【平成21年度実績】5地区(うち完了地区2地区、処理人口2,050人)について整備。

【平成22年度内容】3地区について整備。

¹⁰ バイオマス：もともと生物(bio)の量(mass)のことだが、再生可能な、生物由来の有機性エネルギー資源(化石燃料は除く)をいう。

b 漁業集落環境整備事業 [水産課]

漁港区域背後の漁業集落において排水処理施設を整備することにより、前面海域への負荷を低減するとともに、集落内の生活環境の改善を図ります。

【平成 21 年度実績】汚水管路、処理場等を 5 地区で整備。

【平成 22 年度内容】汚水管路、処理場等を 4 地区で整備。

(ウ) 処化槽の整備促進等 [循環型社会課]**a 処化槽の整備**

集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域において生活排水対策を推進するため、小型処化槽設置整備事業及び処化槽市町村整備推進事業を実施します。また、し尿のみを処理する単独処理処化槽が多数設置されていることから、生活雑排水を併せて処理する処化槽への転換を推進します。

区分	小型処化槽設置整備事業	処化槽市町村整備推進事業
事業の内容	個人設置の処化槽（汲み取り便所又は単独処化槽の転換に限る。）に助成する市町に対し、市町の事業費の 1/3×減額率（一律）を事業実施年度に補助	市町が公共事業として処化槽を整備する事業に対し、市町の起債償還額（交付税措置分を除く。）の 1/2 もしくは 1/3 を起債元金償還年度に補助

【平成 21 年度実績】小型処化槽設置整備事業で 19 市町（2,235 基の処化槽）、処化槽市町村整備推進事業で 4 市（211 基の処化槽）に対し補助。

【平成 22 年度内容】小型処化槽設置整備事業で 19 市町（1,520 基の処化槽）、処化槽市町村整備推進事業で 4 市（305 基の処化槽）に対し補助。

b 処化槽の管理

処化槽は適正な維持管理により所期の性能が発揮されることから、「処化槽法」に基づく保守点検、清掃及び法定検査の実施についてパンフレット、市町の広報紙等により啓発するとともに、法定検査などで問題のあった施設には立入検査等を実施し、適正管理に関する指導を行います。

また、法定検査の受検率向上のため、平成 19 年 4 月から運用を開始した新検査体制を活用し、平成 22 年度までに受検率 50% 超となるよう、受検率の向上を図ります。

図表 2-2-13 処化槽の法定検査の受検率の推移 (単位 : %)

年 度 区 分	H17	H18	H19	H20	H21 (推計値)	全 国 (H20)
新設時の検査（7 条検査）	99.0	99.7	99.8	100.0	100.0	89.9
定期検査（11 条検査）	19.4	21.2	26.0	35.2	42.4	27.2

資料：県循環型社会課

【平成 21 年度実績】処化槽設置（管理）者、処化槽保守点検事業者等への文書指導、立入検査（8,686 件）等を実施。また、法定検査を受検していない中規模処化槽（100 人以下）の処化槽設置（管理）者に対し、立入指導等により受検を促進。

【平成 22 年度内容】引き続き、処化槽の適正管理について啓発、指導を実施。

イ 生活排水処化対策推進要綱等に基づく取組 [環境保全課]

生活排水対策の推進に関して基本となる生活排水処化対策推進要綱により、全県的な生活排水対策を推進します。さらに、水質汚濁が懸念される河川や湖沼については、生活排水対策重点地域の指定（黒瀬川・高屋川・山南川・二河川・藤井川）等による対策を講じます。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】市町や関係団体の協力を得て、普及啓発活動を実施するとともに、計画の推進を図るために、計画の進行状況の把握や関係機関相互の連絡調整などを実施し、住民、事業者、行政が一体となった生活排水対策を推進。

(3) 養殖漁業、農業、畜産業における環境負荷の削減

- 魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図ります。
- 硝素及びりんを含む肥料や農薬の適正使用の指導等により、公共用水域への水質汚濁負荷量の削減を図ります。
- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」に基づく家畜排せつ物の適正管理を促進します。

ア 養殖漁場における環境負荷の削減 [水産課]

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図ります。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等を指導。（平成 21 年度：県内説明会（海面 2 箇所、内水面 2 箇所）、巡回指導（海面 12 箇所、内水面 8 箇所）を実施。）

イ 持続性の高い農業生産方式の導入推進 [農業技術課]

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の使用的低減を一体的に行おうとする者に対して、認定権限を持つ市町とともに、農業生産方式の導入計画を認定します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】認定を受けようとする者への助言等を実施。（平成 21 年度：40 件（県認定 5 件、市町認定 35 件）の計画を認定。）

ウ 特別栽培農産物の推進 [農業技術課]

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産された農産物を「安心！広島ブランド」として認証し、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法の普及促進を図ります。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】制度の啓発を図り、認証を推進。（平成 21 年度：208 件を認証。）

エ 耕畜連携による資源循環型畜産の推進（耕畜連携支援モデル事業） [畜産課]

（ア）資源循環型畜産推進指導事業

畜産経営に起因する環境問題の発生を防止するために設置した資源循環型畜産推進指導協議会（以下「指導協議会」という。）を通じて、引き続き家畜排せつ物の適正処理を徹底するとともに、良質たい肥生産のための技術指導や耕畜連携による資源循環型農業を推進します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】指導協議会による畜産農家の巡回指導を実施。（平成 21 年度：73 戸を巡回指導。）

（イ）地域バイオマス利活用交付金 【新規】

バイオマスマストン構想が策定された地域において、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等を整備し、資源循環型社会を構築します。

【平成 22 年度内容】家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設を整備。

オ 家畜排せつ物処理施設整備の推進 [畜産課]

（ア）畜産環境総合整備統合補助事業

将来にわたり畜産主産地として発展が期待される地域において、総合的な畜産環境整備を行うため、広域堆肥センター等の家畜排せつ物の適正処理に必要な施設を整備し、畜産経営に起因する環境問題を防止します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】家畜排せつ物処理施設を整備。（平成 21 年度：2 箇所整備。）

(イ) たい肥調整・保管施設リース事業

たい肥の利用促進を図るため、たい肥の調整・保管に必要な機械施設の整備を推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】家畜排せつ物の利活用に必要な機械施設を整備。(平成21年度：3箇所整備。)

(4) 地下水汚染対策の推進

- 有害物質による地下水汚染を防止するため、「水質汚濁防止法」の対象工場・事業場はもとより、それ以外の有害物質取扱工場・事業場についても、有害物質の適正な使用・保管の徹底、有害物質の地下浸透の防止を図ります。
- 井戸等の地下水汚染が発見された場合には、汚染の範囲・程度、原因の究明等の調査を行い汚染の拡大防止を図るとともに、汚染浄化対策の指導を行います。

ア 地下水質調査 [環境保全課]

「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚染状況を監視するため地下水調査を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】県内60地点で調査。

(5) 富栄養化対策の推進

- 海域については、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷の総量を総合的かつ計画的に削減します。
- 湖沼については、流入する工場・事業場排水や生活排水などの総合的な富栄養化対策を推進します。
- 下水処理場からの放流水質改善のため、下水道の高度処理の導入について検討を行います。

ア 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の推進 [環境保全課]

第6次総量削減計画(平成19年6月20日策定(告示))に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量を総合的かつ計画的に削減します。計画達成の方策として、下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備(生活排水対策)、総量規制基準による工場・事業場の排水対策や小規模事業場排水対策(産業排水対策)、農地からの負荷低減対策、畜産排水対策、養殖漁場の環境改善等を行います。

図表 2-2-14 削減計画負荷量 (単位: t/日)

区分	21年度(目標年度)	16年度(基本年度)	削減
COD	64	65	△1
窒 素	43	44	△1
り ん	2.5	2.6	△0.1

資料: 県環境保全課

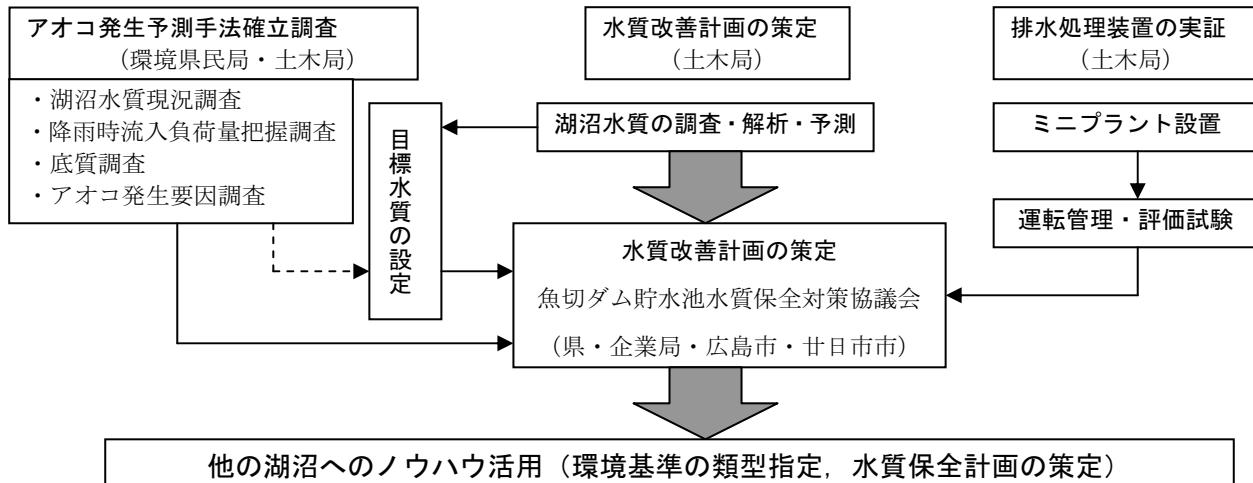
【平成21年度実績・平成22年度内容】工場・事業場への立入検査を行い総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導等により、第6次総量削減計画を推進。平成21年度末現在、特定事業場には219基のCOD汚濁負荷量自動測定器、172基の窒素汚濁負荷量自動測定器、172基のりん汚濁負荷量自動測定器が設置。平成22年度も引き続き、工場・事業場の監視・指導を実施。

また、第7次総量削減計画の策定に向け、必要な調査を実施。

イ 湖沼水質改善対策 [環境保全課・河川課]

魚切ダム貯水池のアオコの発生による利水障害を改善するため、湖沼水質改善対策事業を行います。また、この事業の成果は、他の湖沼の水質保全対策に反映させます。

図表 2-2-15 湖沼水質対策の概要



【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 平成 22 年 2 月に魚切ダム貯水池水質改善計画を改正。引き続き、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、土壤浄化施設による流入河川対策及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施することにより、関係機関と連携を図りながら、水質改善対策を推進。また、啓発活動の一環として、本取組をホームページで公開し、関係住民への周知を図る。

ウ 棕梨ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

棕梨ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を平成 20 年 2 月に作成した棕梨ダム貯水池水質改善計画に基づき、流入河川及び貯水池内で実施します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

エ 山田川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

山田川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を平成 17 年に作成した山田川ダム水質改善計画に基づき、流入河川及び貯水池内で実施します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

オ 赤潮対策 [水産課]

(ア) 監視通報体制の強化

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国及び瀬戸内海沿岸域の 1 府 10 県の観測データを情報交換するとともに、県内拠点漁協からの通報、水産海洋技術センター及び関係農林水産事務所の赤潮発生状況調査等を基に赤潮情報を発令し、カキ、ハマチ、タイ等養殖業の漁業被害の軽減を図ります。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 国及び瀬戸内海沿岸府県との情報交換（随時）や赤潮情報の発令（平成 21 年度：4 件）により、赤潮による漁業被害の未然防止を図る。

(イ) 調査研究の推進

赤潮発生機構を解明するため、水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類及び赤潮プランクトンを調査します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】定期水質調査(12回)、有害赤潮の発生特性調査(10回)を実施。

(ウ) 研修会の開催

赤潮、漁場環境保全に関する知識、技術を漁業者等に普及させるため、研修会を開催します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】漁業者等を対象にした研修会(2回)を開催。

(6) 事故時の措置

- 水質汚染事故が発生した場合には、原因者による防除作業を指導するとともに、その規模に応じて「水質汚染事故対策要領」等に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携した速やかな対応を図ります。

ア 水質汚染事故の対応 [環境保全課]

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「水質汚染事故対策要領」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。また、広島県危機管理基本指針に基づき「広島県危機対策運営要領(水質汚染事故)」を策定。(平成21年度：県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて182件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、109件。)

また、県広報番組及び県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとともに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

(7) 監視測定等の実施

ア 公共用水域等の常時監視 [環境保全課]

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため、測定計画を策定し、水質の常時監視を行います。大規模な工場・事業場については、水質・水量等を定期的に把握し、汚濁負荷量の効果的な監視を行います。《測定結果と監視網は、「広島県環境データ集」参照(県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載)》

【平成21年度実績・平成22年度内容】水質の常時監視を実施。(平成21年度実績は次のとおり。)

項目	対象水域等
公共用水域	河川：38水系238地点、海域：6海域72地点、湖沼：8水域8地点
底質	河川：5水系12地点、海域：4海域24地点

イ 各種調査 [環境保全課]

水質保全対策を効果的に実施するため、海水浴場調査や水生生物調査等の各種調査を実施します。

《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成21年度実績・平成22年度内容】県内の主要海水浴場の水質調査を開設前(5月)、開設中(7月)に実施。(平成21年度：開設前(17箇所)、開設中(13箇所)のいずれも海水浴に適した水質。)

また、病原性大腸菌O157についても開設前、開設中に調査を実施。(平成21年度はいずれの海水浴場からも検出されなかった。)

3 土壤環境の保全

●現状と課題

工場跡地等の土壤汚染については、平成20年度の調査事例で、全国で1,365件中697件で土壤汚染が判明するなど、高い水準で推移しており、県内においても、土壤汚染が判明する事例が発生しています。土壤は、いったん汚染されると、その影響が長期にわたり、地下水への影響も考えられることから、適切な未然防止対策を講じるとともに、必要な調査を実施し、汚染が判明した場合は適切な措置を講じる必要があります。

このような状況の中、平成21年4月に「土壤汚染対策法」の一部が改正（平成22年4月1日施行）され、土壤汚染の状況把握のための制度の拡充や、規制対象区域の分類等による必要な対策の明確化、汚染土壤の適正処理の確保のための規制の新設などの措置が講じられています。

また、農用地における土壤汚染は、農作物に対しても影響を与えることから、農用地におけるカドミウム、亜鉛、銅などによる土壤汚染が生じないよう、肥料や農薬の適切な使用を指導することが必要です。

【施策の方向】

- 工場・事業場等における土壤汚染調査及びリスク管理の観点からの土壤汚染対策の推進
- 農用地の土壤調査や施肥指導による汚染防止対策の推進

●施策の展開

(1) 工場・事業場等における土壤汚染対策の推進

- 「土壤汚染対策法」に基づき、有害物質を取り扱う工場・事業場が廃止された場合の汚染状況調査の実施、大規模な土地の改変が行われる場合の届出等について徹底を図るとともに、汚染が判明した場合には、浄化・封じ込めなど、状況に応じた改善措置の指導を行います。
- 土壤汚染の発見と適切な処理の推進を図るため、大規模な土地の改変を行う者に対して、土地履歴調査等の実施の徹底を図ります。

ア 土壤汚染状況調査等の実施指導 [環境保全課]

土地所有者等に対し、法に基づく土壤汚染状況調査の実施の徹底を指導し、汚染が判明した場合には、汚染の除去等の措置の実施について指導を行います。

【平成21年度実績】法に基づき、土地所有者等に対する指導を行うとともに、自主的な土壤汚染対策の取組についても法に準じた指導を実施。

【平成22年度内容】改正法に基づき、大規模な土地の改変時の届出等の徹底を指導するとともに、汚染のおそれの状況により調査命令等必要な措置を講じる。

図表 2-2-16 土壤汚染対策法に基づく報告等の件数（平成21年度）

項目	件 数
法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査結果の報告	4
法第3条第1項ただし書に基づく確認	12
法第4条第1項に基づく調査命令	0
指定区域の指定	0
指定区域の解除（一部解除を含む、延べ件数）	0
法第7条に基づく措置命令	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

イ 土地改変時の土地履歴調査等の実施指導 【環境保全課】

土壤汚染の早期発見と適切な処理を推進し、土壤汚染問題の発生を未然に防止するため、一定規模の土地の改変を行う者に対し、土地履歴調査及び土壤汚染確認調査等の実施について、指導を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】条例に基づき、土地改変時における調査について指導等を実施。

図表 2-2-17 広島県生活環境の保全等に関する条例（土壤環境の保全）に基づく報告等の件数（平成 21 年度）

項目	件 数
土地履歴調査結果の報告	113
土壤汚染確認調査結果の届出	0
汚染拡散防止計画書の提出	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(2) 農用地の汚染防止

- 肥料や農薬の不適正使用による土壤汚染を防止するため、肥料生産者に対しては「肥料取締法」に基づく品質管理を、農薬使用者に対しては「農薬取締法」に基づく適正使用等を指導します。

ア 農薬適正使用推進対策事業 【農業技術課】

農産物の安全性向上や農薬による危害を防止するため、農薬販売者及び農薬使用者等に対する講習会の開催や農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施します。また、農薬使用者等に対し、農薬に関する正しい知識の普及を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】農薬取締法の内容について講習会などで周知を図り、農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施し、適正な農薬使用・保管管理の徹底を図る。(平成 21 年度実績：危害防止講習会(県内 5 会場、476 人)，立入検査(241 箇所、うち指導件数 77))

イ 農業生産資材総合対策事業 【農業技術課】

肥料生産・販売の取締指導を行うとともに、土壤機能促進に係る地力増進制度の普及啓発による地力の維持・増進に取り組みます。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】「肥料取締法」に係る取締指導等を実施。(平成 21 年度実績：肥料登録申請・届出の受付(118 件)。(注) 受付件数は、平成 21 年 1 月から 12 月までの実績であり、肥料販売業務に係る権限移譲市町分を含む。)

(3) 大久野島土壤汚染対策

- 平成 7 年に環境庁が実施した大久野島の土壤等の調査で砒素による汚染が判明したため、環境庁(現環境省)は、応急的対策を講じる一方、平成 9 年 2 月に学識者で構成する「大久野島土壤等汚染対策検討会」を設置して恒久的対策を検討した結果、撤去処理等の当面の対策工事を平成 11 年 6 月に完了しました。県は、周辺海域の水質調査を実施して問題がないことを確認するとともに、国が実施する土地改変等に併せて恒久的対策が講じられるよう、必要な対応を行います。

ア 環境調査等 【環境保全課】

恒久的対策が着実に講じられるよう、大久野島周辺環境の調査を定期的に実施します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】大久野島周辺海域 5 箇所において、砒素及び鉛に係る水質調査を実施した結果、すべて定量下限値未満。引き続き、水質調査を実施。

4 騒音・振動、地盤の沈下、悪臭の防止

●現状と課題

(1) 騒音

近年の騒音公害は、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。

騒音の環境基準は、住民の生活環境を保全する観点から、都市計画法に基づく用途地域の指定状況等の土地の利用形態、時間区分及び発生源（航空機及び新幹線鉄道等）に応じて指定されています。

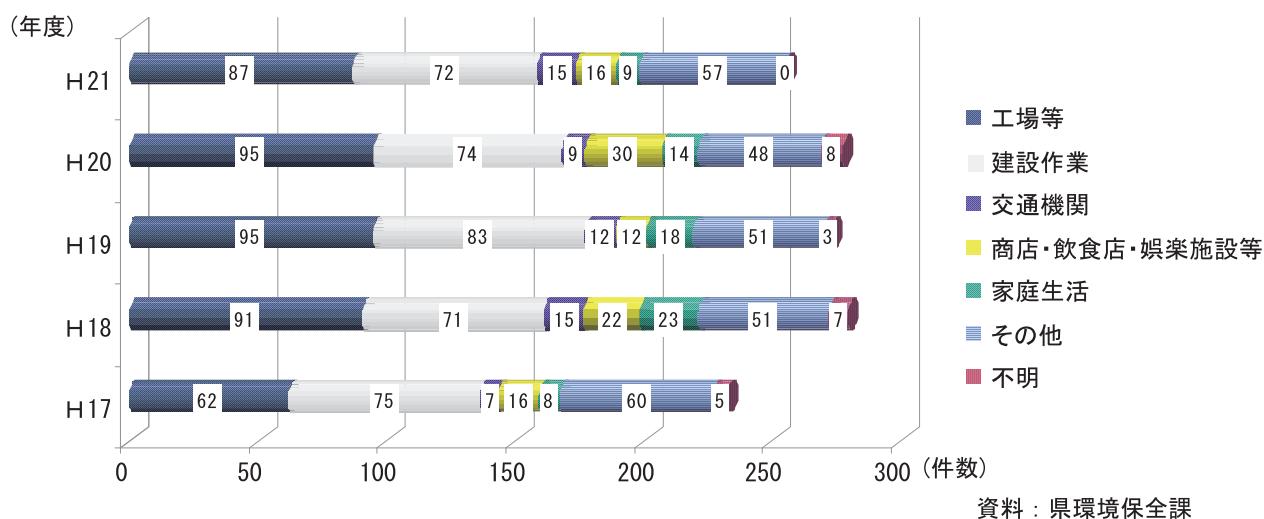
道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は、依然として低い状況にあります。一定の地域における騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面による評価」（面的評価）で見ると、経年的には横ばいの状況となっています。

航空機騒音については、広島空港周辺及び広島西飛行場周辺ともに、環境基準を達成しています。

新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については、経年的にはほぼ横ばいの状況となっています。《環境基準達成率は、「広島県環境データ集」参照》

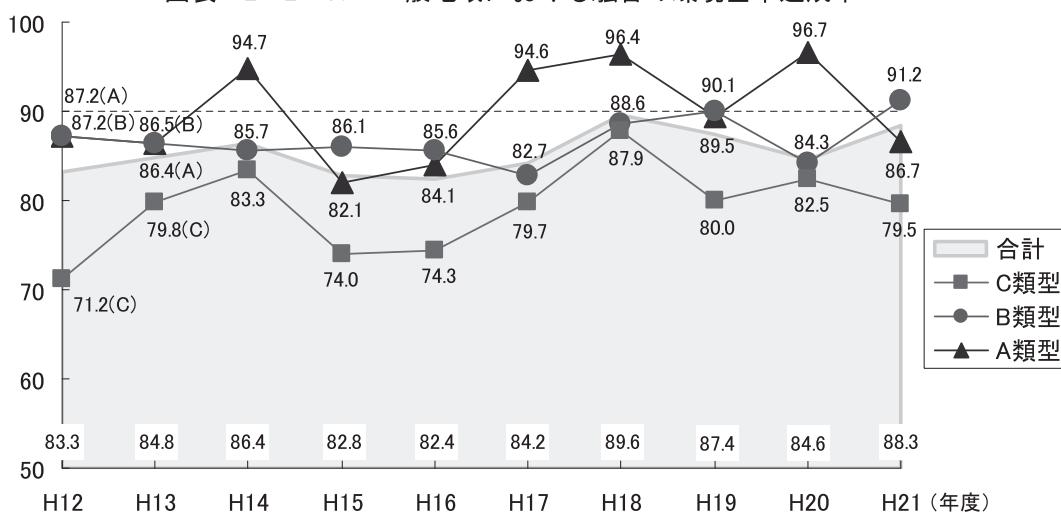
また、近年、人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動）による問題も生じています。

図表 2-2-18 騒音に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

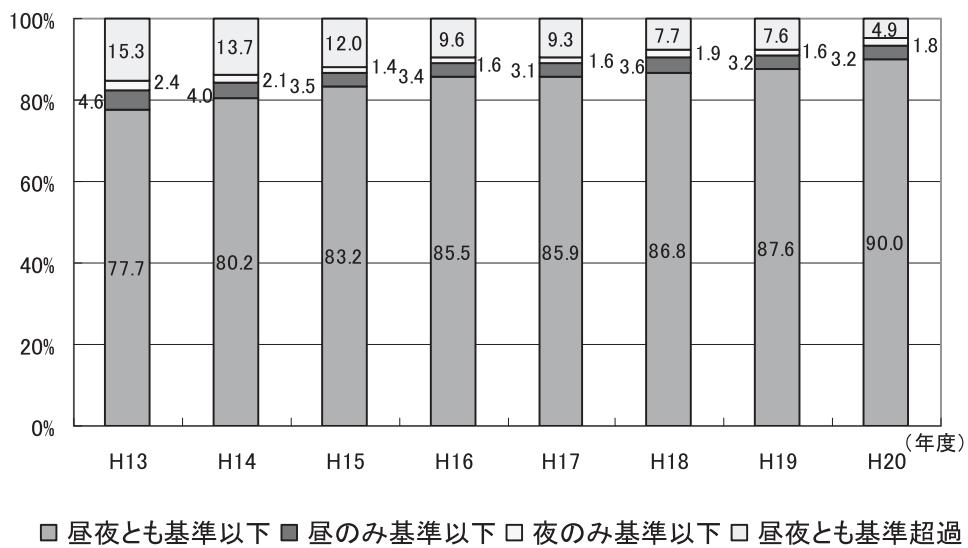
図表 2-2-19 一般地域における騒音の環境基準達成率



資料：県環境保全課

1 低周波音（空気振動）：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と、20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて、低周波音（空気振動）と通称される。人の聴覚感度が鈍くなる周波数範囲の音である。建具や窓、障子などが振動して音を発し、騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。

図表 2-2-20 自動車騒音の面的評価による環境基準達成率

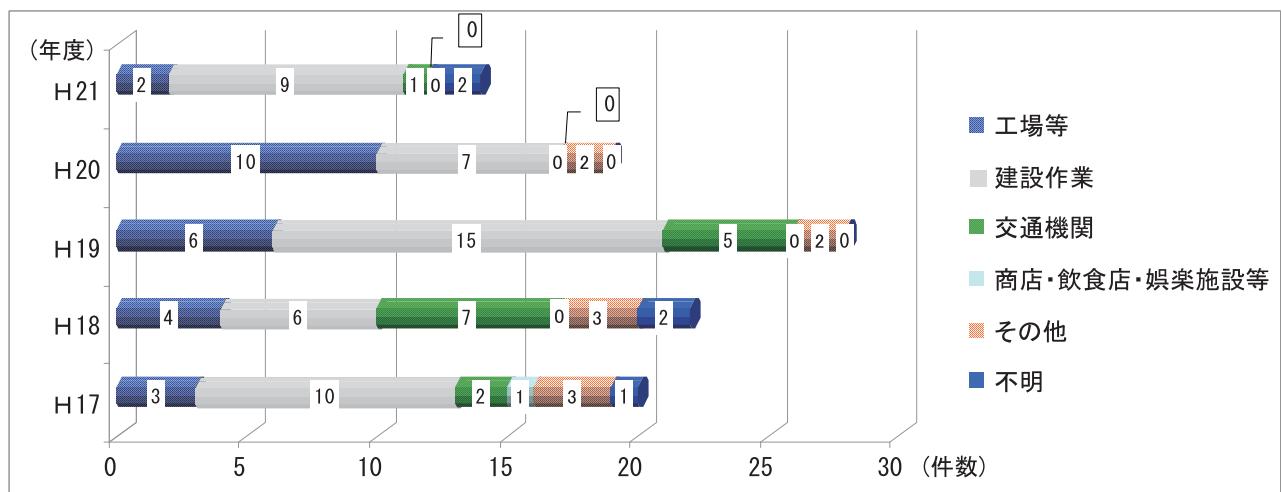


資料：県環境保全課

(2) 振動

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えます。

図表 2-2-21 振動に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

(3) 地盤の沈下

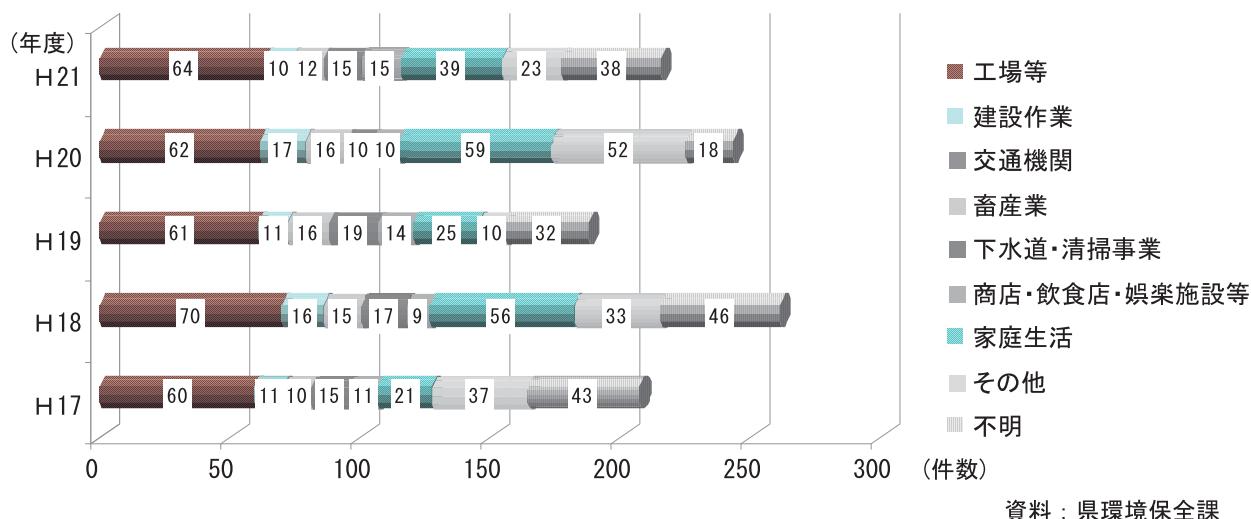
地盤沈下は、主として軟弱地盤において地下水を過剰に採取することによって生じるもので、一旦沈下を生じると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があります。現在、広島県において、地盤沈下が認められる地域はありません。

(4) 悪臭

悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様です。

悪臭は、その発生源が多種多様で、様々な臭気物質が複合して生じるものであることから、臭気指数に基づく規制の導入が効果的です。²

図表 2-2-22 悪臭に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

【施策の方向】

- 関係機関と連携した発生源ごとの騒音・振動対策の実施
- 臭気指数等による規制を導入した悪臭防止対策の実施

●施策の展開

(1) 騒音・振動の防止

ア 自動車騒音・道路交通振動対策

- 自動車交通などに伴い発生する騒音・振動については、国、市町、警察等の関係機関と連携を図りながら、発生源対策、交通流対策、道路構造対策、沿道の土地利用の誘導などを総合的に推進します。

(ア) 自動車騒音及び道路交通振動の実態把握 [環境保全課]

個々の自動車から発生する騒音は、「騒音規制法」による規制が行われており、段階的に強化されています。自動車騒音については環境基準の指定地域内、道路交通振動については県内主要道路の沿線で測定を実施しています。市町長は、測定の結果、限度を超えて道路の周辺の生活環境が著しく損なわれる認めるときは、県公安委員会に対し、「騒音規制法」又は「振動規制法」に基づき、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請（平成21年度実績なし）したり、自動車騒音について、道路管理者等に対し意見（平成21年度実績なし）を述べます。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成21年度実績・平成22年度内容】自動車騒音の測定及び面的評価を実施。

² 臭気指数：においそのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気を無臭空気で希釈して実際に人がにおいをかぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出する。

イ 工場・事業場の騒音・振動対策

- 「騒音規制法」、「振動規制法」及び「生活環境保全条例」等、関係法令の円滑な運用を図るため、市町への技術的支援を行います。

(ア) 工場・事業場等に対する規制の実施 [環境保全課]

a 騒音規制

「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」により、指定地城内における特定の工場・事業場、特定の建設作業及び音響機器の騒音規制を実施するとともに、県内全域における深夜騒音、拡声放送等の規制を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】21 市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。(平成 21 年度：市町の立入調査等の結果、改善勧告等の実績はなし。)《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

b 振動規制

「振動規制法」により、指定地城内における特定の工場・事業場、特定の建設作業の振動規制を実施します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】19 市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。(平成 21 年度：市町の立入調査等の結果、改善勧告等の実績はなし。)《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

(イ) 環境騒音の実態把握 [環境保全課]

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】市町が一般地域や道路に面する地域の環境騒音の実態を把握し、県は市町に対し技術的な支援を実施。《類型指定状況、環境基準達成状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ その他の発生源対策等

- 新幹線、在来鉄道及び航空機を発生源とする騒音・振動については、関係機関と連携した対策を推進します。

(ア) 航空機騒音の常時・短期測定 [環境保全課、空港振興課]

広島空港周辺、広島西飛行場周辺において、航空機騒音に係る環境基準の類型を指定しています。環境基準の達成状況等を把握するため、常時及び短期騒音測定を実施します。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】広島空港周辺（常時 5 地点、短期 22 地点）及び広島西飛行場周辺（短期 9 地点）で騒音測定を実施。

(イ) 新幹線騒音対策 [環境保全課]

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定しています。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】環境基準の達成状況等を把握するため、沿線において市町が測定を実施し、県は市町に対し技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 悪臭の防止

- 「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制等を行う市町に対して技術的な支援を行うとともに、臭気指数（人の嗅覚により悪臭の程度を判定する方法）規制の導入を推進します。

ア 規制の強化 [環境保全課]

「悪臭防止法」により、指定地域内における全工場・事業場に対し、特定の悪臭物質濃度又は臭気指数による規制を実施します。また、「生活環境保全条例」により、県内全域における特定の事業場に対し、規制を行います。地域の指定は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等について行います。《規制地域及び規制基準は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】平成 21 年度は、臭気指数規制について、神石高原町の全域を新たに規制区域に指定。引き続き、市町への臭気指数規制の導入を推進。

イ 立入・改善指導 [環境保全課]

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制事務を行う市町において、工場・事業場に対して立入検査及び悪臭の測定を実施。（平成 21 年度：立入調査等による改善勧告等 2 件）《届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

5 化学物質の環境リスク対策の推進

●現状と課題

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあり、悪影響が生じないよう適正な管理を進め、環境への負荷の低減を図る必要があります。

(1) P R T R¹制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)」に基づき、人の健康等に有害なおそれのある化学物質（354 物質）について、環境への排出量等を事業者自ら把握し、国に届け出るとともに、国は届出データ及び推計データ（自動車、家庭等からの排出量）を、集計・公表しています。

国が公表した平成 20 年度の排出量等の状況によると、広島県における届出事業所数は全国 16 位 (2.5%)、届出排出量・移動量は、全国 9 位 (4.0%) です。届出外排出量(推計)を含めた環境への排出量は、全国 9 位 (3.5%) です。また、広島県における排出量の多い化学物質は、キシレン(主な用途:溶剤)、トルエン(主な用途:溶剤)、マンガン及びその化合物の順で、排出量全体の 60.6% を占めています。

なお、平成 20 年 11 月の PRTR 法施行令の改正により、対象化学物質及び対象業種が変更になり、平成 22 年度把握、23 年度届出から実施されます。

1 PRTR：市民等による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告に基づいて化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度のこと
で、Pollutant Release and Transfer Register の略

図表 2-2-23 化学物質の排出状況等（平成20年度）

区分		広島県		全国	
届出事業所数		985		39,472	
排出先・移動先又は排出源の区分		量(t/年)	割合(%)	量(t/年)	割合(%)
届出排出・移動量	大気	7,092	44.3	179,032	44.8
	公共用水域	228	1.4	9,715	2.4
	土壤	0.1	0.0	381	0.1
	埋立処分	2,998	18.7	10,067	2.5
	計	10,317	(64.5)	199,195	(49.8)
	移動量	5,675	35.5	199,308	49.8
	下水道	13	0.1	1,506	0.4
計		5,688	(35.5)	200,814	(50.2)
届出排出・移動量計		16,005	100.0	400,008	100.0
届出外排出量	対象業種(取扱量1t/年未満)	1,131	16.9	47,120	16.2
	非対象業種	1,770	26.5	94,947	32.6
	移動体(自動車等)	1,452	21.8	55,851	19.2
	家庭	2,321	34.8	92,955	32.0
	小計	6,673	100.0	290,872	100.0
排出量合計		16,990		490,067	

(注)量(t/年)の数値は、小数点第1位を四捨五入しています。

資料：県環境保全課

(2) ダイオキシン類²の環境基準の達成状況

ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、底質及び土壤の汚染状況調査を行っており、いずれにおいても環境基準の適合を確認しています。ダイオキシン類は人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、環境汚染の未然防止を図るため、今後も、継続して調査を実施する必要があります。

【施策の方向】

- 適切な管理とリスクコミュニケーション³による化学物質対策の推進
- PRTR制度の適切な運用
- ダイオキシン類対策の推進
- 環境ホルモン等その他の有害化学物質への的確な対応

2 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びポリ塩化ジベンゾーフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や寄形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成している。

3 リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受けける影響(リスク)について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

●施策の展開

(1) PRTR制度の適切な運用

ア 化学物質の排出削減・自主管理の徹底

- 化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、「PRTR法」に基づく事業者に対する届出指導や化学物質取扱事業者による排出削減に向けた適正管理の推進等を図るとともに、一定規模以上（事業者全体として従業員数21人以上等の規模要件）の化学物質取扱事業者については、計画的な自主管理等の徹底を図ります。
- 化学物質を製造する事業者を中心に、化学物質の排出の少ない生産工程の導入など、化学物質の全ライフサイクルにわたる自主管理活動（レスポンシブル・ケア活動）の指導を行います。

（ア）排出量等の届出指導 [環境保全課]

第一種指定化学物質の環境への排出量及び事業場外への移動量を把握し、届け出ることが義務付けられている事業者に対して、排出量等の把握及び届出に係る指導を行います。

また、PRTR法施行令の改正による対象化学物質の変更及び対象業種の追加について、改正後の内容の周知を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】届出対象事業者への適切な届出指導を実施。

（イ）自主管理の促進指導等 [環境保全課]

事業者に対し、自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、技術的な支援等を実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】「生活環境保全条例」に基づき、対象事業者に対して化学物質自主管理計画書の作成・公表を指導し、化学物質の自主管理を促進。

イ リスクコミュニケーション等の推進

- 「PRTR法」に基づき、化学物質の環境への排出状況に関する情報を公開するとともに、事業者、住民、行政が情報を共有して相互理解を深めるためにリスクコミュニケーションを実施するなど、県民が化学物質の理解を深める取組の促進に努めます。また、有害情報等を分かりやすく提供し、専門的知識を持った人材の育成・活用を行う等、事業者、住民が自ら化学物質対策に取り組むための方策を検討します。

（ア）PRTRデータの集計結果の公表 [環境保全課]

PRTR法に基づき、事業者から届け出られた排出の状況等について、国の集計データをもとに県内の状況を地域別等に集計し、ホームページ等により公表するとともに、環境リスクに関する情報を提供します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】県内における化学物質の排出・移動の状況について集計し、PRTR対象物質についての情報をホームページ等により、わかりやすく公表。

（イ）リスクコミュニケーション等の推進 [環境保全課]

事業者、住民及び行政によるリスクコミュニケーションを推進するための取組を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】県ホームページの活用や、地域に密着した市町等と連携してリスクコミュニケーションを実施する等、県民が化学物質の理解を深める取組を促進。

(2) ダイオキシン類削減対策の推進

- 工場・事業場に対しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「廃棄物処理法」に基づく排出基準の遵守を徹底するとともに、県内各地域における大気、水質、底質及び土壤の汚染状況について常時監視を行います。

ア ダイオキシン類排出抑制対策事業（ダイオキシン類等対策事業） [環境保全課]

ダイオキシン類の環境中への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対し、排出濃度の自主測定の実施等の指導や行政検査等を実施し、法の基準の遵守徹底を図ります。《自主測定の実施状況等は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び行政検査を実施し、排出基準の遵守や自主測定結果の報告等について指導。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

イ 環境調査 [環境保全課]

ダイオキシン類についての環境汚染状況調査を実施します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】大気、水質等の調査を実施。(平成 21 年度は、大気 25、水質 36、底質 24、土壤 19 地点を調査したところ、全地点で環境基準に適合。(年 1~4 回調査))

(3) 環境ホルモン⁴等その他の有害化学物質への対応

- 人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、ダイオキシン類と同様に環境汚染状況調査を実施し、汚染が認められた場合には、詳細な調査を実施するとともに、原材料等を変更するなどの指導を行います。
- PCB、水銀、有機スズ化合物による食品の汚染状況を調査します。

ア 環境ホルモン環境汚染状況調査 [環境保全課]

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、その汚染状況を把握するため、環境汚染状況調査を実施します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】内分泌かく乱作用があると推察された物質による環境汚染状況調査を実施。(平成 21 年度は、ノニルフェノール、4-オクチルフェノール及びビスフェノール A について、河川 31 地点及び海域 7 地点の水質調査等の結果、ノニルフェノール 1 地点を除き、いずれも予測無影響濃度を下回った。ノニルフェノールが予測無影響濃度を超過していた大田川の周辺事業所について立入調査を実施し、代替製品の使用等を指導済み。)

イ 化学物質環境汚染実態調査 [環境保全課]

環境省の委託を受け、一般環境中の化学物質による汚染状況を把握するための調査を実施します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】広島湾及び呉港において水質及び底質調査を実施。(平成 21 年度は、経年的な変化を把握するモニタリング調査(29 物質)を実施。)

⁴ 環境ホルモン：「内分泌かく乱化学物質」の通称名で、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体のホルモン作用をかく乱することを通じて、生殖作用を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こす等の悪影響を及ぼしている可能性があると指摘されている。

⁵ 予測無影響濃度：内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に、10 倍の安全率を乗じて設定された濃度。(ノニルフェノール:0.608 μg/L, 4-オクチルフェノール:0.992 μg/L, ビスフェノール A:24.7 μg/L) なお、魚類への予測無影響濃度が、そのまま人には当てはまらないことに留意する必要がある。

ウ 生物・食品の汚染対策 [食品生活衛生課]

(ア) 魚介類等の汚染状況調査

PCB, 水銀, トリプチルスズ化合物 (TBT) 及びトリフェニルスズ化合物 (TPT) による食品の汚染状況を調査します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】尾道総合食品卸売市場等に入荷する魚介類や市販鶏肉等について調査。(平成 21 年度：すべて暫定的規制値以下。)

(イ) かきの重金属検査

生かきに含まれる重金属を調査し、広島かきの衛生対策を推進します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】11 地点で調査(平成 21 年度：すべて通常の数値の範囲内。)

6 アスベスト対策の推進

●現状と課題

アスベストを吸引すると 15~50 年の潜伏期間を経て肺がん等の疾患を招くおそれがあるため、県は、アスベスト対策推進本部を設置し、相談窓口の整備をはじめ、健康対策、環境対策、廃棄物対策、建築物対策など総合的な対策の推進に取り組んでいます。

アスベストは、ビルの天井や外壁等の建材に多く利用されているため、建築物等の解体や廃棄物処理の際に飛散防止対策を徹底する必要があります。今後、アスベストが使用された建築物等の解体の増加が見込まれるため、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設の整備が必要となります。

また、発生源周辺等で行った環境モニタリングの結果、大気中のアスベスト濃度は低いレベルであることが確認されましたが、環境の状況を監視するため、継続してモニタリングを実施する必要があります。

【施策の方向】

- 建築物及び工作物の解体、廃棄物処理時における飛散防止対策の推進
- アスベスト廃棄物の処理施設の整備促進

●施策の展開

(1) 県民への的確な情報提供

- 県民の不安解消を図るため、相談窓口の設置のほか各種媒体を通じた的確な情報提供に努めます。

ア 県民への的確な情報提供 [環境保全課、産業廃棄物対策課、健康対策課、建築課]

県民の不安解消を図るため、健康、環境汚染、廃棄物処理、建築物に関するアスベスト相談窓口を設置し、各種相談に応じるとともに、県ホームページ等により、アスベスト関連情報を提供します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】相談窓口の設置、県民向け及び事業者向けのパンフレットの作成、県ホームページによるアスベスト関連情報の提供。

(2) アスベストの飛散防止

- 「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、アスベストの飛散防止の徹底を図ります。
- 大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、モニタリングを実施します。

ア 建築物解体等の規制 [環境保全課]

「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導するとともに、アスベストの飛散防止を指導します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】建築物及び工作物の解体等の作業現場に立入り、アスベスト飛散状況調査の実施。(平成21年度立入検査：83件(うち測定調査19件))

イ 環境モニタリングの実施 [環境保全課]

一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】環境モニタリングを実施。(平成21年度は、一般環境(14地域)や発生源周辺(4地域)において実施。すべて排出基準を下回った。)

(3) アスベスト廃棄物の適正処理

- 「廃棄物処理法」に基づき、産業廃棄物処理業者等への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況調査を実施し、アスベスト廃棄物の適正処理の徹底を図ります。
- アスベスト廃棄物の処理施設の確保に向けて、溶融無害化する技術の実用化を促進します。

ア 廃棄物処理の規制 [産業廃棄物対策課]

「廃棄物処理法」に基づき、処理業者等への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】産業廃棄物処理業者等への立入検査やアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を指導。

※関連事業：広島県グリーンニューディール基金事業(廃棄物対策関係事業)(P30)

(4) 石綿健康被害者の救済

- 「石綿被害者救済法」に基づき、石綿健康被害者への救済給付に充てるための資金を拠出します。

ア 石綿健康被害救済基金拠出金 [環境政策課]

石綿による健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るため、国、事業者、他の都道府県と協調して救済給付に充てるための資金を拠出します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】(独)環境再生保全機構に設置されている「石綿健康被害救済基金」に対し、救済給付の資金を拠出。

7 地域環境の維持・向上

●現状と課題

(1) 地域環境保全計画

開発事業の集中やその他の事情により環境への負荷が大きくなるおそれがあると認められる地域として、広島空港臨空タウン圏域において、「広島空港臨空タウン環境保全計画」を平成8年3月に策定し、この地域の開発事業において環境配慮が行われるようにしています。

図表 2-2-24 広島空港臨空タウン環境保全計画の概要

圏域	広島空港から概ね半径5kmの地域（竹原市、三原市、東広島市）
計画期間	平成8年度～22年度
基本方針	【恵まれた自然環境と調和する表情豊かな空港都市】 ○適正な土地利用 ○生活環境の保全 ○循環型のまちづくり ○人と自然の共生 ○うるおいとやすらぎの確保
環境への配慮指針	○圏域の代表的な環境への配慮 ○開発事業の各段階における環境への配慮

資料：県環境保全課

(2) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第17条に基づく公害防止計画について、備後地域及び広島地域において策定しています。公害の発生源に対する各種規制、下水道、廃棄物処理施設、バイパス、公園の整備など、総合的な公害防止対策を推進しています。

図表 2-2-25 公害防止計画策定状況

地域名	地域の範囲	策定等年月日	
		基本方針	H16.10.8 (H17.3.17承認)
備後地域	三原市及び福山市の区域並びに岡山県笠岡市の区域	計画期間（年度）	H16～H22
		基本方針	H17.10.14 (H18.3.16承認)
広島地域	広島市の区域	計画期間（年度）	H17～H22

資料：県環境政策課

(3) 環境保全協定の締結状況

環境保全関係法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業13社と環境保全協定等を締結しています。

(4) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向にあります。全国的な状況等を踏まえ、今後、必要に応じて対策等を検討していく必要があります。

図表 2-2-26 公害苦情事案の取扱件数

区分 年度	取扱件数 (A+B)	取扱件数内訳					発当 (生年 件数度)	繰前 (B) 件数度	増加 件数 対前 年 度 比	
		大気汚染	水質汚濁	騒音振動	悪臭	その他				
H17	1,571	421	316	253	208	373	1,538	33	34	1.02
H18	1,661	373	347	302	263	376	1,619	42	90	1.06
H19	1,461	402	261	302	188	308	1,408	53	△200	0.88
H20	1,594	359	288	297	244	406	1,513	81	133	1.09
H21	1,482	327	329	276	216	334	1,439	43	△112	0.93
21年度構成比(%)	100.0	22.1	22.2	18.6	14.6	22.5	-	-	-	-

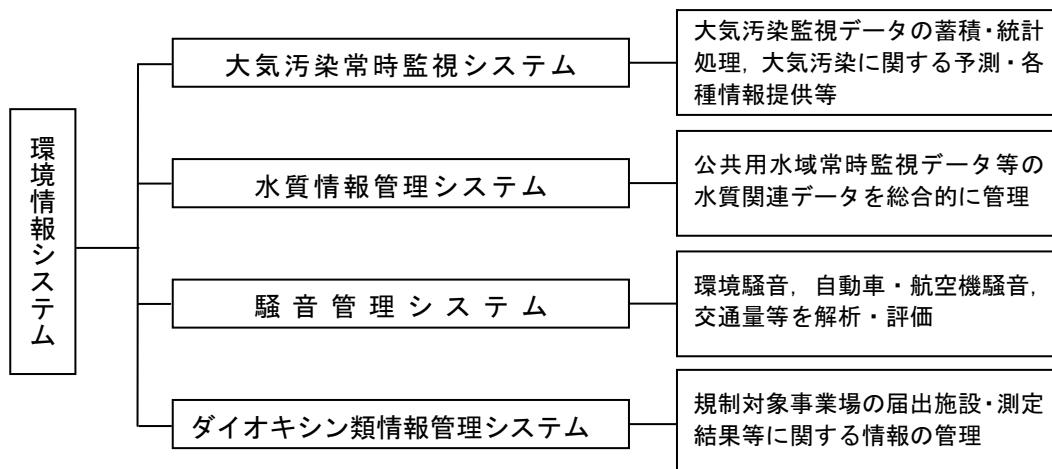
(注)取扱件数内訳の欄中「その他」とは、土壤汚染、地盤沈下及び廃棄物に関するもの等をいう。

資料：県環境保全課

(5) 環境監視・測定状況

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定期等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

図表 2-2-27 環境情報システムの概要



【施策の方向】

- 総合的な公害防止対策を推進
- 環境監視・測定の着実な実施
- 県民、市町への迅速、適確な情報の提供

● 施策の展開

(1) 地域環境保全計画の推進

- 開発事業の集中やその他の事情により環境への負荷が大きくなるおそれがあると認められる地域については、長期的な展望にたって地域環境の望ましいあり方を明確にする「地域環境保全計画」を策定し、各種の施策を総合的に推進します。

ア 広島空港臨空タウン環境保全計画の推進 [環境保全課]

広島空港臨空タウン圏域において、「広島空港臨空タウン環境保全計画」の推進方策に基づき、環境配慮のための各種施策を総合的に推進します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 臨空タウン圏域において、地方公共団体等が行う一定規模以上の開発予定事業について、環境配慮を徹底。

(2) 公害防止計画の推進

- 「公害防止計画」を策定している備後地域及び広島地域において、環境基準を達成・維持するため、発生源の規制、監視体制の整備、未然防止対策の徹底、公共下水道等の整備など、各種の公害防止対策を総合的に推進します。

ア 公害防止計画策定地域の実施状況調査及び計画策定 [環境政策課]

公害防止計画の推進を図るため、同計画の実施状況等について調査を実施します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】公害防止計画策定地域における実施状況について関係自治体や工場・事業場に対し、公害対策事業・公害防止設備投資実績等の調査を実施。平成 22 年度は、計画最終年度となるため、実施状況等調査報告書を作成する。

(3) 環境保全協定の締結及び監視

- 環境保全関係法令による措置を補完し、地域の実情に即した効果的な生活環境保全対策を実施する観点から、大規模な事業者等と締結している環境保全協定等の実施状況等の監視を行います。

ア 環境保全協定の締結及び監視 [環境保全課]

県は県内主要企業 13 社と環境保全協定等を締結しており、その遵守状況の確認等を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】協定内容の確認調査、設備の新增設・変更時の事前指導、排出状況の常時監視、緊急時の対応要請などを行い、協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

(4) 公害紛争処理

- 公害苦情事案について、市町等と連携し調査・指導を行い、その迅速かつ適正な解決を図ります。
- 公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るために、「公害紛争処理法」及び「公害紛争の処理に関する条例」に基づき、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行います。

ア 公害苦情相談 [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員（227 人：うち公害苦情相談員 129 人）を配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図ります。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

イ 広島県公害審査会の設置 [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】平成 21 年度は、継続事案 1 件の調停を実施。

(5) 環境の監視等

- 大気、水質、騒音等の環境の監視・測定体制を充実させるため、測定機器の計画的な整備、関係機関の指導・支援等を推進するとともに、国、近隣地方公共団体との連携を図りながら、効果的かつ効率的な監視・測定を実施します。
- 監視・測定の内容等に応じて、住民、市町、民間団体等の参加を促進するとともに、各主体実施による測定結果等が相互に活用されるように努めます。

ア 環境情報システムの運用 [環境保全課]

大気汚染等に関する監視システムの運用を通じ、大気汚染や水質汚濁の未然防止を図るとともに、大気・水質等に関する情報管理システムにより県内の環境の状況を把握します。また、電子県庁の推進にあわせて情報加工・提供機能を強化し、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】監視システム及び情報管理システムにより、環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の環境の状況を把握。また、県ホームページの充実により、環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

※ 関連事業：モニタリング調査の普及（P69）

第3章 自然と人がふれあう潤いのある広島

人も生態系を構成する一員であることを認識し、貴重な自然の保護や身近な自然との豊かなふれあいを保ちながら、自然への適切な働きかけや賢明な利用を通して、健全な生態系を維持・回復し、自然と県民が共生できる豊かで潤いのある環境を確保します。

第1節 濑戸内海の環境保全と創造（横断的項目）

●現状と課題

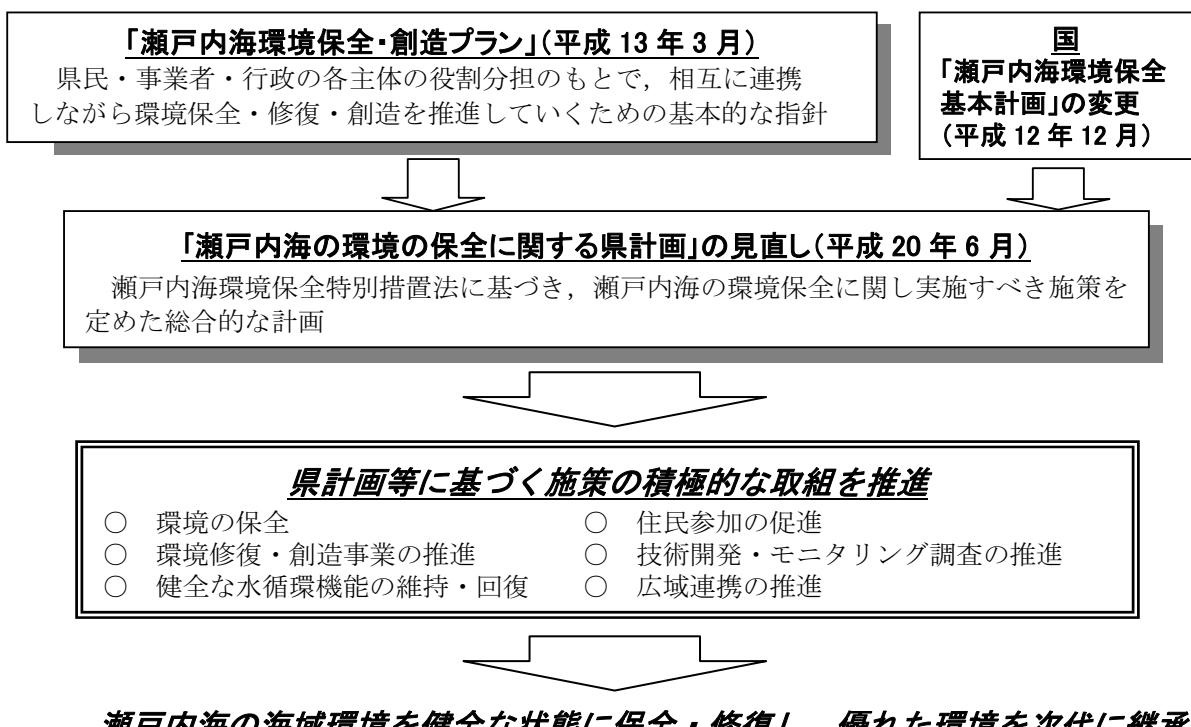
高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制的措置により危機的な状況は脱したもの、近年は横ばいの状況にあります。

また、本県の藻場¹・干潟²は、沿岸域の環境変化や開発行為等により近年減少傾向にあります。自然海岸も、約31.5%が残存するのみで、全国の53.1%に比べ少なくなっています。（H8時点。環境庁第2回～第5回自然環境保全基礎調査より）

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

●施策の展開

図表 3-1-1 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



資料：県環境保全課

1 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

2 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

(1) 総合的な環境保全・創造施策の推進

- 「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する県計画」に基づき、残された貴重な自然の維持と海域環境悪化の防止、失われた環境の修復と創造のための施策を、地域住民をはじめとした幅広い主体の参加と連携のもとに地域の特性を踏まえて総合的に推進します。

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 計画を推進するため、引き続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。

(2) 環境の保全

- 貴重な自然環境等の保全や海域利用の適正化を図ります。

※ 関連事業：排水規制等の実施（P44）、新たな技術を用いた排水処理対策の検討（P45）、排水処理施設の整備推進（P45）、放置艇の規制（P87）

(3) 環境修復・創造事業の推進

- 海域環境の修復や魚介類の生息環境の維持・回復、自然と人とのふれあいの場の確保等を図ります。

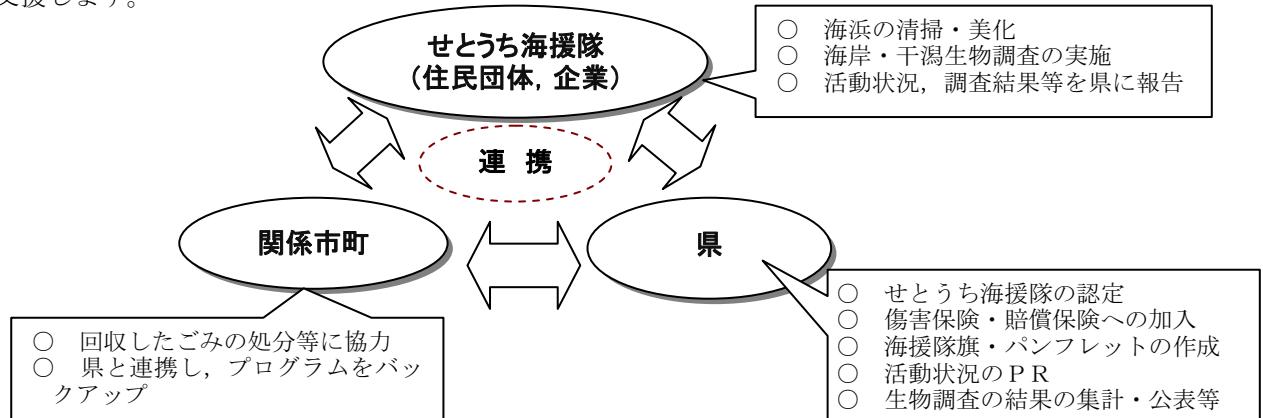
※ 関連事業：水産基盤整備事業（P77）、漁港海岸環境整備事業（P87）、港湾環境整備事業（P87）

(4) 住民参加の促進

- 環境に対する認識を深め、自主的な行動を促進していくための環境学習や住民参加の取組の促進を図ります。

ア せとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動状況のPR等、により支援します。



【平成21年度実績・平成22年度内容】 市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等せとうち海援隊の活動を支援。（平成21年度末の認定団体：33団体）

(5) 技術開発・モニタリング調査の推進

- 海域環境の修復・創造のための技術開発や自然環境、海岸生物に関するモニタリング調査の普及を図ります。

ア モニタリング調査の普及 [環境保全課]

瀬戸内海の水環境について、現在の化学的な調査に加えて、生物の指標（干潟など浅海域における生物、植物、生息環境等）を考慮した手法を調査マニュアルにまとめ、地域住民を主体としたモニタリング調査等の普及・啓発を図ります。

【平成21年度実績】住民団体等との協働により、県内2箇所で、2回（春季、秋季）生息環境等生物調査を実施。また、海岸・干潟の生物調査を簡易かつ効率的に実施するための「広島県海岸・干潟生物調査マニュアル（応用編）」を作成し、関係団体等に配布。

【平成22年度内容】地域住民の生物調査等を支援するとともに、海岸・干潟生物調査マニュアルを活用したモニタリング調査の普及を図る。

(6) 広域連携の推進

- 濑戸内海地域は、豊かな自然と歴史・文化を共有しています。人口、産業等の集積、閉鎖性水域という特性に配慮した環境保全と内海多島美の自然景観の保全を図るため、関係府県等と連携して広域的な取組を推進します。

ア 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」、「(社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策、瀬戸内海再生のための取組等を行います。

【平成21年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討、瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や、瀬戸内海環境保全普及啓発事業・調査研究などを実施。

【平成22年度内容】引き続き、関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

第2節 優れた自然環境と生物多様性の保全 · · · · ·

1 自然公園等の指定¹

●現状と課題

我が国を代表する優れた自然の風景地やそれに準ずる地域、都道府県を代表する優れた自然の風景地を「自然公園法」に基づき、それぞれ国立公園、国定公園、県立自然公園に指定し、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。また、県内の優れた自然環境の保全を図るために、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域²」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-1 自然公園の面積（平成22年4月1日現在）

区分	箇所数	総面積(ha)	特別地域		普通地域
			うち特別保護地区	普通地域	
国立公園	1	10,681	7,569	203	3,112
国定公園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,853	34,741	895	3,112

資料：県自然環境課

図表 3-2-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（平成22年4月1日現在）

区分	地域(区)数	総面積(ha)
県自然環境保全地域	27	2,054 (特別地区1,248、普通地区806)
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17 (陸域面積)
計	68	2,889

資料：県自然環境課

【施策の方向】

- 「自然公園法」、「自然環境保全条例」等に基づく優れた自然や貴重な動植物が生息する地域の保全・管理

●施策の展開

- 優れた自然の風景を有する地域や貴重な動植物の生息する地域を自然公園や県自然環境保全地域等として指定し、その保全・管理に努めます。

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直しを行うとともに、保護と利用の調和を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】公園計画に基づいた適正な保護・管理を行い、自然公園指導員等による利用の適正化や事故の防止に努めるとともに、景観の維持や利用の増進を図る。

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

2 自然とのふれあいの増進

●現状と課題

自然公園等の利用者は、世界遺産に登録されている宮島などの好影響を受け国立公園では増加していますが、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化などにより、その他の地域は概ね横ばい又は、減少傾向にあります。《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-3 自然公園等の利用者数 (単位：千人)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国立公園	4,618	4,751	5,024	5,355	5,403
国定公園	1,334	1,360	1,250	1,281	1,228
県立自然公園	782	724	744	769	712
県民の森	148	127	143	146	137
もみのき森林公园	191	163	192	188	190
県民の浜	68	66	60	69	57
中央森林公园	268	284	296	296	278
中国自然歩道	352	328	319	316	302
県自然歩道	41	41	42	40	38
合計	7,802	7,844	8,070	8,460	8,348

資料：県自然環境課

図表 3-2-4 野外レクリエーション施設等の状況（平成22年4月1日現在）

区分	規模
県民の森	1,164 ha
もみのき森林公园	400 ha
県民の浜	23 ha
中央森林公园	267 ha
中国自然歩道	455 km
県自然歩道	125 km

資料：県自然環境課

【施策の方向】

- 自然とのふれあいを増進するための自然公園や野外レクリエーション施設等の整備・管理の推進

●施策の展開

- 自然公園等においては、地元市町、指定管理者等との密接な連携のもと、県民の自然とのふれあう機会を増進するための施設等の計画的な整備・改修を推進します。
- 幅広い年齢層を対象に、体験を通じて自ら考え、調べ、学び、行動する過程を重視した環境学習を推進するため、豊かな自然に恵まれ、宿泊研修機能を備えた自然公園施設や野外レクリエーション施設について、体験型環境学習拠点としての機能を強化します。

ア 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等（国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道（中国自然歩道、県自然歩道））においては、地元市町、指定管理者等との密接な連携のもと、県民が自然とふれあう機会を増進するため、ユニバーサルデザイン¹の導入や環境学習機能の強化など利用者のニーズに沿った安全で快適な利用が図られるよう適切な整備・改修を図ります。

【平成21年度実績】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	歩道改良
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策、トイレ修繕
	八幡湿原	自然再生
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	歩道安全対策
	比婆山（県民の森）	野営場再整備、スキーリフト改修
県立自然公園	山野峠	野営場炊事棟修繕
野外レクリエーション施設等	もみのき森林公园	宿泊棟改修
	中央森林公园（公園センター等地区）	サイクリングロード改修、植栽
	中央森林公园（FHG地区）	コテージ外壁再塗装等

※1 箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

【平成22年度内容】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	歩道改良
西中国山地国定公園	三段峡	歩道安全対策、トイレ修繕
	牛小屋高原	公園道改良
比婆道後帝釈国定公園	帝釈峡	歩道安全対策
	比婆山（県民の森）	野営場再整備
県立自然公園	山野峠	野営場炊事棟修繕
野外レクリエーション施設等	もみのき森林公园	宿泊棟改修、サイクリングロード補修
	中央森林公园（公園センター等地区）	サイクリングロード改修
	中央森林公园（FHG地区）	進入路・空調設備改修

※1 箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

¹ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

3 豊かな森林の保全と再生

●現状と課題

森林は、水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止、生活環境保全、保健休養、生物多様性の保全などの公益的な機能を有しています。

本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる612千ha（平成22年4月現在、全国第10位）であり、面積は横ばいで推移し、森林蓄積量は微増傾向にあります。

全森林面積に対する保安林率は40%に達し、県土の保全、水源のかん養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など、森林の公益的機能の維持増進に大きな役割を果たしています。所有形態別にみると、民有林が全体の92%（564千ha）を占めています。民有林のうち松林が約196千haと民有林面積の約35%を占め、全国一ですが、松くい虫による被害が県内ほぼ全域に広がっており、貴重な資源である松林を松くい虫被害から守っていく必要があります。

また、森林所有者だけでは維持管理が困難となっている森林が増加しており、県民の理解と参加を得ながら、森林の公益的機能を持続的に維持発揮できる多様な森林づくりが必要となっています。

図表 3-2-5 所有形態別森林面積及び蓄積（平成22年4月1日現在）

所有形態		面積・蓄積	面 積 (千 ha)	構成比 (%)	蓄 積 (千 ha)	構成比 (%)
国 有 林		47	8	8,279	8	
民 有 林	公 有 林	県営林	9	1	1,873	2
		市町村有林	34	6	5,321	5
		財産区有林	8	1	982	1
		小 計	51	8	8,176	8
	私 有 林	私有林	513	84	82,887	83
		計	564	92	91,063	92
合 計		612	100	99,342	100	

（注）1 国有林は、近畿中国森林管理局「国有林の地域別森林計画書」（平成22年4月公表）

2 民有林は、県林業課「地域森林計画書」（平成22年4月公表）

3 内訳は、四捨五入のため一致しない。

資料：県林業課

図表 3-2-6 民有林の資源構成（平成22年4月1日現在）

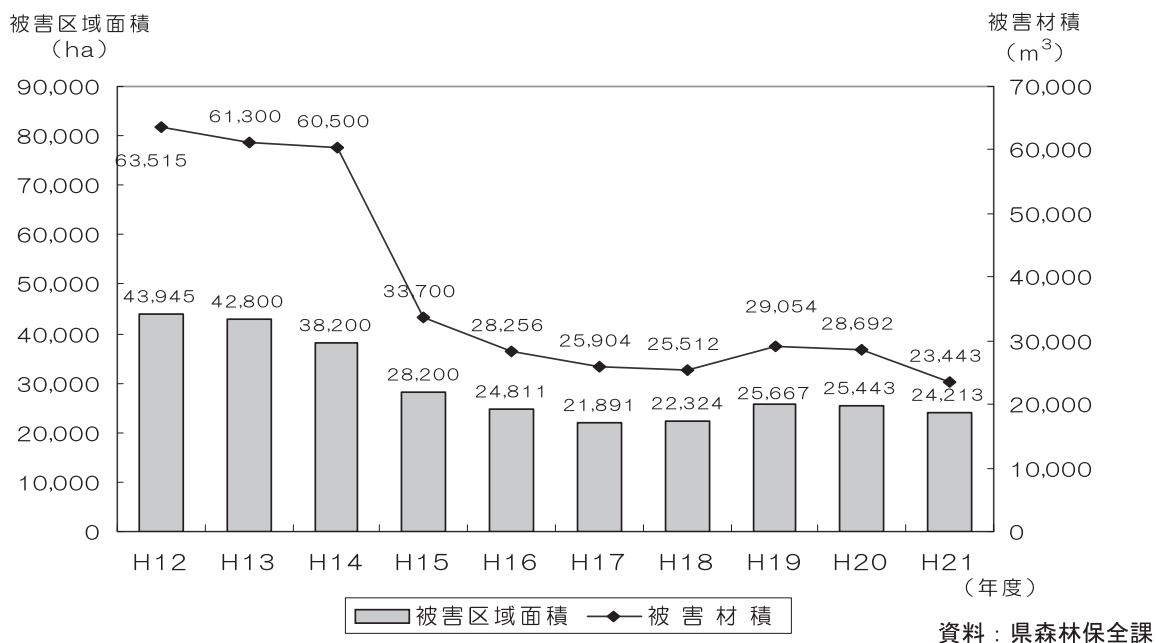
区分	面 積 (千 ha)	構成比 (%)	蓄 積 (千 m ³)		ha 当たり	
			構成比 (%)	ha 当たり		
人工林	針葉樹	169	30	39,715	44	235
	広葉樹	5	1	216	0	43
	計	174	30	39,931	44	229
天然林	針葉樹	173	31	30,096	33	174
	広葉樹	204	36	21,036	23	103
	計	377	67	51,132	56	136
その他の	13	2	—	—	—	
合 計	563	100	91,063	100	161	

（注）1 県林業課「地域森林計画書」（平成22年4月公表）

2 内訳は、四捨五入のため一致しない。

資料：県林業課

図表 3-2-7 松くい虫による被害区域面積及び被害材積



資料：県森林保全課

【施策の方向】 ■ 森林の状態や植生、所有の形態等に応じた保全・再生の推進

●施策の展開

- 県土面積の7割を占める森林は、水源かん養、山地災害防止、保健休養、生物多様性の保全などの機能を有しており、森林の特性に応じた保全を推進します。
- 優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく保全地域等の指定を推進するとともに、「県みどりと景観の基金」を活用した公有化の検討や保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行います。
- 植物の自生地や野生生物の生息地として重要な天然林は、県自然環境保全地域や保安林として厳正な保護・管理を行います。
- 重要水源地域においては、流域単位で水源かん養保安林を指定し、適切な管理を行います。
- 森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民共有の財産である森林を環境に貢献する森林として県民全体で守り育てる取組を行います。
- 広葉樹の植林等による森林構成の多様化や植生の復元等を推進します。
- 自然生態系との調和を一層重視した複層林や天然林の育成による多様な森林の造成を推進します。

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業【自然環境課】

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域等の指定を行うとともに、「県みどりと景観の基金」を活用した県自然環境保全地域等の指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】指定地域内における立木の伐採規制等各種行為規制の代償として補償等を行い、私権との調整を図る。(平成21年度実績:自然保護協力奨励金として1,090件、3,397千円、立木損失補償金として253件、14,481千円を交付。)

イ 森林整備地域活動支援事業【林業課】

林業事業体等が実施する森林施業の集約化につながる「森林情報の収集活動」や、「施業実施区域の明確化作業」、「歩道の整備等」などの地域活動を支援することにより、低コスト林業団地の整備及び計画的かつ一体的な森林施業を推進し、持続的な林業経営の確立を図ります。

【平成21年度実績】240協定（9市町）の39,133haに対し、146,748千円を交付。

【平成22年度内容】39,200haに対し、147,000千円の交付を予定。

ウ 森林整備事業（造林事業）【林業課】

広葉樹の植林等による森林構成の多様化や植生の復元等を推進するとともに、自然生態系との調和を一層重視した複層林や天然林の育成による多様な森林の造成を推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】地域の森林の重視すべき機能に応じて、広葉樹造林、育成単層林整備、育成複層林施業等の多様な森林整備を実施。（平成21年度整備面積：5,728ha。平成22年度整備予定面積：4,869ha）

エ 森林病害虫駆除事業【森林保全課】

保安林等公益的機能の高い保全すべき松林を松くい虫被害から守るため、地上散布、樹幹注入のほか、伐倒駆除、特別伐倒駆除（被害木の焼却・破碎）等を実施するとともに、感染源を除去するために保全すべき松林の周辺松林の樹種転換を推進します。

【平成21年度実績】予防事業として、地上散布（35ha）、樹幹注入（1,480穴）、駆除事業として、特別伐倒駆除（253m³）、伐倒駆除（3,914m³）、衛生伐といった各事業について総合的に実施。

【平成22年度内容】地上散布（35ha）、樹幹注入（1,017穴）、駆除事業として、特別伐倒駆除（215m³）、伐倒駆除（3,435m³）、衛生伐を予定。

オ 緑化活動推進事業【森林保全課】

県民参加による森林づくりを推進するため、関係団体と連携し、緑化や育樹に関するイベントを開催するなど、森林に対する普及啓発活動を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】

- ・ひろしま「山の日」県民の集い〔メイン会場：(H21) 呉市、(H22) 北広島町、サテライト会場：広島市、呉市、三原市、福山市、庄原市、廿日市市、東広島市、(H21) 三次市〕
- ・みどりの集い（緑化センター）

カ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進【森林保全課】

水源かん養、災害防備等の森林の公益的機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めます。

【平成21年度実績】89件、701haの保安林を新たに指定し、20件、9haの保安林を解除。

【平成22年度内容】100件の保安林を新たに指定する見込。

キ 治山事業（山地災害対策事業・保安林整備事業等）【森林保全課】

「森林整備保全事業計画」に基づき、県土の開発や都市化の進展に伴う山地災害危険地区対策、水需要の増大に係る水源森林の整備等、県土の保全や基盤の充実を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】治山施設の整備及び森林の整備を実施。（平成21年度：116箇所。平成22年度：99箇所。）

ク ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源かん養など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、環境に貢献する森林として県民全体で守り育てる事業を推進します。

【平成 21 年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐等（1,200ha）。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（313ha）、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、間伐材を利用した木製品の設置による間伐材利用促進など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：ホームページによる情報発信、森林ジュニアインストラクターの育成、森林・林業体験バスツアー、森づくり子どもフォーラムの開催、県産材を使用した木製品の設置等による普及啓発。

【平成 22 年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、間伐材利用対策、環境緑化対策などの事業を計画。

※ 関連事業：水源林造成事業（P34）

4 水辺の保全・再生

●現状と課題

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性が認識され、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や親水性や景観に配慮した護岸整備が進められています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約 31.5% が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-8 自然海浜保全地区数及び面積（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

【施策の方向】

- 自然とのふれあいの場である河川や海岸・海浜などの水辺の生物の生息・育成環境に配慮した保全・再生

●施策の展開

(1) 自然環境に配慮した河川の整備

- 水生生物の移動の分断を回避する魚道の整備、水際部の水生植物の維持・回復のための自然石を使った岩組み・石積み、魚巣ブロック・ホタル護岸など、地域の状況を考慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めます。

ア 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めます。

【平成21年度実績・平成22年度内容】沼田川（三原市）、国兼川（庄原市）などにおいて、地域の状況を考慮した工法により整備。

(2) 海岸・海浜や海の自然の保全と再生

- 優れた環境を有する海岸は「自然海浜保全条例」に基づいて自然海浜保全地区に指定し、保全に努めます。
- 藻場や干潟は、水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・生育等の場としても重要であることから、残された貴重な藻場・干潟の保護・保全と再生を図ります。
- ミティゲーション¹の考え方に基づき、自然と調和のとれた港湾の整備、自然環境や生態系の保全・再生を積極的に進めるとともに、藻場、干潟や湿地等の保全・復元などの自然再生事業を推進します。

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】自然海浜保全地区（19箇所）の保全と適正な利用に努める。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場や干潟などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成の場づくりや優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産量の増大を図ります。

【平成21年度実績】藻場の造成（呉市2.4ha、福山市0.4ha）、魚礁の設置（尾道市1,800空m³）、海底の清掃（呉市他1市20.5k m²）を実施。

【平成22年度内容】藻場の造成（呉市2.4ha）、魚礁の設置（尾道市1,800空m³）、海底の清掃（呉市他1市20.5k m²）を実施。

※ 関連事業：放置艇の規制（P87）、港湾環境整備事業（P87）、ひろしまアダプト活動支援事業（P97）、河川清掃等業務委託事業（P97）、河川清掃「クリーン太田川」（P97）

¹ ミティゲーション：開発事業等の行為による環境影響を緩和するための環境保全措置。行為の全部または一部を行わないことにより影響を「回避」すること、影響を回避できない場合には行為の実施の程度または内容を変更することにより影響を低減すること、回避・低減しても残る影響により失われる環境については同等の環境を創出することにより「代償」することを総体とした概念であり、影響の回避をまず優先し、それから低減を検討し、どうしても残る影響について代償を検討するよう検討の優先順位を明らかにしている。

5 生物多様性の保全

●現状と課題

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として751種が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、オグラセンノウなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

平成20年6月に施行された「生物多様性基本法」において、地方公共団体の責務として、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策等を策定し実施することが明記されました。本県においても総合的かつ計画的な施策の推進について検討する必要があります。

一方、シカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

さらに、海外から持ち込まれた外来生物により、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、こうした外来生物による被害を防止することを目的に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定され、平成17年10月から施行されました。この法律により、指定された外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されています。

図表 3-2-9 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（平成15年）

分類群	県内種数	選定種数	カテゴリー別種数				
			絶滅	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類	準絶滅 危惧	情報 不足
哺 乳 類	43	19	3	4	3	6	3
鳥 類	302	39	0	9	6	17	7
爬 虫 類	16	5	0	0	1	3	1
両 生 類	19	9	0	2	3	4	0
淡 水 魚 類	84	18	0	11	3	4	0
昆 虫 類	8,318	152	4	23	41	84	0
ク モ 類	389	3	0	0	0	3	0
甲 膜 類	23	3	0	1	0	2	0
陸淡水産貝類	133	37	1	4	9	15	8
小 計	9,327	285	8	54	66	138	19
種 子 植 物	2,625	304	3	67	109	101	24
シ ダ 植 物	303	50	0	13	16	20	1
コ ケ 植 物	719	54	0	38	10	4	2
淡 水 藻 類	1,258	11	0	1	0	0	10
地 衣 植 物	382	14	0	3	8	3	0
菌 類	700	33	0	0	9	24	0
小 計	5,987	466	3	122	152	152	37
合 計	15,314	751	11	176	218	290	56

資料：県自然環境課

図表 3-2-10 指定野生生物種等の指定状況

種名	分類	種名	分類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆蟲類
アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆蟲類	計11種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 3-2-11 特定野生生物種

種名	分類	種別
ミヤジマトンボ	昆蟲類	1種

資料：県自然環境課

図表 3-2-12 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21
イノシシ	300	426	449	437	446
シカ	39	25	36	57	77
サル	22	27	27	15	23
その他獣類	35	43	38	16	20
鳥類	148	145	158	110	102
計	544	666	708	635	668

資料：県農業技術課

【施策の方向】

- 基礎的調査の実施及び体系的な基礎情報の整備
- 「野生生物の種の保護に関する条例」等に基づく希少野生生物種の保護の推進
- 自然保護に関する各種制度等の活用による野生生物生息・生育域の保護・保全
- 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の検討
- 有害鳥獣等の適正な個体数管理による共存の実現
- 外来生物への適切な対応

●施策の展開

(1) 保護を要する野生生物種の保護

- 緊急に保護を要する野生生物種の保護を図るため、「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、指定野生生物種や野生生物保護区を指定するとともに、必要に応じて条例の改正等を行います。
- ミヤジマトンボなど、県内に生息する指定野生生物種等を保護するため、「保護管理計画」に基づく徹底した保護対策を推進します。

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

ミヤジマトンボ（特定野生生物種）の生息地の環境が海砂の侵入により悪化しているため、その生息環境を整備するとともに、絶滅を回避するため、幼虫の人工飼育を行ないます。

【平成21年度実績・平成22年度内容】草刈等を実施し、生息環境を整備。また、専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、今後の生息環境整備について検討。平成22年度から新たに人工飼育を実施。

イ アビ生息調査 [自然環境課]

県鳥に指定されているアビ（指定野生生物種）について、その飛来数を調査し保護対策を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】生息海域において、飛来数調査を実施。

ウ 第3次レッドデータブック（RDB）改訂事業 [自然環境課]

絶滅のおそれのある野生生物を選定する第3次レッドデータブックの改訂作業を実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】レッドデータブックの改訂作業を実施。

(2) 体系的な生態系の保全

- シカやイノシシなど農林水産業に被害を与える野生鳥獣について、鳥獣保護区の適正配置、狩猟規制の緩和などの対策を講じるとともに、市町が行う個体数管理対策に対して助言を行います。
- 指定野生生物種に指定しているツキノワグマの里山定着化を防ぐため、出没地域周辺でのパトロール、奥山への放獣などの保護対策を進めるとともに、隣接する山口県・島根県と協力して、「特定鳥獣保護管理計画」に基づく科学的な個体数管理を講じていきます。
- 特定外来生物に指定されているアルゼンチンアリによる生態系被害や生活被害の軽減を図るため、アルゼンチンアリが分布する山口県や関係市と連携して対策に取り組みます。

ア 生物多様性保全事業 [自然環境課]

手入れ不足による環境の質の低下が指摘されている里地里山における生態系の現況調査を実施するとともに生態系を保全するための制度や活動の推進体制について検討する。

【平成21年度実績】ため池や草原などの里地里山の自然的・社会的現況調査を実施。

【平成22年度内容】引き続き同様の調査を実施するとともに、生物多様性保全検討会を設置し保護区の制度設計や保護活動の推進体制について検討。

イ 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、個体数の増加による農林作物の被害が拡大しており、適切な保護管理（個体数調整を含む。）によって、人との共生を図ります。

ツキノワグマについては、西中国山地個体群として、山口県・島根県との3県で保護管理を進めます。

【平成21年度実績・平成22年度内容】適正な個体数管理、追跡・調査を実施するとともに、特定鳥獣保護管理計画の検証を実施。

ウ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

エ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討、実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度による支払いを実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】構成市町9市町により、保護管理対策について検討・実施。

オ 被害防止の普及啓発 [自然環境課]

ツキノワグマによる人身被害防止のため、小学生を対象に普及啓発を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】人身被害防止のため、普及啓発を実施。(平成21年度は2小学校で実施。)

カ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第10次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定します。

【平成21年度実績】鳥獣保護区の更新(13箇所1,889ha)。

【平成22年度内容】鳥獣保護区の更新(9箇所3,424ha)。

キ 特定外来生物被害防止（アルゼンチンアリ） [自然環境課]

アルゼンチンアリによる生態系被害、生活被害対策に取り組みます。

【平成21年度実績】広島県、山口県、廿日市市、大竹市、岩国市、柳井市、宇部市で組織する「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」による実態調査及び防除試験を実施。

【平成22年度内容】「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」(宇部市H21のみで脱退)により、引き続き防除に向けた取組を実施。

(3) 野生生物の生息環境の保全・再生

- 「野生生物の種の保護に関する条例」に基づく野生生物保護区の指定や「自然環境保全条例」に基づく野生動植物保護地区の指定などにより、野生生物の生息・生育環境の保全を図ります。
- 自然生態系との調和を重視した複層林・天然林施策等による森林造成、都市周辺における生態系に配慮した里山林の保全、多自然型護岸の整備、魚介類の産卵・生育等の場として重要な藻場や干潟の保護・保全、ビオトープ¹の整備などにより、野生生物の生息・生育環境の復元・再生を図ります。
- 八幡湿原など希少な動物類や植生群落が存在し、放置すれば貴重な生態系が失われるおそれのある地域について、自然環境の再生を行います。
- 絶滅危惧種の約5割が、人手が入ることによって生態系のバランスを保ってきた里地里山に生息している現状を踏まえ、地域住民やNPOとの連携による地域の実情に応じた保全対策を推進します。

ア 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行います。

【平成21年度実績】環境学習の場の提供等を目的とした自然観察路、案内標識の整備等を実施。

【平成22年度内容】多様な主体の連携・協働による再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。また、シンポジウムを開催し、取組内容等を全国へ情報発信。

1 ビオトープ：ドイツ語で「ビオ」は生物、「トープ」は場所を意味し、「野生生物の生息空間」を意味する。なお、ビオトープは、生態学的には生物の生息に必要な最少単位の空間のこととされている。一般にはトンボ池など、ある程度のまとまりのある生息地として、やや緩やかな意味で使われ、さらに地域的な広がりを持つ生息空間として幅広く使われることもある。

イ 絆の森整備事業 [林業課]

市民の参画を得た森林整備や、野生生物の生息・生育環境の整備と必要な路綱整備を推進します。

【平成21年度実績】神石高原町で整備。(6.14ha) (事業終了)

ウ 公共事業や開発事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課、道路整備課]

【平成21年度実績・平成22年度内容】規模の大きな事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課、道路整備課]

【平成21年度実績・平成22年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

※ 関連事業：森林整備事業（造林事業）(P75)

(4) 野生生物保護思想の普及啓発

- 野生生物や生態系の保全に関する県民の理解を深めるため、広報の実施、愛鳥週間行事等の開催、野生生物保護推進員による啓発などの取組を推進します。

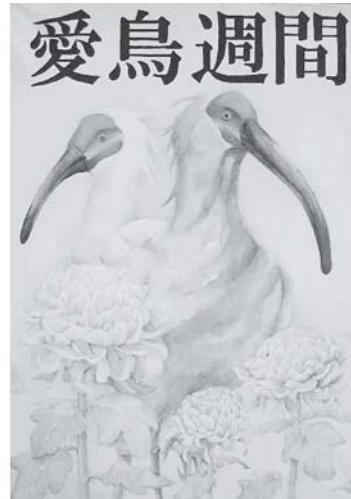
ア 愛鳥週間ポスター及び標語募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスター及び標語を募集し表彰します。

【平成21年度実績】ポスターの応募：322点（小学校141、中学校125、高等学校55、特別支援学校1）
標語の応募：279点（小学校248、中学校15、高等学校16）

【平成22年度内容】引き続き、ポスター及び標語を募集し鳥獣保護の意識啓発を実施。

平成21年度愛鳥週間ポスター特選（平成21年度募集分）



福山市立水呑小学校1年

永田 楓さん

熊野町立熊野東中学校2年

梅木 恭子さん

如水館高等学校2年

神田 ちひろさん

イ 野生生物保護啓発事業〔自然環境課〕

専門的知識を有する講師が、小学生を対象に絶滅危惧種等の現状や保護活動を紹介することにより野生生物保護意識の形成を図ります。

【平成21年度実績】三次市立君田小学校及び庄原市立美古登小学校で、ツキノワグマの生態や対処法について、啓発事業を実施。

【平成22年度内容】引き続き、ツキノワグマを対象として実施。

第3節 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造・・・・・

1 身近な自然環境の保全

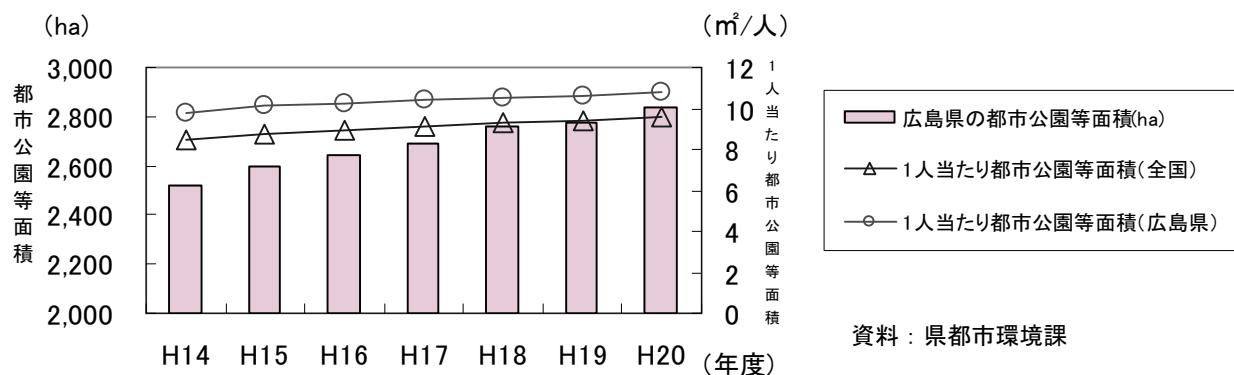
●現状と課題

農山村地域等は、里山¹、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

河川、溪流、海岸などの水辺については、人々が親しみやすく、憩いの場となるような水辺環境の整備を進める必要がありますが、全国1位のプレジャーボート保有県として、適切に係留されていない放置艇があることなど、沈廃船等による海域環境への悪影響が発生しています。

図表 3-3-1 都市公園等面積及び1人当たり都市公園等面積²



図表 3-3-2 緑地環境保全地域数及び面積（平成22年4月1日現在）

区分	地域数	総面積(ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

【施策の方向】

- 身近な生き物や緑とのふれあいの場となる農用地や里山林、都市公園などの保全と創造

1 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

2 都市公園：都市公園法2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

●施策の展開

(1) 農用地の保全

- 農用地は、農作物の生産や水源かん養の機能に加え、営農活動と調和して多様な生物が生息する空間として、緑を保持し、県民にやすらぎを与える機能を持っていることから、こうした機能を維持・増進するため、中山間地域では集落等を単位とする地域ぐるみの永続的な農業生産活動を推進し、都市近郊では、緑空間として地域ぐるみで計画的・集団的土地利用を図るなど、その保全管理と有効利用を誘導します。

ア 中山間地域等直接支払事業【農業経営課】

農用地の持つ水源かん養などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 平成17年度から平成21年度の5年間、第2期対策を実施。

平成22年度から5年間の予定で第3期対策が開始されており、協定面積のさらなる拡大と、持続的農業生産活動を目指す積極的な協定活動が見込まれる。(平成21年度実績：協定面積20,000haに対し、2,641,268千円を交付)

イ 農地・水・環境保全向上対策【農業基盤課】

農地、水路、農道などの農業用施設と農村の環境を良好に保全するため、地域ぐるみによる効果の高い共同活動と農業者による先進的な営農活動を一体的に支援します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 協定面積の更なる拡大により、地域における農地・水・環境の良好な保全活動を支援。(平成21年度実績：協定面積4,080ha、119活動組織に対し、213,093千円を交付。)

(2) 里山林の保全

- 都市周辺の森林において、緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成に努めるとともに、手入れ不十分な里山林において、生物多様性の保全や鳥獣被害防止等を目的とした整備を行うほか、住民団体やNPO等の企画・立案による取組などを支援し、住民参加型の里山林の保全活動を促進します。

ア 共生保安林整備事業【森林保全課】

都市周辺の森林において、緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成を図るため、保健休養・自然環境保全機能の高い森林を整備します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備等により、保健休養・自然環境保全機能の高い森林整備を1地区(平成22年度予定:2地区)で実施。

※ 関連事業：ひろしまの森づくり事業 (P76)

(3) まちのみどりの保全・創造

- 「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定により、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。
- 住区基幹公園、都市基幹公園等の重点的な整備や、風致地区、緑地保全地区の指定等により、都巿域及び都市近郊における良好な生活環境の形成を推進します。
- 街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復等により、良好な道路環境の整備を推進します。

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境課]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【平成21年度実績・平成22年度内容】県内22箇所の緑地環境保全地域の保全の推進。

イ 植樹帯などによる道路緑化 [道路企画課、道路整備課]

【平成21年度実績・平成22年度内容】緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

ウ 緑の斜面整備事業 [砂防課]

緑豊かな自然の活用や、斜面空間の利用により、地域の環境にとけ込んだ斜面整備を推進するため、補強土工法を実施し、自然環境に配慮した斜面対策を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】亀山五丁目地区（広島市）において整備。

エ 都市公園事業 [都市環境課]

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境を形成します。

【平成21年度実績】みよし運動公園（三次市）、地御前公園（廿日市市）等、6箇所で公園整備を実施。

【平成22年度内容】地御前公園（廿日市市）、向島町運動公園（尾道市）等、10箇所で公園整備を実施。

オ 街路事業 [都市整備課]

【平成21年度実績・平成22年度内容】街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復等により良好な道路環境の整備を推進。

(4) 親水施設の整備

- 河川環境は、地域の自然、生活、文化等の形成に大きな役割を果たしていることから、その環境整備においては、それらの多面的な価値を十分活かし、長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。
- 港湾、漁港、海岸の環境整備において、交流の促進、生活環境の向上等を目的とした緑地や親水施設等の整備を推進します。

ア 漁港海岸環境整備事業 [水産課]

国土の保全と併せて、海岸部の総合的レクリエーション機能の整備をしました。

【平成21年度実績】豊島漁港（呉市）において、突堤・養浜等を整備。（事業終了）

イ 河川環境整備事業 [河川課]

河川環境は、地域の自然、生活、文化等の形成に大きな役割を果たしていることから、その環境整備においてはそれら多面的な価値を十分活かし、長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】四川（福山市）において、親水性護岸等の河川整備を実施。

ウ 放置艇の規制 [港湾振興課]

「港湾法」（第37条第3項）及び「プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、禁止区域を順次指定して水域の適正な管理を行います。

【平成21年度実績】平成21年10月1日に広島港地域において禁止区域を拡大するとともに、禁止区域内において、放置艇の撤去指導や廃船処理を指導。

【平成22年度内容】悪質な業者に対する行政代執行の行使や更なる禁止区域の拡大などにより、引き続き、水域の適正な管理を実施。

エ 港湾環境整備事業 [港湾企画整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】広島港（広島市）の干潟及び尾道糸崎港（三原市）の緑地整備完了。引き続き、緑地（県内2港）を整備。

環境で身近のいいな保全も自然と創造する

2 優れた景観、歴史的・文化的環境の保全と創造

●現状と課題

本県は中国山地の自然美、瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しております。こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では、平成3年に「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など、良好な景観形成に努めてきました。平成16年には「景観法」が制定されたことから、市町が景観行政団体となり、主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

また、県内の数々の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約3,000件、周知の埋蔵文化財包蔵地が約17,000件あり、いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化の向上に資するため、整備・活用を進めることができます。

図表 3-3-3 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名称	区域	種類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町、旧大野町の区域）	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3. 12. 25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町、旧大和町の区域）及び 東広島市（旧河内町の区域）	全 域：景観形成地域	H4. 4. 1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域）、安芸太田町 (旧筒賀村、旧戸河内町の区域) 及び北広 島町（旧芸北町の区域）	全 域：景観形成地域	H5. 2. 10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町を除く区域） ※H22. 4. 1 市景観計画区域となったことに 伴い、県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H5. 4. 1
安芸灘架橋 景観指定地域	吳市（旧蒲刈町、旧下蒲刈町、旧川尻町、 旧豊浜町、旧豊町の区域）	全 域：景観形成地域	H6. 4. 1

資料：県環境保全課

図表 3-3-4 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

吳市（旧音戸町、旧倉橋町、旧安浦町の区域）、竹原市、三原市（旧本郷町、旧大和町を除く区域）、福山市、府中市 (旧上下町を除く区域)、三次市（旧三次市の区域）、庄原市（旧口和町、旧比和町、旧総領町を除く区域）、大竹市、 東広島市（旧福富町、旧河内町を除く区域）、廿日市市（旧廿日市市の区域）、安芸高田市（旧八千代町の区域）、 江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、神石高原町（旧豊松村、旧三和町の区域） ※H19. 10. 1（三次市）及び H20. 3. 1（吳市）にそれぞれの市景観計画区域となったことに伴い、県景観条例の届出事務 を適用除外
--

資料：県環境保全課

図表 3-3-5 「景観法」に基づく景観行政団体 ()は、景観行政団体となった日

広島県（H16. 12. 17）、広島市（H16. 12. 17）、福山市（H16. 12. 17）、三次市（H17. 4. 1）、尾道市（H17. 8. 1）， 吳市（H17. 10. 1）、廿日市市（H21. 7. 15）
--

資料：県環境保全課

【施策の方向】

- 濑戸内の多島美、水と緑豊かな田園景観など優れた景観の保全と創造
- 貴重な文化財の活用と次世代への継承

●施策の展開

(1) 自然景観の保全

- 世界遺産に登録されている宮島、世界に誇る瀬戸内海の多島美、美しい森林や多くの農山村の集落景観を有する中国山地など県特有の豊かな自然景観を、各種条例や関連法規の適正な運用等により、守り、育て、次代へ継承することに努めます。

ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]

「県景観条例」に基づき、景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して、大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】届出制度による指導を行い、良好な景観の保全等に努める。（大規模行為等の届出：平成 21 年度実績 277 件）

(2) まちの景観の整備

- 「景観形成基本方針」に基づき、市町が主体となった景観対策を促進するとともに、公共事業等における周辺の景観との調和・統一に配慮した事業の推進等により、地域の景観特性を重視した景観の保全・創造を図ります。また、景観法に基づく市町主体の景観行政を促進します。

ア 市町主体の景観施策の促進【環境保全課】

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう、まちづくりの主体である、市町による景観行政の一層の促進を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】市町担当者の事例研修の実施や、広島県景観会議の運営を支援。

また、「市町景観計画策定の手引き」を活用し、景観法に基づき、市町が自然的、社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど、市町主体の景観施策の促進を図る。

イ 道路環境整備事業【都市整備課】

良好な街並み景観の創造と道路空間の有効利用を図るため、街路樹や植栽、カラー舗装並びに無電柱化推進計画に基づく電線類の地中化を行うことにより、優れた景観の形成を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】鷹取奈良津線（福山市）において、電線類の地中化を実施。

※ 関連事業：景観条例に基づく届出制度の運用（P88）

(3) 歴史的・文化的環境の保全

- 貴重な文化財の活用と次代への継承を図るため、文化財の保存修理等に要する経費の助成、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知など、文化財の保護を推進します。

ア 指定文化財の管理及び保存・修理【文化財課】

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進します。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】保存修理事業に対し助成。（平成21年度：6件（重要文化財奥家住宅（三次市）など。）平成22年度：4件を予定。）

(イ) 県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】保存修理事業に対し助成。（平成21年度：6件（県史跡・若胡子屋跡（呉市）など。）平成22年度：11件を予定。）

(ウ) 指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】防災設備保守点検事業等に対し助成。（平成21年度：30件（国宝不動院（広島市）など。）平成22年度：33件を予定。）

イ 歴史的文化遺産の継承と活用 [文化芸術課・文化財課]

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネットを通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開します。

(ア) 文化財ホームページ [広島県の文化財] の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を紹介し、指定文化財の公開活用を推進します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加する。

(イ) 縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】縮景園、浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を通じて、利用促進と学習支援の充実を図る。（平成 21 年度見学者数：縮景園、約 17 万 6 千人。浄楽寺・七ツ塚古墳群、約 10 万人。）

ウ 埋蔵文化財の保護 [文化財課]

埋蔵文化財の保護と活用を図るため、「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図ります。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する踏査、試掘調査を実施するとともに、埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】踏査、試掘調査（平成 21 年度：中国横断自動車道尾道松江線建設事業など 8 の事業に伴う踏査、試掘調査を実施。平成 22 年度：10 の事業に伴う踏査、試掘調査を実施予定。）を行うとともに市町への支援を実施。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

県内の埋蔵文化財包蔵地地図を公開・活用し、埋蔵文化財の一層の保護を図ります。

第4章 環境の保全と創造のための基盤づくり

今日の環境問題は、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動と深く関わっていることを理解・認識し、県民、NPOなどの団体、事業者、行政等のあらゆる主体が参加して、それぞれの役割分担のもとに、自主的積極的に環境に配慮した行動に取り組むことにより、現在及び将来にわたって県民が健全で良好な恵みを受けられる環境を保全・創造します。

第1節 自主的な環境配慮を実践する人づくり・・・・・・

1 環境関連情報の総合的な提供、環境保全思想の普及啓発

●現状と課題

県民一人ひとりが、環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方や自然の大切さに理解と認識を深めるため、「環境の日」ひろしま大会等を通じた環境保全思想の普及啓発に取り組んできましたが、実際の行動には、まだ十分結びついていない状況にあるため、引き続き、様々な機会を通じた普及啓発を推進する必要があります。

また、県民が自主的に環境に配慮した生活・行動を選択・実行できるよう、環境保全行動等に関するさまざまな情報を各種媒体によって総合的に提供していく必要があります。

【施策の方向】

- 様々な機会を通じた普及啓発の推進
- 各種情報の総合化と積極的な提供の推進

●施策の展開

- 県民一人ひとりが、人と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動を選択・実行できるよう、身近な地域環境の状況、行政の施策、環境学習の取組事例、グリーン・コンシューマーリズム¹など、自主的な環境保全行動等に関する情報を収集・整理し、広報誌やホームページなどの各種媒体によって総合的に提供します。
- 環境月間行事の一環として開催する「環境の日」ひろしま大会など、県民参加による各種の行事を通じて、環境保全思想の普及啓発を推進します。

ア 環境月間行事の実施 [環境政策課]

県民の環境保全についての理解・関心や積極的な環境保全活動への意欲を高めるため、6月5日の「環境の日」²及び6月の「環境月間」²を通じて、国、市町、団体等の協力のもと、各種事業を実施します。

実践する人づくり

¹ グリーン・コンシューマーリズム：環境に負荷の少ない製品等の率先購入など、消費者による環境保全に対する多様な取組み。

² 環境の日、環境月間：1972年6月、国連人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで開催され、「人間環境宣言」が採択された。国連では、この会議を記念して毎年6月5日を「世界環境デー」としている。我が国では、環境基本法において6月5日を「環境の日」と定め、また6月を「環境月間」として、事業者及び国民の環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を積極的に行う意欲を高めるための各種事業を実施している。

«「環境の日」ひろしま大会»

【平成21年度実績・平成22年度内容】

区分	開催日時	開催場所	参加者数
平成21年度	平成21年6月7日(日) 10:00~16:00	広島県庁前広場ほか	県民・団体・事業者等 15,000人
平成22年度	平成22年6月6日(日) 10:00~16:00	広島県庁前広場ほか	県民・団体・事業者等 15,000人

«環境月間ポスター»

子ども達に、ポスターの作成を通して環境への関心と環境保全について理解と認識を深めてもらうため、環境月間ポスターを募集しています。

【平成21年度実績】応募数：小学生の部368点、中学生の部148点、高校生の部97点。

【平成22年度内容】応募数：小学生の部194点、中学生の部222点、高校生の部64点。



小学生の部 特選 「うみをたいせつに」
広島市立可部小学校1年 平野 瑞泉



中学生の部 特選 「みんなで歩けば地球も元気に」
東広島市立高屋中学校3年 阿部 詩織



高校生の部 特選 「早く止めて地球温暖化」
広島県立神辺旭高等学校2年 甲斐 亜優子

イ 「エコひろしま」の運営 [環境部]

県民・事業者等による環境配慮への自主的な取組を促進するため、環境情報サイト「エコひろしま」を通じた環境情報の発信を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】「エコひろしま」(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/>)を運営し、迅速で分かりやすい環境情報を発信。

ウ 環境学習教材の充実 [環境政策課]

【平成21年度実績・平成22年度内容】環境学習情報を、「エコひろしま」を活用し、県民が求める情報を迅速かつ的確に提供。また、貸出用の教材を最新版に更新し、県民の利用を促進。

※ 関連事業：「ひろしま環境の日」の設定 (P9)

2 環境学習¹の推進

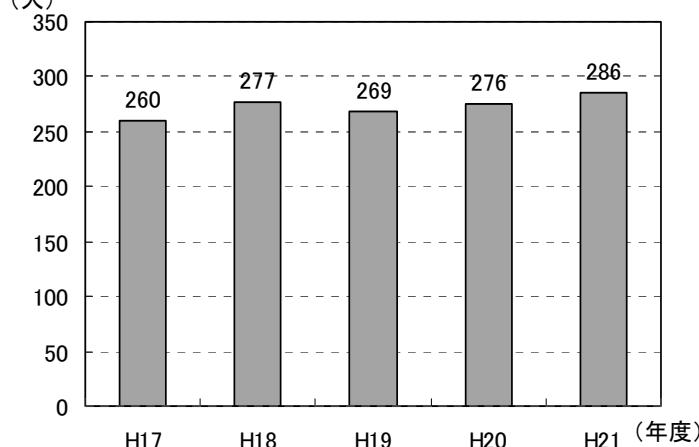
●現状と課題

社会のあらゆる場において、総合的で実践を伴う環境学習が適切かつ活発になされるよう、学校教育や社会教育での環境学習に関する取組の充実、そのための指導者の育成、拠点整備などを行う必要があります。

平成20年の学習指導要領の改訂でも、「環境教育」を「社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項」の一つに掲げています。また、幼児教育の段階から、発達の段階に応じて自然体験活動など体験活動の推進を図り、環境の保全やより良い環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を目指しています。平成21年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査によると、社会や理科などでの学習に加え、総合的な学習の時間において、環境をテーマとした学習が約82%の公立小学校と約36%の公立中学校において実施されています。

県では、教職員を対象にした環境教育研修の実施や教材・プログラムの作成支援・提供を行うなど、学校における環境学習の支援を行うとともに、県民の自主的な環境保全活動に対し、適切な指導、助言を行うことができる「環境保全アドバイザー²」等を育成しています。

図表 4-1-1 環境保全アドバイザー登録者数



資料：県環境政策課

実践する人づくり

【施策の方向】

- 環境学習の機会の充実
- 環境学習のためのプログラムの整備と指導・助言等を行うことができる人材の育成
- 環境学習拠点機能の充実

1 環境学習：環境保全についての理解を深めるために行われる教育及び学習をいう。従来は、教育する側の観点から「環境教育」の語が一般的に用いられてきたが、広島県では、自ら学ぶ視点を重視して、環境教育を包含する意味で「環境学習」の語を用いている。
2 環境保全アドバイザー：地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行うことができる人材。県が実施または認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、希望者をアドバイザーとして登録し、地域での活動を促している。(※県の独自制度で平成6年度から実施)

●施策の展開

(1) 学習の場や世代に応じた環境学習の推進

- 幼児から高齢者まで世代に応じた環境学習を家庭や学校、地域社会、職場などの多様な場で総合的に推進します。

ア 環境学習モデルタウン事業 [環境政策課]

環境学習に積極的に取り組む市町を「環境学習モデルタウン」に指定し、地域住民・学校・企業等各主体の連携・協働による先進的な取組を推進することにより、環境学習の効果的な展開を図ります。

(事業内容) 環境学習指導者養成研修事業、学校における環境教育の実践事業、地域学習会等の実践事業、環境イベント事業等を実施。

【平成21年度実績】大竹市、福山市、三次市、廿日市市をモデルタウンに指定。(事業終了)

イ こどもエコクラブの支援 [環境政策課]

幼児から高校生までの子どもが自主的に環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」について、地域環境に関する具体的な取組・活動が展開できるよう、市町の協力を得て、支援情報を提供していきます。

【平成21年度実績・平成22年度内容】21年度は、55団体のこどもエコクラブのメンバー972人による活動を実施。22年度も、市町担当者と連携して情報提供に努め、活動の活発化を推進。

ウ 放課後子ども教室推進事業 [生涯学習課]

安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を推進します。

【平成21年度実績】17市町で150教室を実施。

【平成22年度内容】17市町で161教室を実施予定。

(2) 環境学習の機会の充実

- 環境学習に取り組む民間団体や事業者の増加とともに、様々な場面での学習や教育の機会も増加している状況を踏まえ、自然観察会などのイベントや環境問題に関する講演会・ワークショップの開催など、様々なタイプの環境学習の機会の一層の充実を図ります。
- 一人でも多くの県民が参加できるよう、県が実施する環境学習に関する情報はもとより、民間事業者やNPO団体等の行事等も含めて情報提供に努めます。

ア 海洋環境こどもクルーズの実施 [環境政策課]

海から環境を見つめ直してもらうため、第六管区海上保安本部と共に、小学生を対象に巡視船への体験乗船や水の分析等の環境学習を実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】広島の自然に関する環境学習、パックテストを利用した水質検査を実施するとともに、巡視艇で広島港内をクルーズし、海水の透明度測定、海面清掃船によるごみ収集作業の見学を実施。(平成21年度参加者：小学生29名、保護者29名)

イ 環境講演会の開催 [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラム等との共催により、地球環境等に関する講演会を開催します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】環境問題やエネルギー等をテーマとした講演会を開催。

ウ 大学間ネットワーク活用事業 [環境政策課]

大学生と教員が専門的な知識及び行動力を結集し、大学の枠を越えて設立した「大学環境ネットワーク協議会（UE-net：ゆいねっと）」による地域における環境保全活動及び環境学習の取組を推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】「大学環境ネットワーク協議会（UE-net：ゆいねっと）」による環境イベント等の企画運営や環境学習教材を利用した活動を支援。

エ 少年少女水産教室の開催支援 [水産課]

小学校高学年を中心に、稚魚の放流など栽培漁業の体験学習を実施し、漁業への理解を深めるとともに、資源の大切さを啓発します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】市町、漁協等が開催する水産教室を支援。（平成21年度実績：参加者826人、大竹市阿多田小学校外で計16回実施。平成22年度：計17回予定。）

オ 自然環境教育支援プログラムの開発・提供 [生涯学習課]

福山少年自然の家では、学校等の自然環境教育を支援・推進し、次代を担う子どもたちに、環境の大切さや、かけがえのない生命の営みを学習していく、「森の環境 NEEDS プログラム」を開発・提供します。また、主催事業では、小・中学生を対象とした「自然科学教室」など、自然との触れ合いを通して好奇心や感性を育む、参加体験型の事業を実施します。

【平成21年度実績】自然環境教育プログラム「樹木に出会う旅」を開発。また、環境教育や冒険教育を柱とした主催事業（年間8事業）において、児童生徒238人が参加。

【平成22年度内容】「森の環境 NEEDS プログラム」を活用するとともに、教員等を対象とした体験活動指導者研修の実施や学習資料の作成により指導者育成・啓発に努める。

(3) 環境学習プログラムの整備

- 家庭、学校、地域社会、職場、環境学習拠点など、それぞれの場に応じた環境学習プログラムや副読本の整備を推進します。

ア 指導指針の提示 [指導第一課]

【平成21年度実績】「平成21年度新しい環境教育の在り方に関する調査研究事業指定地域（文部科学省）」に福山市地域、「実践協力校」に福山市立駅家西小学校、福山市立内海小学校が指定され、講座や研修により、教員の環境に関する知識や技能の向上を図った。

【平成22年度内容】平成21年度の環境教育に関する指定校の研究成果や先進的な事例を教育委員会のホームページに掲載し、学校の取組を支援。

(4) 人材の育成

- 身近な環境調査やリサイクル活動、講習会、学習会の開催など、県民の自主的な環境保全実践活動に対して、適切な指導、助言を行うことができる「環境保全アドバイザー」等を育成するとともに、学校での環境学習を中心となって実践・指導できる教職員を養成することにより、学校・地域における環境学習の拡大を図ります。
- 地域の自然資源や生物に造詣の深い人、自然公園指導員等の協力を得るなど、環境学習の指導体制を充実します。

ア 県立大学での教育 [学事課]

県立広島大学で環境教育に関する科目をカリキュラムに取り入れることにより、環境問題に関する学生の意識を醸成します。

【平成21年度実績】県立広島大学で、全学共通教育科目として「バイオと環境」、「食料とエコロジー」、専門教育科目として「環境科学概論」、「環境フィールドワーク実習」等の環境に関する科目を開講。

【平成22年度内容】引き続き、環境に関する授業科目を開講し、環境に対する意識の高い人材を育成するとともに、環境関連の研究を実施するほか、生命環境学部では新カリキュラムを本格的にスタートし、「フィールド科学」、「環境法」、「環境リスク学」等の科目を通じて、環境科学技術者・研究者を育成。

イ 教員研修の推進 [学校経営課・指導第一課]

児童生徒の発達段階に応じ、地域の特色を活かした学校独自の学習プログラムを創造することができるよう、様々な研修機会をとらえ、教員の環境に関する専門的な知識や技能の向上を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】初任者及び10年経験者を対象に、環境教育をテーマとした講座を実施。また、全国環境学習フェア、環境教育指導者養成研修、環境教育リーダー研修へ参加。

(5) 環境学習拠点機能の充実

- 環境学習に関する情報提供、研修、交流等の機能の充実を図るとともに、自然公園施設等を体験型環境学習の拠点とするため、機能の強化を図ります。
- 雨水利用システム等の環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設等の生活環境施設及び試験研究機関等を環境学習の施設として積極的に活用します。
- 県立の自然公園や野外レクリエーション施設について、環境学習の拠点としての機能を強化します。

※ 関連事業：自然公園等施設整備事業（P72）、都市公園事業（P98）

3 県民の実践活動に対する支援

●現状と課題

環境保全行動に対する県民の意識は年々高まっているものの、実際の行動にはまだ十分に結びついていない状況にあり、日常における県民の自主的かつ積極的な取組を促進する必要があります。

県では、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供を行うとともに、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、「環境保全アドバイザー」の派遣などによる環境保全活動の拡大に向けた支援を行っていますが、今後、一層の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

- 県民の実践活動を促す情報提供の充実、双方向交流の促進、参加機会の拡大
- 県民の実践活動に対する支援の充実

●施策の展開

(1) 環境保全活動に関する情報の提供

- 環境保全の意識が県民一人ひとりの環境に配慮した実際の行動に結び付くよう、家庭、地域、職場など、それぞれの活動の場において取組可能な具体的な実践事例に関する情報を提供します。

※ 関連事業：「エコひろしま」の運営（P92）、環境学習教材の充実（P93）

(2) 環境保全活動への参加機会の拡大

- 環境保全活動への参加意欲がある県民の具体的な行動を促すため、地域で緑化活動や美化運動などを行っている団体等の活動を支援するなど、誰もが参加できる多様な活動の場の拡大を促進します。

ア グリーン・ツーリズムの推進 [農業経営課]

農山漁村で育まれた自然・景観・文化・歴史等のストックを生かしたグリーン・ツーリズムは、中山間地域の活性化や、都市と農山漁村の相互理解促進の重要な施策として積極的な推進が求められています。

【平成21年度実績・平成22年度内容】グリーン・ツーリズムの自発的な取組を支援するため、ホームページを活用し、広く県民に情報を提供。

イ ひろしまアダプト活動支援事業¹（マイロードシステム・ラブリバー制度）[道路河川管理課]

県の管理する道路・河川において、道路や河川敷の清掃、緑化、除草などをを行う団体をマイロード認定団体・ラブリバー認定団体として認定し、表示板の設置や保険への加入のほか、活動費の一部を奨励金として交付するなどで、その活動を支援します。

【平成21年度実績】マイロード認定団体は、新たに57(総計313)の団体を認定し、13,190人の参加を得て延長355.6kmの道路清掃等を実施。

ラブリバー認定団体は、新たに48(総計144)団体を認定し、5,775人の参加を得て129.6kmの河川清掃等を実施。

【平成22年度内容】奨励金交付事業を継続し、団体への積極的な支援を行い、アダプト活動の拡大・充実を図る。

ウ 河川清掃等業務委託事業 [道路河川管理課]

県が管理する河川において、県民の河川愛護意識の普及・向上を図るとともに、良好な河川環境を保持するため、清掃業務等を市町を通じて住民団体に委託し、清掃活動等を行う住民団体を支援します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】清掃活動等を実施。(実施団体:342団体)

エ 河川清掃「クリーン太田川」[道路河川管理課]

太田川流域の河川において、「クリーン太田川実行委員会」の主催により清掃を実施しており、県も河川管理者として積極的に参加し、清掃活動を行う住民団体等を支援します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】約23,000人が参加し、清掃活動を実施。

1 アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

オ 都市公園事業【都市環境課】

世羅高原の風土や優れた自然環境を活用しながら、地域交流や自然とのふれあいを通じた環境問題に対する意識の向上に資する場として、せら県民公園を整備します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】せら県民公園の環境整備を実施。

※ 関連事業：せとうち海援隊支援事業(P68)、緑化活動推進事業(P75)、ひろしまの森づくり事業(P76)、環境月間行事の実施(P91)

(3) 県民の環境保全活動の拡大に向けた支援

- 「環境保全アドバイザー」に関する情報提供などにより、県民の自主的な環境保全活動に対する支援を行います。
- 次世代を担う年齢層に対する環境学習の重要性を考慮し、「こどもエコクラブ」、「緑の少年団」をはじめとする、子どもたちの環境保全活動を推進・支援します。
- 県民、事業者、行政の各主体間の連携を図り、環境に配慮した自主的行動を促進するため、「ひろしま地球環境フォーラム」などの環境保全組織の支援を行い、これらと連携した取組を推進します。
- 県民の環境保全のための実践的な取組を喚起し、それを支援することでさらに大きな取組へと拡大を図るため、情報提供・普及啓発、環境学習、実践活動の各段階を総合的に支援できる体制の構築に向けて検討を行います。

ア ひろしま地球環境フォーラムの支援【環境政策課】

県民、団体、事業者、行政の321会員(平成22年5月末)で組織する「ひろしま地球環境フォーラム」が実施する環境講演会等の環境保全事業に対して、県は事務局として支援します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】事務局として、各種事業の共同実施、情報提供などの活動を支援。

ひろしま地球環境フォーラムの概要

ひろしま地球環境フォーラムは、県民・団体・事業者・行政が相互に連携しながら環境にやさしい地域づくりを協働して進め、環境と経済が調和した活力ある地球環境保全型社会の創出に寄与することを目的としています。

ひろしま地球環境フォーラム

【設立年月日】

平成17年5月31日

【構成団体】

県民、団体、事業者、行政
(会員数: 321)

【取組内容】

- ① 環境教育
- ② 広島県環境基本計画の推進
- ③ 環境行動の推進
- ④ 情報発信
- ⑤ 環境国際協力
- ⑥ NPO等への活動支援 等

イ 緑化研修及び緑化指導相談 [森林保全課]

緑化意識の普及啓発や緑化技術の向上を図るため、県民をはじめボランティア団体や企業の緑化担当者を対象に緑化に必要な知識、技術の研修を行います。また、県内の小学校を対象に「緑の学校」を開校し、学校に出向いて緑化研修や自然体験学習を行います。さらに、みどりについての健康診断や病害虫防除等の緑化相談等も実施します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 緑化研修や緑の学校等を実施。(平成21年度実績：緑化研修72回、緑の学校32校、緑化相談652件。)

※ **関連事業**：県民運動の支援（環境保全活動支援事業）(P9)、せとうち海援隊支援事業（P68）、こどもエコクラブの支援（P94）

4 事業者等による環境配慮の促進

●現状と課題

県内では、大規模事業者を中心にISO14001の認証取得件数が着実に増加する一方、中小事業者の環境配慮の取組を拡大する必要があります。県では、広範な中小企業、学校などによるエコアクション¹の取得を推進するため、セミナーの開催や認証取得費用の助成を行っています。

図表 4-1-2 県内エコアクション21認証取得事業所数

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
認証取得事業所数	1	2	8	20	35	46
累 計	1	3	11	31	66	112

資料：県環境政策課

【施策の方向】 ■ 環境負荷の低減に向けた事業者等の自主的な取組に対する多面的な支援の実施

●施策の展開

- 事業者において、ゼロエミッション²などの考え方に対する理解が深まり、環境効率性³を重視した、環境負荷の低減に配慮した事業活動がなされるよう、関係機関等との連携のもと、環境マネジメントシステム⁴の導入に向けた支援を行います。
- 環境マネジメントシステム、環境関連の法規制、環境報告書⁵等の環境管理に関する事項について、事業者を対象とした情報提供や研修会の開催を推進します。
- 中小企業者等における環境保全のための施設整備、低公害車の導入、土壤汚染対策、環境マネジメントシステムの導入等を促進するため、「環境保全融資制度」等による支援を行います。

実践する人づくり
自主的な環境配慮を

1 エコアクション21: ISO規格をベースに環境省が策定したシステムの構築や維持の費用が安価な中小企業にも取り組み易い環境マネジメントシステム。
 2 ゼロエミッション: 「エミッション」とは英語で排出。ゼロエミッションとは、製造工程から出る廃棄物を別の再生原料として利用することにより、「廃棄物ゼロ」の生産システムの構築を目指すこと。
 3 環境効率性: 環境保全にかかるコストと経済活動を対立的にとらえるのではなく、より少ない環境負荷で必要な財やサービスを生産・消費することを目指す考え方。特定の環境汚染物質を排出段階で除去する従来の方法だけでなく、資源・エネルギーの利用、製品の生産・消費・不用物の排出という一連の過程を通じて、環境負荷の低減を図ることが求められる。
 4 環境マネジメントシステム: 企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め(Plan)、②これを実行、記録し(Do)，③その実行状況を点検して(Check)，④方針等を見直す(Act)一連の手続き。
 5 環境報告書: 企業が事業活動に伴う環境への負荷などを自己点検した報告書で、具体的には廃棄物の発生量や温室効果ガスの排出削減計画、環境保護への取組などを記載して公表しているもの。

ア エコアクション21認証取得の促進

(ア) エコアクション21導入促進（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

県内の事業者等を対象に環境マネジメントシステムの導入を促進するためのセミナーを開催します。

【平成21年度実績】エコアクション21の導入に向けた普及啓発セミナー（県内3箇所、各1回）及び集合研修（県内3箇所、各4回）を開催。

【平成22年度内容】普及啓発セミナー（県内2箇所）及び集合研修（県内2箇所）を開催。

(イ) エコアクション21取得支援（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

エコアクション21の審査・認証・登録に要する費用の一部を助成します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】認証取得費用の一部を助成。（平成21年度実績：42事業者）

イ 融資制度等による支援

(ア) 環境保全融資制度 [循環型社会課]

中小企業者等の環境保全対策を推進するため、中小企業者等が実施する公害防止施設の設置や改善、工場・事業場の建替又は移転、低公害車等の購入、地球環境保全に資する施設の設置や改善、環境マネジメントシステムの導入、土壤汚染対策、アスベスト除去等に要する資金の融資を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】平成21年度実績及び平成22年度融資条件は次のとおり。

図表 4-1-3 融資実績

融資実績	件数	2件
	金額	20,500千円
3月末貸出残高（A）		200,647千円
融資対象事業費総額（B）		321,904千円
融資比率（A/B）		62.1%

資料：県循環型社会課

図表 4-1-4 融資条件（平成21年4月1日適用）

融資限度額	5,000万円（環境マネジメントシステムの導入は、2,000万円）
貸出利率	（変動金利）年1.47%（信用保証なしの場合：年1.77%） （固定金利）年1.67%（信用保証なしの場合：年1.97%） ※広島県信用保証協会による信用保証付が原則（所定の保証料が必要） ※貸出金利は、金融情勢により変動
償還期間	原則 10年以内（うち据置期間3年以内） 環境マネジメントシステム導入 5年以内（うち据置期間1年以内） 土壤汚染対策 7年以内（うち据置期間1年以内） アスベスト対策（運転資金） 7年以内（うち据置期間1年以内）

資料：県循環型社会課

(イ) 設備貸与制度 [金融課]

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、小規模企業者及び創業者が経営基盤の強化を図るために公害防止設備を導入する場合、設備貸与を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】貸与条件は次のとおり。（平成21年度は実績なし。）

図表 4-1-5 貸与条件（平成22年4月1日）

貸与限度額	6,000万円
貸与利率	年1.8%
償還期間	12年以内（うち据置期間1年以内）

資料：県金融課

(ウ) 中小企業高度化資金貸付制度 [金融課]

中小企業が協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、貸付条件を優遇します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】貸付条件は次のとおり。(平成21年度は実績なし。)

図表 4-1-6 貸付条件（平成22年4月1日）

区分	一般の高度化事業	共同公害防止事業
貸付限度額	貸付対象施設の設置資金の80%以内	
貸付利率	年1.1%	無利子
償還期間	20年以内（うち据置期間3年以内）	

資料：県金融課

(エ) 農業近代化資金制度 [農業経営課]

農業生産等に伴う環境負荷の低減を図るため、家畜ふん尿処理施設や堆肥舎等を設置する場合、資金の融資を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】融資条件は次のとおり。(平成21年度は実績なし。)

図表 4-1-7 融資条件（平成22年4月1日）

貸付限度額	個人：1,800万円、法人2億円、農協等15億円（所要資金の80%以内） 〔認定農業者の特例の場合〕 個人：1,800万円、法人3,600万円（所要資金の100%以内）
貸付利率	年1.7% 〔認定農業者の特例の場合〕 年0.80～1.45%（平成22年4月23日～23年3月31日までに利子補給承諾等がされたもので、500万円超の融資については、一定条件下において、さらに最大2.0%の利率低減措置あり）
償還期間	15年以内（うち据置期間3年以内） 〔認定農業者の特例の場合〕 15年以内（うち据置期間7年以内）

資料：県農業経営課

5 環境保全活動の顕彰

●現状と課題

本県では、環境保全活動に対する意欲の高揚を図るため、「ひろしま環境賞」等により、優れた功績を表彰しています。

【施策の方向】 ■ 環境保全活動の拡大のための顕彰制度の活用

●施策の展開

- 「ひろしま環境賞」などの制度を活用し、顕著な功績のあった個人や団体、事業者、さらには自然再生等の多様な分野で行政との連携が期待されるNPO等の表彰を行い、環境保全活動の拡大を促進します。

ア ひろしま環境賞 [環境政策課]

環境保全活動への意欲を高めるため、地域において先覚的・独創的な環境保全活動に積極的に取り組み、環境にやさしい地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体に対し、その功績を称えて表彰します。

【平成21年度実績】〈受賞者〉特定非営利活動法人 い～ねおおあさ (北広島町)

塚脇 洋二 (広島市)

めだかの学校 (福山市)

【平成22年度内容】〈受賞者〉くれ環境市民の会 (呉市)

森嶋 彰 (広島市)

ヒヨウモンモドキ保護の会 (世羅町)

第2節 自主的な環境配慮を支える基盤づくり・・・・・・

1 エコビジネスの育成・集積の促進

●現状と課題

環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成12年の41兆円から平成20年には75兆円に達しています。

本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、エコビジネス育成のポテンシャルは高いと考えられます。こうした本県の特性を踏まえ、実用的な技術開発や施設整備、販路開拓に対する支援等により、エコビジネスの育成・集積に向けた取組の推進が求められています。

【施策の方向】 ■ 将来の成長産業であるエコビジネスの育成・集積の促進

●施策の展開

- すでに適用可能な段階にある先進的環境技術で、客観的な評価がないため普及が進んでいないものに対して、環境保全効果等を客観的に評価することにより、技術の普及を促進します。
- リサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲や、先進的なリサイクル施設の整備支援を行うなど、エコビジネスの育成・集積を促進します。
- 産学官の連携や、同業種・異業種などの多面的な事業者間連携を促進し、環境関連の技術開発を促進します。(再掲)
- 実用的な技術開発の促進には、コスト・リスクの軽減を図ることが重要であり、県内事業者のリサイクル技術等の開発や実用化・事業化等の各段階における助成制度の充実等を図ります。(再掲)

ア びんごエコタウン推進事業 [循環型社会課]

循環型社会の拠点形成及びリサイクル産業の振興を目的として、福山市箕沖地区に整備した県内初のリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲を行います。

また、分譲を促進するため、土地代金の一部助成等の企業立地支援措置を講じます。(びんごエコ団地企業立地支援事業)

【平成21年度実績・平成22年度内容】「びんごエコ団地」の残り4区画の分譲に向けた広報実施。

イ リサイクル産業進出可能性調査事業 [循環型社会課]

更なるリサイクル企業の進出と中山間地域の雇用の場の創出のため、中山間地域における行政指導型のリサイクル産業団地の事業化の可能性を調査しました。

【平成21年度実績】市町の意向等調査：12市町実施。企業ニーズ調査：産業廃棄物処分業、建設業など540社実施。(事業終了)

ウ 環境・新エネルギー関連産業創出支援事業

(ア) 県環境関連産業創出推進協議会の運営 [新産業課]¹

産学官などの連携によって設立した「広島県環境関連産業創出推進協議会」の活動を通じてエコビジネスの集積を図り、技術開発支援等に取り組みました。

【平成21年度実績】 環境関連製品の研究開発・新たな事業化に向けた取組の支援や、環境関連情報の発信などを実施。(事業終了)

(イ) LED²関連産業創出プロジェクト [新産業課]【新規】

LED開発支援体制を確立するとともに、産学官の連携を構築し、LED関連産業の総合的な支援を行います。

【平成22年度内容】 東部工業技術センターにおけるLED等計測・評価機器・開放試験室の整備や、県・試験研究機関、大学、関連企業等で構成する研究会の設置。

(ウ) 低炭素化技術の研究開発推進事業 [産業技術課]【新規】

ものづくり分野の低炭素化に資する研究開発資源を結集し、研究開発から産業利用までを効果的・一体的に推進します。

【平成22年度内容】 広島県低炭素技術開発推進協議会の設置・運営、低炭素技術の研究開発や企業とのマッチングを行うコーディネータの配置、広島県科学技術振興基金を活用した探索研究の実施。

(エ) 木質等バイオマス事業化推進事業 [新産業課]

木質等バイオマスの利活用技術の普及促進、関連産業の創出に取り組みます。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 事業化に向けた有望な分野の選定及びその事業化に向けた取組を支援。

エ 共同研究事業の支援 [新産業課]

ひろしま産業創生補助金などを活用し、環境関連の共同研究に対し、助成を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】 ひろしま産業創生補助金では環境関連分野の研究開発を支援。

(平成21年度：3テーマに対し助成。) カーエレクトロニクス開発促進補助金では、プラグイン・ハイブリッド関連などの次世代自動車技術の研究開発を平成22年度に支援予定。

※ **関連事業**：リサイクル製品使用促進事業(P22)、産業廃棄物抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業(P23)、産業廃棄物抑制・リサイクル施設整備費助成事業(P23)、循環型社会形成推進機能強化事業(P23)

1 広島県環境関連産業創出推進協議会：環境関連産業の集積による本県産業構造の多角化と雇用の場の創出を目的として平成13年6月に設置された組織。

2 LED (Light Emitting Diode)：発光ダイオード、電気を流すと発光する半導体

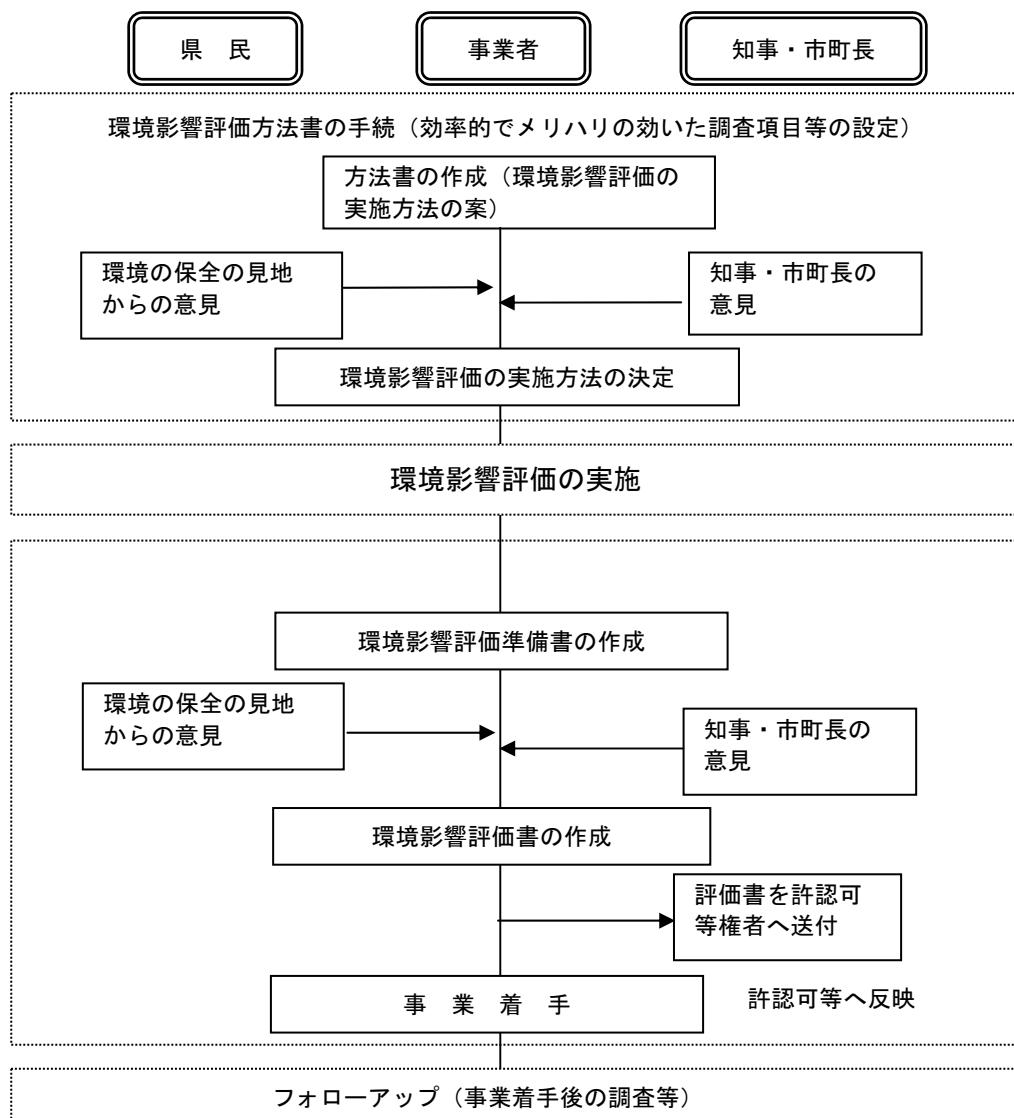
2 環境影響評価制度等の推進¹

●現状と課題

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。平成11年6月に全面施行された「環境影響評価法」や「環境影響評価に関する条例」では、一定規模以上の事業について、環境影響評価書等の作成・公告縦覧や住民等の意見聴取等の手続きについて規定しています。

なお、「環境影響評価法」については、法施行後10年を経過したことから、これまでの施行状況を踏まえ見直しが行われており、見直しに係る中央環境審議会の答申では、事業の計画段階における環境影響評価手続き（戦略的環境アセスメント）の実施や、対象事業への風力発電所の追加などが盛り込まれています。

図表 4-2-1 環境影響評価に関する条例の手続きの流れ



資料：県環境保全課

¹ 環境影響評価：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続きのこと。

【施策の方向】 ■ 法・条例に基づく適切な環境影響評価の推進

●施策の展開

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発行為等の実施に際し、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価し、環境汚染や自然環境の破壊を未然に防止するため、「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」等に基づき、環境影響評価の適正な審査、指導を行います。
- 環境影響評価制度の実効性を高めるため、県民や事業者等への情報提供等に努めます。

ア 環境影響評価法・条例に基づく手続き [環境保全課]

「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業について、適切な環境影響評価が実施されるよう審査、指導します。

また、手続終了事業については、「環境影響評価に関する条例」及び「環境影響評価に係る事後指導実施要領」に基づき、事後調査の実施状況を調査します。

【平成21年度実績】大崎上島町において設置が計画されている火力発電所について方法書手続きを実施したほか、福山市及び三原市が建設を計画している汚泥再生処理センターについて準備書手続きを実施。手続終了後の事業に対する事後調査については、福山リサイクル発電など10件について報告を求め、実施状況の確認等を実施。

環境影響評価制度の対象とならない都市計画区域での開発行為、公有水面の埋立等に対して、知事の許認可に際し、環境の保全状況について審査。(公有水面の埋立10件、都市計画区域の開発行為等11件)

【平成22年度内容】引き続き、環境影響評価対象事業に対して、適正な環境影響評価が実施されるよう審査・指導するとともに、手続終了後の事後調査や環境への影響に関する審査を実施。

3 県の率先行動の推進

●現状と課題

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における一事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、「環境に配慮した県率先行動実行計画」、「県自動車使用合理化計画」及び「県グリーン購入方針¹」により、省エネルギー・省資源行動へ取り組み、環境への負荷の軽減を図るよう努めています。

1 県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため、策定している。

（参考：県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/b5/green/>）

平成 21 年度の県の事務事業で排出される温室効果ガスは、前年度と比べマイナス 1.7% となっています。また、基準年度に対してマイナス 11.1% となっており、目標のマイナス 5% を上回る削減率となっています。

同じく廃棄物の量及びそのリサイクル率をみると、排出量は前年度より 187 トン減少しており、基準年度に対して 67.8% となっています。リサイクル率は昨年度より 3.3 ポイント下がったものの、基準年度より 19.6 ポイント上がっています。

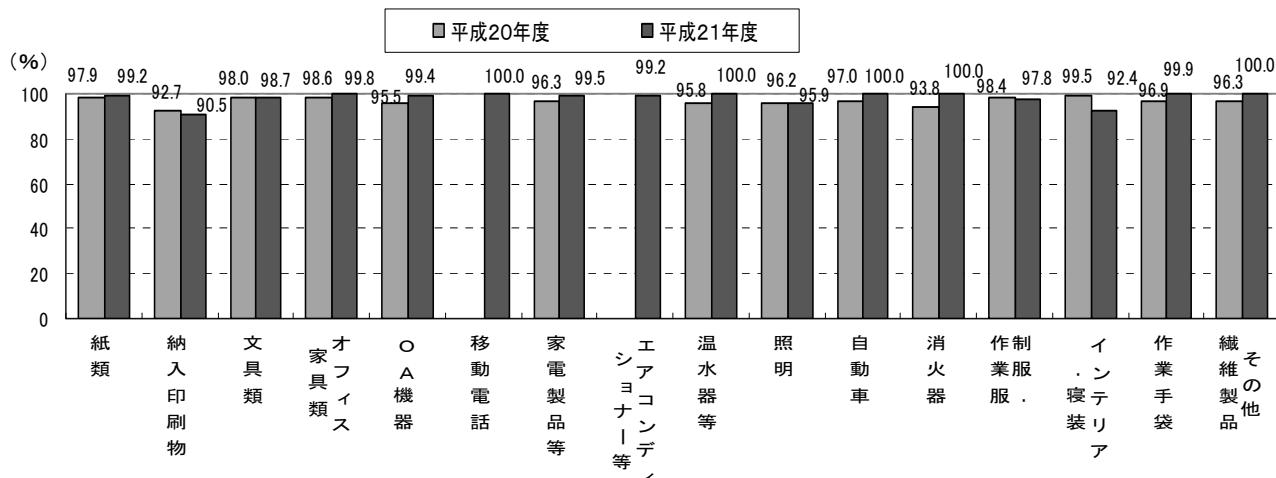
また、平成 21 年度のグリーン購入の実績を見ると、14 分野で 95% 以上の調達割合となっています。環境物品の購入が更なる環境物品の普及を促進していく好循環を作るために、グリーン購入の着実な取組を更に進めていく必要があります。

図表 4-2-2 環境に配慮した広島県率先行動実行計画

項目	単位	基準年度 (平成 15 年度)	前年度 (平成 20 年度)	平成 21 年度(速報値)		目標 (平成 22 年度)
				前年度比	基準年度比	
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	95,842	86,664	85,233	98.3%	88.9%
一般廃棄物排出量	t	4,481	3,226	3,039	94.2%	67.8%
リサイクル率	%	21.8	44.7	41.4	▲3.3 ポイント	19.6 ポイント
						42.8

資料：県環境政策課

図表 4-2-3 グリーン購入調達実績



(注)「移動電話」及び「エアコンディショナー等」は、平成 21 年度から新規分野として追加。

資料：県環境政策課

【施策の方向】 ■ 県民や事業者の取組を促進するため、県自らの率先行動の推進

● 施策の展開

- 「環境に配慮した県率先行動実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制や省資源、省エネルギーなど環境に配慮した行動に、県自ら率先して取り組みます。
- 「県グリーン購入方針」等に基づき、グリーン購入や公共工事における再生建設資材の利用などに自ら率先して取り組みます。
- 「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」により、県公用車からの自動車排出ガス等の削減に取り組みます。
- 県の公共事業等により生じる環境への負荷を低減させるため、計画・設計・工事の各段階において環境配慮の状況等を点検する仕組みを構築するとともに、市町などと一体となって、こうした仕組みの普及に努めます。

ア 環境に配慮した県率先行動実行計画の推進 [環境政策課]

地球温暖化対策推進法第21条に基づき策定した実行計画により、県の事務及び事業から排出される温室効果ガスの抑制や省資源・省エネルギーなどの環境に配慮した取組を推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】省エネルギー等による温室効果ガスの削減行動や、省資源等による環境に配慮した取組を推進。

イ グリーン購入の推進 [環境政策課]

「県グリーン購入方針」に基づき、物品等の購入に当たって、価格や品質、利便性といった従来の基準だけでなく、環境負担の低減を判断基準とすることとし、県が率先してグリーン購入を進めることにより、県民・事業者等に対するグリーン購入の普及促進や環境物品等への需要の転換を促進します。

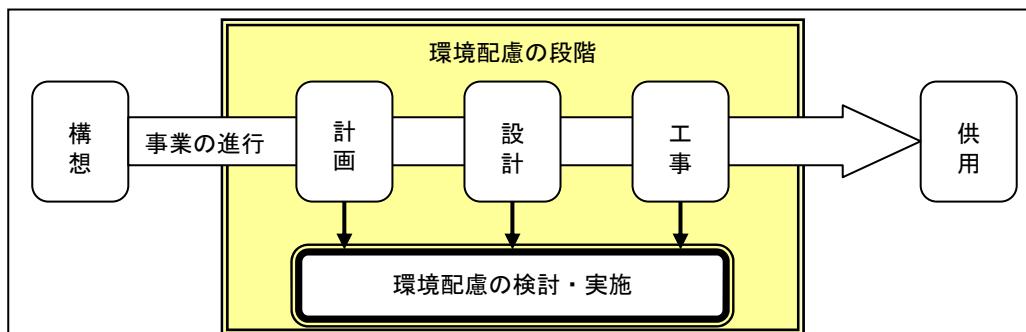
【平成21年度実績】文具類、用紙類など21分野251品目について調達の具体的な判断基準を定めるとともに、16分野に調達目標を設定し、環境物品の優先的な購入を推進。

【平成22年度内容】21分野260品目について調達の具体的な判断基準を定めるとともに、16分野に調達目標を設定し、環境物品の優先購入を推進。

ウ 公共事業における環境配慮の推進 [環境保全課]

県の公共事業における環境配慮を推進するため、「県環境配慮推進要綱」に基づき、事業の計画段階から工事段階に至る、環境配慮の推進に努めます。《県公共事業における環境配慮の状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-4 県公共事業における環境配慮の流れ



資料：県環境保全課

【平成21年度実績・平成22年度内容】計画・設計工事段階で環境配慮チェック表を作成。(平成21年度実績：大・中規模事業15件)

エ 県庁舎東館省エネルギー化ESCO事業² [財産管理課]

県庁舎東館に「ESCO事業」を導入(平成20年度運用開始)し、効果的な光熱水費の削減を図るとともに、確実な省エネルギーの実施とCO₂排出削減を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】導入した設備の運転管理を行い、省エネルギー効果を検証。(平成21年度：電気521,717kWh/年、ガス35,612m³/年のエネルギーを節減し、約312トンの二酸化炭素排出量を削減。)

² ESCO事業：ESCO (Energy Service Company) 事業の略。ESCO事業者が、施設の照明や空調などエネルギー設備を省エネルギー型に改良転換することを提案し、設計・施工・運転管理まで包括的に提供することにより省エネルギー化を実現し、かつ、その効果を保証する事業。設備の改修費等初期投資を、省エネルギー化による光熱水費削減分で回収する。

オ 県庁舎屋上緑化モデル事業 [財産管理課]

ヒートアイランド現象の緩和、建物温度の軽減等、省エネルギー・環境改善効果が高いとされる「屋上緑化」を、平成15年度から県庁舎北館屋上へ試行的に導入しています。

【平成21年度実績・平成22年度内容】屋上緑化の普及啓発。

カ 農業農村整備事業 [農業基盤課]

市町毎に田園環境整備マスターPLANを作成し、これを踏まえた事業計画の樹立や、「県農村環境情報協議会」での意見交換・情報収集を行い、環境との調和に配慮した農村空間整備を行います。

【平成21年度実績】農業農村整備事業計画地区において、環境調査を実施し、環境配慮工法を検討。また、平成21年度には場整備事業等で整備した県内4箇所の水田地域において、田んぼの生き物調査（モニタリング調査）を地元等の協力を得ながら実施。

【平成22年度内容】引き続き、県農村環境情報協議会と連携を図りながら、県環境配慮推進要綱に基づき環境との調和を図った整備を推進。

キ 太田川流域下水道建設事業 [都市環境課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、東部浄化センターにおいて下水の処理工程で発生する消化ガスを利用した発電設備を設置しています。

この発電設備は、下水道普及率の向上による消化ガスの増加に併せて順次、増設を計画しています。

【平成21年度実績・平成22年度内容】消化ガス発電（平成18年度設置）により、二酸化炭素排出量を削減。（平成21年度：989千kWhを発電し、約549トンの二酸化炭素排出量を削減。）

ク 工業用水道事業・水道用水供給事業 [水道課]

二酸化炭素排出削減のために、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を設置しています。

【平成21年度実績】沼田川工業用水道事業惣定配水池に設置（平成14年度）した太陽光発電設備により、1,916kwhを発電し、約1.3トンの二酸化炭素排出量を削減。また、沼田川水道用水供給事業宮浦浄水場に設置（平成20年度）したマイクロ水力発電設備により、230,102kwhを発電し、約155トンの二酸化炭素排出量を削減。

【平成22年度内容】引き続き、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

ケ 県立広島病院天然ガスコーチェネレーション設置事業 [県立病院課]

発電効率の高い天然ガスマーラーサイクルガスエンジンコーチェネレーションシステムを設置（平成19年度）し、発電することで商用電力の電力負荷平準化を行っています。さらに、排熱を既設の蒸気ヘッダーに投入し、蒸気ボイラー用燃料の削減を図ることで、二酸化炭素や硫黄酸化物排出量を削減します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】天然ガスコーチェネレーションシステムにより、二酸化炭素や硫黄酸化物の排出量を削減。（平成21年度：1,022.3MWhを発電し、160.6トンの二酸化炭素及び204.5kgの硫黄酸化物の排出量を削減。）

※ 関連事業：広島県グリーンニューディール基金事業(P12)、県立学校施設設備整備事業（太陽光発電導入）(P12)、生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 (P36)

4 調査・研究の充実

●現状と課題

産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組むとともに、研究成果の技術移転を推進する目的で設立した総合技術研究所や、県立広島大学において、多様な環境問題についての研究を行っています。

今後も、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を推進する必要があります。

【施策の方向】

- 複雑化・多様化する環境問題に対応した研究の推進
- 産学官連携による調査・研究の推進

●施策の展開

- 複雑化・多様化する環境問題に適切に対応するため、総合技術研究所等において、分野を超えた融合的な研究等を推進します。
- 公立・国立大学法人、私立大学、独立行政法人、民間の研究機関等との幅広い産・学・官の連携を図り、互いの技術力や研究成果を活用したより高度な調査・研究を推進します。
- 調査・研究等の成果を広く公表し、その利用の促進を図ります。

ア 総合技術研究所における主な研究 [研究開発課]

【平成 21 年度実績】

項目	研究内容	担当センター
循環構築型社会	廃石膏の資源化促進技術の開発 建築物解体で発生する大量の廃石膏ボードを活用するため、廃石膏ボード中のアスベスト簡易検査法及び廃石膏による排水中のリン資源回収技術の開発に取り組みました。	保健環境センター 西部工業技術センター
地域環境保全対策の推進	農薬に偏らない栽培技術の開発 環境保全型農業における農薬に偏らない栽培技術を確立するため、次の研究に取り組みました。 ①超高輝度 LED の点滅パターンを利用したキクの開花を妨げない防蛾照明技術の開発 ②捕食性天敵によるホウレンソウケナガコナダニの生物的防除方法の確立 ③抵抗性台木の利用によるイチジク株枯病防除技術の確立	農業技術センター
	江田島湾におけるかき養殖適正化技術開発 江田島湾におけるかきの現存量とかき筏から落下する有機物の負荷量からかき漁場単位の生産・負荷モデルの開発に取り組みました。さらに、広島大学の江田島湾物質循環シミュレーションモデルと融合して養殖許容量について、検討しました。	水産海洋技術センター 保健環境センター

【平成 22 年度内容】

項目	研究内容	担当センター
循環構築型社会	廃石膏の資源化促進技術の開発 建築物解体で発生する大量の廃石膏ボードを活用するため、廃石膏ボード中のアスベスト簡易検査法及び廃石膏による排水中のリン資源回収技術の開発に取り組みます。	保健環境センター 西部工業技術センター
地域環境保全対策の推進	農薬に偏らない栽培技術の開発 環境保全型農業における農薬に偏らない栽培技術を確立するため、次の研究に取り組みます。 ①捕食性天敵によるホウレンソウケナガコナダニの生物的防除方法の確立 ②抵抗性台木の利用によるイチジク株枯病防除技術の確立 ③中空糸膜フィルターを核とした水耕栽培ネギの根腐症防除技術の開発	農業技術センター

イ 県立大学における研究 [学事課]

行政、企業及び試験研究機関等と連携して、新たな技術を開発し、低環境負担の製品やシステムを社会に普及していくことによって、環境への影響の低減を図ります。

【平成 21 年度実績】広く地域の課題を公募する地域課題解決研究において、食品製造業の排水処理やため池の水質浄化といった水質に関する研究や畜産業の悪臭問題に関する研究を行うなど、環境問題に関する研究を重点研究として実施。

【平成 22 年度内容】地域課題解決研究などにおいて環境関連の研究を重点的に実施するとともに、地域連携センターを核として産学官連携を推進し、社会や時代の要請に応えた研究の実施及びその成果の還元。

付1 環境基本計画における目標又は目指すべき推移の進捗状況

- 計画に掲げられた基本理念・基本目標等の達成状況を点検・評価し、取組の持続的改善を図る仕組みを構築するため設定した「環境の状態等を図る指標」の目標又は目指すべき推移の進捗状況をまとめています。
- ※印は、()内の年度の数値であることを示しています。

第1章 地球環境の保全に貢献する広島

第1節 地球温暖化防止対策の展開

1 二酸化炭素排出量削減対策の推進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21 (※H19)	
県内から排出される二酸化炭素の量	万t-CO ₂	4,714	5,238	5,779	5,873※	4,420[H22]
産業部門	万t-CO ₂	3,168	3,602	4,141	4,195※	3,212[H22]
運輸部門	万t-CO ₂	710	732	692	696※	544[H22]
民生部門(家庭部門)	万t-CO ₂	407	426	460	467※	326[H22]
民生部門(業務部門)	万t-CO ₂	383	413	437	465※	287[H22]
廃棄物	万t-CO ₂	46	65	49	50※	51[H22]

2 新エネルギーの導入促進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18 (※H15)	H21 (※H20)	
供給サイドの新エネルギー	KI (原油換算)	—	—	330,100※	464,579※	567,800[H26]
太陽光発電	KI (原油換算)	—	—	3,100※	7,188※	6,700[H26]
太陽熱利用ソーラーシステム	KI (原油換算)	—	—	39,500※	42,127※	42,300[H26]
風力発電	KI (原油換算)	—	—	0※	0※	100[H26]
バイオマス発電	KI (原油換算)	—	—	13,600※	66,459※	73,900[H26]
バイオマス熱利用	KI (原油換算)	—	—	226,300※	297,803※	273,200[H26]
廃棄物発電	KI (原油換算)	—	—	9,400※	22,451※	61,300[H26]
廃棄物熱利用	KI (原油換算)	—	—	38,200※	28,551※	110,300[H26]
需要サイドのエネルギー						
クリーンエネルギー自動車	台	—	—	2,600※	8,581※	15,000[H26]
天然ガス コーポレーションシステム、	Kw	—	—	80,400※	120,341※	213,600[H26]
燃料電池	Kw	—	—	200※	210※	19,900[H26]

3 吸收源対策の推進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
吸收源となる森林の整備・管理面積	千ha	257	332	389	422	517[H24]

第2節 地球環境保全への貢献

2 その他の地球環境問題への対応

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
降雨PH値	—	4.3	4.6	4.7	4.7	酸性化の改善を目指します

3 国際的な環境保全活動の推進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
海外からの研修員等の受入者数	人	5	2	3	3	現状を維持します
技術協力員の派遣者数	人	2	1	1	1	現状を維持します
JICA研修員受入人数	人	16	17	14	7	現状を維持します

第2章 環境への負荷が少ない循環型社会広島

第1節 循環型社会の構築

1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8 (※H7)	H13 (※H12)	H18 (※H17)	H21 (※H20)	
一般廃棄物排出量	万t	101.4	119.2	105	95.3※	96[H22]
一般廃棄物資源化率	%	8.8	11.2	21.0	21.4※	25[H22]
一般廃棄物最終処分量	万t	25.8	32.3	13.4	11.0※	13[H22]
産業廃棄物排出量	万t	1,355※	1,433※	1,357※	1,396※	1,453[H22]
産業廃棄物再生利用率	%	62※	65※	68※	72※	69[H22]
産業廃棄物最終処分量	万t	207※	129※	60※	53※	47[H22]

(注)目標は、第2次廃棄物処理計画における減量化目標

2 廃棄物適正処理の推進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21 (※H19)	
産業廃棄物不法投棄件数 (投棄量10t以上)	件	12	7	5	8	0[H20]
産業廃棄物最終処分場の残余年数	年	—	8.6	6.9	7.0※	要最終処分量の5年年以上を確保します[H18]

3 健全な水循環の確保

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21 (※H20)	
1人1日当たり平均給水量	リッター／人日	366	360	342	333※	現状レベルでの給水量を維持します
工業用水回収水利用量	千m³／日	5,095	5,819	5,946	6,153※	増加を図ります
水源の森指定面積	ha	24,137	26,683	27,994	27,994	現状を維持します

第2節 地域環境保全対策の推進

1 大気環境の保全

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
二酸化窒素環境基準達成率	%	95.8	95.8	100.0	100.0	100.0[H22]
浮遊粒子状物質環境基準達成率	%	87.2	97.7	76.9	100.0	100.0[H22]
ベンゼン環境基準達成率	%	—	—	100.0	100.0	100.0[H22]
ジクロロメタン環境基準達成率	%	—	—	100.0	100.0	100.0[H22]

2 水循環の保全

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21 (※H20)	
河川BOD環境基準達成率	%	70.7	82.9	91.5	90.2	達成率の向上を図ります
海域COD環境基準達成率	%	33.3	42.9	14.3	35.7	〃
海域全窒素環境基準達成率	%	—	100.0	77.8	88.9	〃
海域全燐環境基準達成率	%	—	100.0	100.0	100.0	〃
地下水環境基準達成率	%	87.0	75.0	83.3	86.7	〃
COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域) ^(注)	t／日	79	70	60	57※	64[H21](H16:65)
生活系COD汚濁負荷量	t／日	31	28	22	21※	23[H21](H16:24)
産業系COD汚濁負荷量	t／日	39	35	31	30※	34[H21](H16:34)
その他COD汚濁負荷量	t／日	9	7	7	6※	7[H21](H16:7)

(注) COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域)の目標[H21]は、平成16年度を基準とした「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」で設定しています。

4 騒音・振動、地盤の沈下、悪臭の防止

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
一般地域騒音環境基準達成率	%	78.3	84.8	89.6	88.3	達成率の向上を図ります
道路に面する地域における騒音環境基準達成率	%	9.6	35.9	51.9	57.7	達成率の向上を図ります
航空機騒音環境基準達成率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0[H22]
新幹線鉄道騒音環境基準達成率	%	70.0	72.7	71.4	75.0	達成率の向上を図ります

5 化学物質の環境リスク対策の推進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21 (※H20)	
ダイオキシン類環境基準達成率(大気)	%	—	96.7	100.0	100.0	100.0[H22]
ダイオキシン類環境基準達成率(公共用水域)	%	—	100.0	100.0	100.0	100.0[H22]
ダイオキシン類環境基準達成率(土壤)	%	—	100.0	100.0	100.0	100.0[H22]
PRTR法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量(大気)	t／年	—	—	8,096	7,092※	排出量の削減を図ります
PRTR法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量(公共用水域)	t／年	—	—	315	228※	排出量の削減を図ります
PRTR法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量(埋立処分)	t／年	—	—	2,721	2,998※	排出量の削減を図ります

(注) PRTR法に基づく指定化学物質の環境への排出量に関する届出は、平成14年度から開始されました。

第3章 自然と人がふれあう潤いのある広島

第2節 優れた自然環境と生物多様性の保全

1 自然公園等の指定

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
自然公園面積	ha	34,488	37,224	37,853	37,853	現状を維持します
県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	2,054	2,054	現状を維持します

2 自然とのふれあいの増進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
自然公園利用者数	千人	7,870	6,951	6,835	7,343	増加を目指します
野外レクリエーション施設利用者数	千人	963	769	640	662	増加を目指します

3 豊かな森林の保全と再生

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
水源の森指定面積	ha	24,137	26,683	27,994	27,994	現状を維持します

4 水辺の保全・再生

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8 (※H2)	H13	H18	H21	
自然海浜保全地区面積(陸域)	ha	17	17	17	17	現状を維持します
藻場面積	ha	2,059※	—	—	—	現状を維持し、増加を目指します
干潟面積	ha	1,024※	—	—	—	現状を維持し、増加を目指します

5 生物多様性の保全

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8 (※H7)	H13 (※H12)	H18	H21	
鳥獣保護区面積	ha	65,261	66,103	63,622	62,989	63,800〔H23〕
レッドデータブックひろしま記載種数	種	300	300	751	751	751
野生動植物の生息種数	種	7,510※	14,754※	15,314	—	現状を維持します

第3節 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造

1 身近な自然環境の保全

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21 (※H20)	
1人当たり都市公園等面積	m ² /人	8.37	9.45	10.49	10.81※	増加を目指します
緑地環境保全地域面積	ha	818	818	818	818	現状を維持します

2 優れた景観、歴史的・文化的環境の保全と創造

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
景観指定地域面積	km ²	1,307	1,307	1,307	1,307	現状を維持します
国宝・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物などの指定文化財等数	件	874	920	984	996	着実な保護を図ります

第4章 環境の保全と創造のための基盤づくり

第1節 自主的な環境配慮を実践する人づくり

1 環境関連情報の総合的な提供、環境保全思想の普及啓発

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
県の環境ホームページデータ量	MB	—	—	1,000	3,000	データ量の増加を図ります
県の環境ホームページアクセス件数	件	—	—	59,200	83,514	アクセス件数を増加させます

(注) 県のホームページ「エコひろしま」は、平成15年4月から運用が開始されています。

2 環境学習の推進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
こどもエコクラブメンバー数	人	1,452	2,153	1,457	972	増加を目指します

3 県民の実践活動に対する支援

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
広島県が認証したNPO法人数(環境保全関係)	団体	—	—	167	213	250[H22]

4 事業者等による環境配慮の促進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
ISO14001 認証取得事業所数	件	4	153	401	433	400[H22]

第2節 自主的な環境配慮を支える基礎づくり

1 エコビジネスの育成・集積の促進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13	H18	H21	
技術開発補助金採択件数	件	—	15	37	29	増加を図ります

3 県の率先行動の推進

環境の状態等を測る指標	単位	推 移				目標又は目指すべき推移〔目標年次〕
		H8	H13 (※H15)	H18 (※H19)	H21	
県庁舎等からの温室効果ガス排出量	t-CO ₂	—	95,842※	92,491※	85,233	91,049[H22]

付2 環境関連事業費

第2部に掲載している県の環境施策について、項目ごとの合計予算をまとめています。

(単位・千円)

項目	H21当初予算	H22当初予算
第1章 地球環境の保全に貢献する広島		
第1節 地球温暖化防止対策の展開		
1 二酸化炭素排出量削減対策の推進	112,912	108,910
2 新エネルギーの導入促進	2,000	335,300
3 吸收源対策の推進	25,000	1,013,400
第2節 地球環境保全への貢献		
1 オゾン層保護の推進	336	327
2 その他の地球環境問題への対応	※36,184	※34,561
3 国際的な環境保全活動の推進	2,813	2,803
第2章 環境への負荷が少ない循環型社会広島		
第1節 循環型社会の構築		
1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	※2,556,692	※2,302,226
2 廃棄物適正処理の推進	※961,162	※793,543
3 健全な水循環の確保	※2,903,633	※2,648,503
第2節 地域環境保全対策の推進		
1 大気環境の保全	※43,519,237	※37,072,122
2 水環境の保全	※7,763,764	※7,129,384
3 土壤環境の保全	1,548	2,452
4 騒音・振動、地盤の沈下、悪臭の防止	32,417	37,255
5 化学物質の環境リスク対策の推進	16,254	12,849
6 アスベスト対策の推進	235,653	115,369
7 地域環境の維持・向上	※19,399	※19,962
第3章 自然と人がふれあう潤いのある広島		
第1節瀬戸内海の環境保全と創造(横断的項目)		
	3,627	1,890
第2節 優れた自然環境と生物多様性の保全		
1 自然公園等の指定	193,569	192,293
2 自然とのふれあいの増進	287,928	262,945
3 豊かな森林の保全と再生	5,894,652	5,089,142
4 水辺の保全・再生	※6,253,508	※6,232,173
5 生物多様性の保全	※37,901,903	※32,994,290
第3節 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造		
1 身近な自然環境の保全	※47,679,186	※43,133,571
2 優れた景観、歴史的・文化的環境の保全と創造	※973,485	※254,298
第4章 環境の保全と創造のための基盤づくり		
第1節 自主的な環境配慮を実践する人づくり		
1 環境関連情報の総合的な提供、環境保全思想の普及啓発	374	403
2 環境学習の推進	※3,591,122	※3,535,337
3 県民の実践活動に対する支援	※45,077	※45,448
4 事業者等による環境配慮の促進 (上記のうち貸付制度等の貸付け)	※1,693,515	※1,068,439
5 環境保全活動の顕彰	※1,445,828	※832,752
	※24	※38
第2節 自主的な環境配慮を支える基盤づくり		
1 エコビジネスの育成・集積の促進	※777,713	※627,530
2 環境影響評価制度等の推進	1,127	829
3 県の率先行動の推進	※1,182,625	※2,246,835
4 調査・研究の充実	※3,524,213	※3,487,610

注1) 環境関連事業とそれ以外の事業をまとめて予算措置している場合や、他の項目にも関連予算を計上している場合は、※印を付しています。

注2) 農業近代化資金制度、設備貸与制度については、予算額の欄に、合計の貸付け枠を記しています。

※次の事業は、平成21年度補正予算(上記表には含まない。)

(単位:千円)

項目	補正時期	予算額
第1章 地球環境の保全に貢献する広島		
第1節 地球温暖化防止対策の展開		
1 二酸化炭素排出量削減対策の推進	H22. 1月補正予算 H22. 2月補正予算	227,108 92,250
2 新エネルギーの導入促進	H21. 6月補正予算 H22. 2月補正予算	620,000 35,000
第2章 環境への負荷が少ない循環型社会広島		
第1節 循環型社会の構築		
2 廃棄物適正処理の推進	H21. 9月補正予算	6,200

付3 県・市町の環境行政組織(平成22年4月1日現在)

(1) 県

部 課 名		所 在 地	TEL
環境県民局 環境部	環境政策課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-2911
	環境保全課		082-513-2917
	自然環境課		082-513-2931
	循環型社会課		082-513-2951
	産業廃棄物対策課		082-513-2963
事務所名		所 在 地	TEL
生活環境・廃棄物	西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
	西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-228-2111
	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
自然環境	西部農林水産事務所 林務第一課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-228-2111
	西部農林水産事務所呉農林事業所 林務課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部農林水産事務所東広島農林事業所 林務課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部農林水産事務所 林務課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	東部農林水産事務所尾道農林事業所 林務課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
	北部農林水産事務所 林務第一課	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015
総合技術研究所 保健環境センター		〒734-0007 広島市南区皆実町 1-6-29	082-255-7131

(2) 市町

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
広島市	企画課 環境保全課	環境政策課	—	広島市中区国泰寺町 1-6-34	環境政策課 082-504-2203 企画課 082-504-2185 環境保全課 082-504-2097	082-504-2229
呉市	環境政策課 環境管理課	環境政策課 環境業務課 環境施設課	環境政策課 公園緑地課 農林振興課	呉市中央 4-1-6	環境政策課 0823-25-3301	環境政策課 0823-32-1621
竹原市	まちづくり推進課	まちづくり推進課	産業振興課	竹原市中央 5-1-35	まちづくり推進課 0846-22-7734 産業振興課 0846-22-7745	0846-22-8579
三原市	環境管理課 環境政策課	環境管理課 環境政策課	環境政策課 農林水産課 都市政策課	環境管理課 三原市宮沖 5-5-10 環境政策課、農林水産課 三原市港町 3-5-1 都市政策課 三原市円一町 2-3-4	環境管理課 0848-63-1210 環境政策課 0848-67-6193 農林水産課 0848-67-6081 都市政策課 0848-67-6113	環境管理課 0848-67-6069 環境政策課 0848-67-6199 農林水産課 0848-64-4103 都市政策課 0848-64-6057
尾道市	環境政策課 まちづくり推進課	環境政策課 清掃事務所 (一般廃棄物)	農林水産課 環境政策課	環境政策課、農林水産課、 まちづくり推進課 尾道市久保 1-15-1 清掃事業所 尾道市長者原 1-220-75	環境政策課 0848-25-7430 清掃事務所 0848-48-2900 農林水産課 0848-20-7506 まちづくり推進課 0848-25-7222	環境政策課 0848-37-2740 清掃事務所 0848-48-2820 農林水産課 0848-37-2377 まちづくり推進課 0848-25-7295

市町	課（室）名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
福山市	環境総務課 環境保全課	廃棄物対策課	環境保全課	福山市東桜町 3-5	環境総務課 084-928-1071 環境保全課 084-928-1072 廃棄物対策課 (一般廃棄物) 084-928-1073 (産業廃棄物) 084-928-1168	084-927-7021
府中市	環境整備課	環境整備課	—	府中市鶴飼町 74-2	(環境保全) 0847-41-0828 (廃棄物) 0847-43-9222	0847-43-9223
三次市	環境政策課	環境政策課	環境政策課	三次市十日市中 2-8-1	(環境保全) (自然環境) 0824-62-6136 (廃棄物) 0824-66-3449	(環境保全) (自然環境) 0824-62-6397 (廃棄物) 0824-66-3168
庄原市	環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課	庄原市是松町 20-25	0824-72-1398	0824-72-5517
大竹市	環境整備課	環境整備課	地域振興課 都市計画課 環境整備課	環境整備課 大竹市東栄 3-4 地域振興課、都市計画課 大竹市小方 1-11-1	環境整備課 0827-52-5224 地域振興課 0827-59-2130 都市計画課 0827-59-2167	環境整備課 0827-52-5180 地域振興課 都市計画課 0827-57-7130
東広島市	環境対策課 温暖化対策室	廃棄物対策課 環境対策課	農林水産課	環境対策課、温暖化対策室、 廃棄物対策課 東広島市西条栄町 8-29 農林水産課 東広島市西条上市町 7-42	環境対策課 082-420-0928 温暖化対策室 082-420-0406 廃棄物対策課 082-420-0926 農林水産課 082-420-0939	環境対策課 温暖化対策室 廃棄物対策課 082-421-5601 農林水産課 082-422-5144
廿日市市	環境政策課 地域環境創造室	環境政策課	環境政策課 農林水産課	廿日市市下平良 1-11-1	0829-20-0001	0829-31-0999
安芸高田市	市民生活課 管理課	市民生活課 下水道課	農林水産課	安芸高田市吉田町吉田 791	市民生活課 0826-42-1126 管理課 0826-47-1201 下水道課 0826-47-1204 農林水産課 0826-47-4022	市民生活課 管理課 0826-47-1206 下水道課 0826-47-1207 農林水産課 0826-42-1003
江田島市	環境課	環境課	環境課	江田島市能美町中町 4859-9	0823-40-2768	0823-45-2265
府中町	環境課	環境課	環境課	安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3247	082-286-4022
海田町	生活安全課	生活安全課	生活安全課	安芸郡海田町上市 14-18	082-823-9208	082-823-7927
熊野町	生活環境課	生活環境課	—	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5606	082-854-8009
坂町	環境防災課	環境防災課	—	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1506	082-820-1522
安芸太田町	住民生活課	住民生活課	住民生活課	山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1	0826-28-2116	0826-28-1622
北広島町	町民課	町民課 上下水道課 (浄化槽)	産業課	山県郡北広島町有田 1234	町民課 0826-72-0854 上下水道課 0826-72-0861 産業課 0826-72-0857	0826-72-5242
大崎上島町	保健衛生課	保健衛生課	保健衛生課	豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0303	0846-62-0304
世羅町	環境整備課	環境整備課	環境整備課 産業観光課	世羅郡世羅町大字西上原 123-1	環境整備課 0847-22-4513 産業観光課 0847-22-5304	環境整備課 0847-22-2768 産業観光課 0847-22-4566
神石高原町	環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課	神石郡神石高原町小畠 2025	0847-89-3336	0847-85-3394

(環境用語索引)

— あ行 —	
赤潮	41
アダプト活動	97
R D F	11, 25
安定型最終処分場	27
エコアクション 21	99
エコドライブ（環境に配慮した運転）	8, 36
E S C O事業	7, 108
L E D	10, 104
オゾン層	15
オゾンホール	15
汚濁負荷量	41
— か行 —	
拡大生産者責任	20
化石燃料	7, 25
カーボン・オフセット	10
環境影響評価	105
環境学習	93
環境基準	35
環境共生建造物	8
環境効率性	99
環境の日、環境月間	91
環境報告書	99
環境保全アドバイザー	93
環境ホルモン	60
環境マネジメントシステム	99
感染性廃棄物	28
管理型最終処分場	27
グリーン・コンシューマーリズム	91
県グリーン購入方針	106
健康項目	41
光化学オキシダント	35
公共用水域	41
黄砂	16
交通需要マネジメント(T D M)	8, 37
コンポスト	19
— さ行 —	
里山	84
サーマルリサイクル	25
3 R 推進月間	20
酸性雨	16
C O D (化学的酸素要求量)	41
自然環境保全地域	70
自然公園	70
自動車使用合理化	36
臭気指数	55
新エネルギー	7
水源の森	34
生活環境項目	41
ゼロエミッション	99
— た行 —	
ダイオキシン類	58
第1種エネルギー管理指定工場	7
— な行 —	
内部生産	41
— は行 —	
ばい煙発生施設	38
バイオマス	11, 45
パークアンドライド	8, 37
ハロン	15
P R T R	57
B O D (生物化学的酸素要求量)	41
ビオトープ	81
ヒートアイランド現象	7
干渴	67
光ビーコン	38
広島県環境関連産業創出推進協議会	104
広島県地球温暖化防止活動推進センター	8
V O C	39
富栄養化	41
福山リサイクル発電事業	25
不法投棄 110 番・ファックス	30
フロン	15
浮遊粒子状物質	35
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	28
— ま行 —	
マニフェスト制度	28
ミティゲーション	77
藻場	67
— や行 —	
ユニバーサルデザイン	72
溶融スラグ	22
予測無影響濃度	60
— ら行 —	
ライフサイクルアセスメント (L C A)	7
リスクコミュニケーション	58